

平成21年度外務省政策評価書
別冊

【評価要旨】

(平成20年度に実施した施策に係る政策評価)

平成21年8月

外務省

目 次 [評価要旨]

基本目標Ⅰ 地域別外交

I—1	アジア大洋州地域外交	1
I—2	北米地域外交	14
I—3	中南米地域外交	19
I—4	欧州地域外交	23
I—5	中東地域外交	28
I—6	アフリカ地域外交	32

基本目標Ⅱ 分野別外交

Ⅱ—1	国際の平和と安定に対する取組	37
Ⅱ—2	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	48
Ⅱ—3	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	51
Ⅱ—4	国際経済に関する取組	54
Ⅱ—5	国際法の形成・発展に向けた取組	67
Ⅱ—6	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	72

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策

Ⅲ—1	海外広報、文化交流	74
Ⅲ—2	報道対策、国内広報、IT 広報	78

基本目標Ⅳ 領事政策

Ⅳ—1	領事サービスの充実	82
Ⅳ—2	海外邦人の安全確保に向けた取組	86
Ⅳ—3	外国人問題への対応強化	89

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

V—1	外交実施体制の整備・強化	91
V—2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	94

基本目標Ⅵ 経済協力

Ⅵ—1	経済協力	97
Ⅵ—2	地球規模の諸問題への取組	101

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

Ⅶ—1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	104
Ⅶ—2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	106
Ⅶ—3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	108

(別添)

平成21年度外務省政策評価 評価体系図	111
---------------------	-----

(注1) 評価要旨の【評価結果の概要】－【総合的評価】に記載された★印は、施策（または施策を構成する具体的施策）の目標の達成度を、★の数を使って次のように表わしたものです。

「目標を達成した。」	★★★★★
「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」	★☆☆☆☆

(注2) 文中に言及のある小目標については、「平成21年度外務省政策評価書〔施策レベル評価版〕を参照願います。

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省アジア大洋州局

施策名	アジア大洋州地域外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 47 頁)	政策体系上の位置付け 基本目標 I 地域別外交 I-1 アジア大洋州地域外交
	<p>施策の概要</p>	<p>アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること。次の具体的施策より構成される。</p> <p>I-1-1 東アジアにおける地域協力の強化 I-1-2 朝鮮半島の安定に向けた努力 I-1-3 未来志向の日韓関係の推進 I-1-4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 I-1-5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 I-1-6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 I-1-7 南西アジア諸国との友好関係の強化 I-1-8 大洋州地域諸国との友好関係の強化</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 I-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ I-1-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」★★★★☆ I-1-2 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」★★☆☆☆ I-1-3 「目標の達成に向けて進展があった。」★★★★☆ I-1-4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」★★★★☆ I-1-5 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」★★★★☆ I-1-6 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」★★★★☆ I-1-7 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」★★★★☆ I-1-8 「目標の達成に向けて進展があった。」★★★★☆</p> <p>【施策の必要性】</p> <p><u>1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について</u></p> <p>東アジアは、世界の成長センターであり、インドや中国の台頭等と相まって近年急速な経済成長を遂げている一方、テロや感染症等の地域共通の新たな脅威が顕在化し、また北朝鮮問題等、安全保障上の不安定要因も依然として存在し、長期的な予見可能性が欠如している。豊かで安定し、開かれた東アジアの実現は我が国の安全と繁栄に不可欠であり、二国間関係のみならず、地域協力枠組みにおいて地域共通の脅威や課題に取り組むとともに、その中で民主主義、人権、法の支配等普遍的な価値や国際ルールが地域における定着を図っていくことが引き続き必要である。</p> <p><u>2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について</u></p> <p>北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。また、拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。</p> <p><u>3. 「未来志向の日韓関係の推進」について</u></p> <p>日韓両国は、基本的価値を共有する最も大切な隣国関係であり、「シャトル首脳外交」等を通じ、引</p>	

き続き未来志向の「成熟したパートナーシップ関係」を強化していくために協力していくこと、さらには、北朝鮮問題、開発協力、海賊対策といった国際社会における共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域、更には国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくなくてはならない存在になっている。日中関係は最も重要な二国間関係の一つとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」の具体化を進展させることが重要である。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことは日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、ウラン・レアメタルを豊富に有する資源外交の新たな相手国として、また国際場裡におけるパートナー国として、我が国にとっての重要性がより一層増している。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域はかつて戦争、現在でも貧困、難民といった不安定要因を抱えているが、本地域を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は、アジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による支援やこの地域への貿易投資促進を通じて、ASEAN域内の格差を是正し、統合を促進していく必要がある。また、これらの国々との友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

東南アジア島嶼部各国(インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア)は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、政治・安全保障面における国際的・地域的諸課題に対応していく上で重要なパートナーである。

また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場の一つとして、貿易・投資面において我が国と密接な関係を有することから、当該地域のビジネス環境整備は、我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、インドネシア、ブルネイ、マレーシア、東ティモールは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。

上述のとおり、当該地域は政治・経済両面で大きな重要性を有しているが、未だ東ティモールのような国づくりの途上にある国家や、情勢が不安定なフィリピン・ミンダナオ地域が存在するとともに、安全保障面での脆弱性、民主主義の定着、地域統合の推進等の多様な課題を有している。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

(1) 南西アジアは、世界最大の民主主義国家であるインドを始め、高い経済成長を実現してきており、国際社会での存在感を高めている。特にインドは、世界的不況の影響はあるものの、依然高い経済成長を維持しており、対外的にも米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を高めている。また、インドは10億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観を有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、高い重要性を有している。

(2) 一方、南アジアでは依然として貧困、民主化、テロ、不安定な内政等の課題を抱えており、我が国として南アジアの民主化・民主主義の定着や平和構築の流れを支援していくことは、南アジア地域の安定と繁栄にとり極めて重要である。

(3) 加えて、南西アジア諸国は我が国と中東諸国とのシーレーン(海上輸送路)上に位置し、地政学的にも我が国にとって極めて重要である他、戦争による負の遺産もなく親日的である等、我が国にとり外交的に重要であり、南西アジア諸国との一層の関係強化は我が国にとり不可欠である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源及び食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国との外交関係を強化することは、国連(安保理)改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るため、また、水産資源を安定的に確保するために極めて重要である。

【施策の有効性】

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

アジアの安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間の友好関係を構築するためには、地域協力の推進力であるASEANの統合支援や、日中韓協力の進展、更に普遍的価値の共有、開放性・透明性といった諸原則に基づいた地域協力・統合を進めていくことが重要である。EASやASEAN+3、日・ASEAN協力といった枠組みによる協力は、地域各国と一層幅広い連携を実施していく上で重要な役割を果たし、また日中韓協力はこれらの協力と相互補完的な役割を果たしている。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、G8首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に具体的な対応を求めるアプローチ、③必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、具体的な対応をとるように促すとの観点から有効である。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

未来志向の日中関係を発展・強化させ、日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決するためには、様々な分野、様々なレベルでの対話を通じ、「戦略的互惠関係」の構築に向けた具体的協力を推進すること、及び日中間の諸懸案に関し、胸襟を開いた意見交換を実施し、相互理解を深めること、また、新日中友好21世紀委員会や日中歴史共同研究等の有識者の交流、青少年交流を中心とした民間レベルでの交流を促進し、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。

日モンゴル関係のより一層の強化のためには、各種招聘・派遣事業や対話の枠組み(官民合同協議会、両国外務省間政策対話、両国地域情勢対話等)の継続的実施を通じた相互理解の促進や具体的目標の設定が有効である。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

両国政府の要人往来、各種国際会議を活用しつつ、両国間のハイレベルな対話を継続的に実施す

ることは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化し、また、様々な二国間経済協議を通じたビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化につながる。同時に、我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、ASEAN 全体と我が国の関係の強化に有効である。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

東南アジア島嶼部各国と国際的・地域的課題への対応で連携しつつ、経済面での連携強化や地域の安定に向けた協力を実施する上で、①要人往来による様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進、②各国との経済連携協定(EPA)の協議・実施等経済分野での関係緊密化、③平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力、を実施することが有効である。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

我が国の発展にとりインドを含む新興国との関係強化は不可欠であるが、日印関係は民間部門の活動により自然に維持・強化されていくような成熟した段階にはない。ある程度政府が主導し、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップ強化のため政治的コミットメントを示すことは、民間経済部門を含む二国間関係強化に資するものである。また、民主化・平和構築やテロとの闘い等の課題を抱える南西アジア地域の平和と繁栄を実現するために、我が国として協力へのコミットメントを示すことが必要である。その具体策としては、要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進、南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施等が有効である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために有効である。第4回日・PIF 首脳会議を適切にフォローアップすることは、我が国のこの地域に対するコミットメントを示すために重要であり、島嶼国の我が国に対する積極的な支持を引き出すために有効である。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。

【施策の効率性】

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

EAS や ASEAN+3、日・ASEAN 協力といった上記のそれぞれの枠組みにおいて相当な進展が見られ、また、これらの枠組みに基づく協力案件も着実に実施され、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチについては、平成 20 年8月の日朝合意等からも明らかとなり、北朝鮮からの具体的な行動を引き出すためには効率的な手段と考えられる。

六者会合、国際連合、G8 首脳会合等、更には関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の支持と協力を得た。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議やG8 首脳会合等における議長声明等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を継続したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示し、北朝鮮に対して国際社会の声に反することのコストを認識させるのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものと考えられ、効率的な手段と考えられる。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

- (1) 政治分野の対話の促進については、首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話の実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気醸成にも資することとなった。とられた手段は適切かつ効果的であった。
- (2) 人的交流の拡大については、近年、日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム(いわゆる「韓流」)とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。「日韓交流おまつり」における交流や、「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下での、1400人を超える韓国の中高生、大学生、教員等の訪日(平成20年)に加え、平成20年4月の日韓首脳会談では、日韓の大学間交流協定に基づく留学を支援する「日韓大学生交流事業」の実施や「日韓ワーキングホリデー制度」の、日韓それぞれの参加者上限を拡大することで一致した。とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組については、韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、人道的観点から、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、第二期日韓歴史共同研究が順調に進んでいることは、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなっており、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (4) 日韓間の懸案への対応に関しては、EEZ境界画定について、平成20年5月に第9回交渉、平成21年3月に第10回交渉を実施し、現在も交渉が継続中である。また、EEZ境界画定には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行なっている。また、日韓間には竹島をめぐる領有権の問題があるが、平成20年7月14日に文部科学省が公表した中学校学習指導要領解説(社会(地理的分野))に初めて竹島が記述されたことに対し、韓国政府は強く反発した。竹島についての日本政府の立場は一貫しており、パンフレットの作成などにより対外的に周知するとともに、韓国側に対しても累次にわたり申し入れている。いずれにせよ、日本政府としては、この問題の平和的解決のため、粘り強い外交努力を行っていくという方針であり、とられた手段は適切かつ効果的であった。
- (5) 経済緊密化のための各種協議等の推進については、平成20年10月に第7回日韓ハイレベル経済協議が開催された。また、日韓経済連携協定(EPA)交渉については、平成16年11月以降中断しているが、平成20年4月の日韓首脳会談において、日韓EPAが両国の経済関係の強化に重要な役割を果たすであろうという認識を共有したことを受けて、交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議が6月及び12月に開催された。また、平成21年1月の日韓首脳会談では、交渉再開に向けた検討を促進することに、また2月の日韓外相会談では実務協議のレベルを審議官級に引き上げることで一致した。とられた手段は適切かつ効果的であった。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

平成20年度は、5回の首脳間の相互訪問が行われるなど、首脳会談、外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、その他にも日中戦略対話(次官級)、日中人権対話(局長級)等幅広い事務レベル協議を実施、「戦略的互惠関係」の構築に向け対話を積み重ね、施策の目標に向け、相当な進展がみられた。また、対モンゴル関係においても外務省間政策対話及び官民合同協議会等、様々なレベルでの話し合いを実施した。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域開発は地域全体の包括的な開発を目指す構想であり、我が国の限られた援助資源を最適配分するという観点から、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

限られた投入資源(平成20年度当初予算のうち 165 百万円は日・インドネシア EPA に基づき受け入れた看護師・介護福祉士候補者の日本語研修経費であり、同経費を除いた予算額は63 百万円のみ)にもかかわらず、関係省庁・各課(要人往来・EPA 交渉・実施における関係省庁との連携)、民間(EPA 実施、周年事業実施)等と密接に協力するなど効率的に事業を行い、政治、経済、安全保障、文化の各分野で関係国と友好・協力関係を大きく推進した。外務省の行った施策については、投入資源と比較して大きな成果を出しており、取られた手段は適切かつ効率的であった。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

平成 20 年度は、首脳レベルを含む要人往来、各種協議の活発な実施、選挙監視団の派遣を含む南アジア地域全体の平和と繁栄に向けた各種取組の実施等により、施策の目標に向けて相当な進展があったことは、とられた手段が適切かつ効率的であったことを示すものと考えられる。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州とは、安全保障協力の強化やEPA交渉の継続など平成19年度に引き続き、更なる進展がみられた。ニュージーランドとは作業部会を実施し、二国間関係強化のための協力の枠組み作りに進展があった。また、太平洋・島サミット準備会合及び要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化させた結果、対日協力姿勢の強化が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

すべての枠組みにおいて地域協力を積極的に推進し、地域の一体感を高めていく。地域共通の課題に対し、協力の気運が高い分野において協力を進展させ、地域全体の利益となるよう具体的な取組を進める。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

関係国と緊密に連携・協力しつつ、六者会合や日朝協議等を通じ、諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を目指す。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

日中間で「戦略的互惠関係」の構築に向け、引き続き幅広い分野における協力の具体的な進展をはかり、同時に個別の懸案を解決すべく、各種対話や交流を一層強化していく。日モンゴル間では、政府関係者の招聘や我が国有識者の派遣を通じた相互理解の促進に一層努めていく。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

今後ともメコン河流域5か国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これらの国々の発展を支援することを通じて、ASEAN の統合を支援し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

各国との関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流、各国との経済連携協定(EPA)に基づく各種小委員会等や EPA の円滑な実施のための協議等二国間経済協議、平和構築を始めとする地域及び国際的課題に関する協力を引き続き着実に実施していく。また、EPA 実施や

地域及び国際的課題に関する協力については、適正な予算措置及び人的体制の拡充を行っていく。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種政策協議、経済協力を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南アジアの安定と繁栄に向け民主化・平和構築等の支援のための具体的施策を講じる。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーランド及び島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、特に第5回太平洋・島サミット開催に向けて我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジアの地域協力枠組みのそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を引き続き実質的に進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。特に、日・ASEAN間では12月1日に、日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定が日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーの間で発効したほか、金融危機対応や災害対応能力向上のため約7500万ドルを日ASEAN統合基金(JAIF)に新たに拠出し、ASEAN統合に向けて我が国が積極的に支援することを示すことができた。また、日中韓協力に関しては、12月に福岡県太宰府市で開催された日中韓首脳会議は、他の国際会議の機会を捉えて開催されてきたこれまでの首脳会議とは異なり、歴史上、初めて、独立した会議として開催された。同会議において、三か国首脳は、今後の三国間協力の指針を記した「三国間パートナーシップに関する共同声明」に署名し、我が国のイニシアティブにより、未来志向で三国間協力を強化するとのメッセージを発出した。ASEAN+3協力、東アジア首脳会議に関しては、平成20年度は議長国タイの国内事情により開催されなかったが、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流等の分野で引き続き具体的な協力が着実に推進されているほか、第4回首脳会議において主要テーマとして取り上げられる予定であった世界経済金融危機、食料・エネルギー安全保障、防災に関し、我が国は、同首脳会議に向けて、危機や課題に対応するための各国の取組を支援する協力策を準備した(同協力策は、4月11日に公表された)。以上のように、各々の枠組みにおいて、当初想定していた以上の成果が見られた。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

- (1)核、ミサイル等の安全保障上の問題については、朝鮮半島の非核化に向け、六者会合の枠組みの下、北朝鮮は、「共同声明実施のための第二段階の措置」の一環として、平成20年6月に申告を提出し、寧辺(ヨンビョン)における核施設の無能力化も一部実施された。しかし、12月の六者会合首席代表者会合では検証の具体的枠組みについての合意は得られなかった。
- (2)我が国が、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を平成20年も継続し、毅然とした対応をとったことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。
- (3)日朝関係については、平成20年6月に北京で開催された日朝実務者協議に引き続き、8月にも同実務者協議が開催され、拉致問題に関する全面的な調査の具体的な態様等につき合意が得られた。しかし、9月に北朝鮮から調査開始を見合わせる旨の連絡があつて以降、いまだ北朝鮮側は

具体的な行動を開始していない。

- (4)①国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、②G8首脳会合や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたこと、特に7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、首脳宣言において初めて「拉致」が明示的に言及され、議長声明にも「拉致」が盛り込まれたことは、一定の成果であった。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

平成20年4月に李明博大統領が訪日し、また、平成21年1月には、麻生総理大臣が「シャトル首脳外交」の一環として訪韓して、「成熟したパートナーシップ関係」を強化していくことを確認するとともに、日韓関係を一層緊密にするだけでなく、日韓両国が共に国際社会に貢献していくことを確認するなど、平成20年4月から平成21年3月の間に4回の日韓首脳会談を行った。加えて、5回の外相会談を始めとする様々な分野での重層的かつ緊密な政府間対話や民間レベルの交流が進展した。「成熟したパートナーシップ関係」の構築や「シャトル首脳外交」の定着に向けて、着実な進展があったものと評価できる。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

中国との間では、5月の胡錦濤国家主席による中国国家主席として10年ぶりの訪日や10月の麻生総理大臣の訪中等、5回の日中首脳間相互訪問が行われ、「戦略的互惠関係」構築に向けて多くの対話が重ねられた。「食の安全」の問題や12月の中国公船の尖閣諸島領海への進入事案などが発生したが、幅広い層での交流が進むなど関係は着実に進展した。モンゴルとの間では、外相会談や外務省間政策対話及び官民合同協議会等、様々なレベルでの話し合いが実施されるなど、極めて良好な政治的関係と同等な経済関係の構築に向けて、双方による取組が行われた。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

タイ首相及びラオス国家主席が訪日し、皇太子殿下が初めてベトナムを訪問するなど、要人による二国間訪問が活発に行われた。経済協定については、日ラオス投資協定及び日カンボジア投資協定が発効し、日ベトナム経済連携協定が署名された。メコン地域開発については、「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」に基づく支援を引き続き実施した。また、平成20年1月の日メコン外相会議で平成21(2009)年を日メコン交流年とすることで合意し、政治、経済、文化その他幅広い分野における交流行事を実施し、各国との対話・交流が促進された。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

- (1) マレーシア、インドネシア、東ティモールの首脳、東ティモール、インドネシア、ブルネイ、フィリピンの外相を含む多数の閣僚級要人の訪日、マレーシア、フィリピンとの次官級協議や日・BIMP-EAGA(ピンブ・東ASEAN成長地域)会合の開催、日・インドネシア友好年関連事業の活発な実施(年間300以上)により、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質・量ともに優れた具体的成果を得ることができた。

- (2) 経済面では、インドネシア、ブルネイ、フィリピンとの経済連携協定(EPA)発効、フィリピンとの租税条約改正議定書発効、ブルネイとの租税協定署名という大きな具体的成果を得た。また、既に発効していたシンガポール、マレーシアとのEPAも含み、分野別の小委員会等の開催や相手国との調整により各経済連携協定(EPA)の着実な実施が図られた。

- (3) さらに、東ティモールの国づくりへの継続的な支援やフィリピン・ミンダナオ和平プロセスへの積極的関与、安全保障分野での所管国との連携強化等により地域の安定と平和に向け大きな貢献ができた。また、民主主義の普及・定着、地域統合、経済・金融危機等の課題への対応のため、所管国との緊密な連携を図り、地域の安定・発展の推進に貢献した。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

平成 20 年には、高村外務大臣(当時)のパキスタン及びインド訪問、シン・インド首相の公式訪日を始めとするハイレベルの要人往来が実現した。また、南アジア各国との首脳会談、外相会談等の政治レベルでの対話に加え、次官級協議、局長級対話等の各種事務レベルでの対話が実施された。特にインドとの関係では、シン首相訪日の際に、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等の幅広い分野で協力を強化する「戦略的グローバル・パートナーシップの前進に関する共同声明」及び安全保障分野での協力に関する「安全保障協力に関する共同声明」が発出される等、日印戦略的グローバル・パートナーシップは一層強化された。さらに、我が国は、バングラデシュ、モルディブ、ネパール、ブータンへの選挙監視団派遣、南アジア地域協力連合(SAARC)に対する協力等、南西アジア地域の平和と繁栄に向けた協力を積極的に実施した。これらの点において、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化を柱とする南アジア地域全体の安定と繁栄という目標に向けて、当初の想定以上の大きな成果があげられた。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

(豪州との関係) ハイレベルの二国間会談(6回の外相会談、6回の首脳会談(うち3回は電話会談))、日豪 EPA 交渉(4回)及び安全保障面での対話等を通じ日豪関係の強化を推進し、6月のラッド首相訪日時には、包括的な戦略関係を更に強化することにつき合意した。

(NZとの関係) 平成 20 年5月のクラーク首相の訪日時に、引き続き幅広い分野で二国間関係を強化することで合意した。経済関係強化のための作業部会及び日 NZ 高級事務レベル経済協議を通じ、経済面を中心に対話を推進した。11月の総選挙の結果、キー国民党政権が滅亡し、12月には日 NZ 電話首脳会談を実施し、二国間関係及び経済金融危機について意見交換を行った。

(島嶼国との関係) 島嶼国首脳の来訪(トメイン・マーシャル大統領、モリ・ミクロネシア大統領及びレメングサウ・パラオ大統領)に加え、皇太子殿下のトンガ国王戴冠式へのご出席やパラオ及びミクロネシアへの特派大使派遣等要人往来の強化を通じ島嶼国との友好協力関係の深化に努めた。また、平成 21 年5月に開催する第5回日・PIF 首脳会議に向け、有識者会合や日・PIF 首脳会議準備会合を実施した。こうした取組を通じ島嶼国の自助努力に対する支援について我が国のイニシアティブを印象づけた。これら我が国の取組において、大洋州島嶼国からは、安保理改革等について国際場裡での支持を確保してきている。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年1月 18 日	・昨年の米国、シンガポール、中国への訪問で「共鳴外交」に踏み出しました。中国とは、省エネ・環境協力などを通じ、戦略的互惠関係を深め、アジアと世界の安定と発展に貢献する関係を築きます。韓国とは、2月に就任される次期大統領と、未来志向の安定した関係を構築していきます。 ・北朝鮮に対しては、六者会合などの場を通じ、関係各国と連携して核の放棄を求めていきます。また、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、不幸な過去を清算し日朝国交正常化を図るべく、引き続き最大限の努力を行っていきます。

第 169 回国会外交演説

平成 20
年 1 月 18
日

・近隣諸国との関係に触れれば、豊かで安定し、開かれたアジア地域の実現は、我が国の安全と繁栄に不可欠です。

・中国とは、「戦略的互惠関係」を構築し、共に世界の平和、安定、繁栄に貢献してまいります。先月、福田総理と私はそれぞれ中国を訪問し、本年の桜の咲く頃には胡錦濤国家主席も訪日する予定です。日中平和友好条約締結 30 周年、日中青少年交流年である本年、引き続き幅広い層で対話と交流を積み重ねていくとともに、懸案の決着に向けて努力し、日中関係を一層強化していきます。

・韓国は我が国にとって重要な隣国です。我が国とは、自由、民主主義、基本的人権、市場経済といった基本的価値を共有し、また、北朝鮮問題等共通の課題を持っています。李明博(イ・ミョンバク)新大統領との間でも、未来志向の日韓関係を一層発展させていきます。

・北朝鮮をめぐる問題の解決は、我が国の安全保障にとり極めて重要であり、またアジアの平和と安定に不可欠です。六者会合や日朝協議を通じ、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を早期に実現できるよう、全力で取り組んでまいります。

・ASEAN の結束と繁栄は、東アジア地域全体の安定と繁栄にとって重要な推進力です。先般、日本・ASEAN 包括的経済連携協定の交渉が妥結しました。今後は、協定の早期発効に向けて努力していきます。また我が国は、ASEAN の一層の発展と繁栄のため、メコン地域開発を通じた域内格差是正や人材育成支援等を通じて、ASEAN の統合努力を力強く支援してまいります。

・インドや豪州との間でも、安全保障面や経済連携協定交渉を含め、引き続き幅広い分野で関係を強化します。

・日米豪戦略対話等の協力も引き続き推進してまいります。

・また、将来の東アジア共同体の形成を視野に入れ、東アジア首脳会議等の枠組みを活用して、アジア諸国と共に地域共通の課題に積極的に取り組んでまいります。

		<ul style="list-style-type: none"> ・昨年 11 月の東アジア首脳会議では、福田総理より、東アジアにおける「持続可能社会」の実現に向け、我が国の環境協力イニシアティブを打ち出しました。今後はこれを着実に実現してまいります。 ・また、中国と韓国を交えた日中韓協力についても、環境をはじめとする様々な分野で一層発展させてまいります。 ・さらに民主化や市場経済化等の支援や対話を通じて、バルト諸国や中・東欧、中央アジア、南アジアといった地域の諸国との関係を強化してまいります。
<p>第 170 回国会施政方針演説</p>	<p>平成 20 年 9 月 29 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下、順序を付けにくいのをお断りした上で、隣国である中国・韓国やロシアをはじめアジア・太平洋の諸国と共に地域の安定と繁栄を築き、共に伸びていく。これが、第二です。 ・我が国が信奉するかけがえのない価値が、若い民主主義諸国に根づいていくよう助力を惜しまない。第四です。 ・そして第五に、北朝鮮への対応です。朝鮮半島の安定化を心がけながら、拉致、核、ミサイル問題を包括的に解決し、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を図るべく、北朝鮮側の行動を求めてまいります。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現を図ります。
<p>第 171 回国会施政方針演説</p>	<p>平成 21 年 1 月 28 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アジアは世界の成長センターです。その自律的成長を我が国の成長につなげるためにも、アジアの成長力強化と内需拡大のための戦略的国際協力を、東アジア・アセアン経済研究センターも活用しつつ進めます。WTOドーハ・ラウンドの早期妥結や、経済連携協定の交渉に取り組みます。 ・私は、日米同盟を基軸にしなが、アジア・太平洋の諸国との連携、国連などの場を通じた国際協調を重要な柱として、平和と安定の構築に全力を尽くします。 ・先般、日中韓首脳会議を初めて独立した形で開催し、未来志向で、包括的な協力を進める大きな一歩を踏み出しました。中国との「戦略的互惠関係」、韓国との「成熟したパートナーシップ関係」を通じて、アジアと世界の平和と安定に貢献してまいります。 ・北朝鮮については、拉致、核、ミサイル問題を

第171回国会外交演説

平成 21
年1月 28
日

包括的に解決し、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を実現すべく取り組みます。また、六者会合において非核化プロセスを前進させるとともに、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向け、北朝鮮に対し、早期に全面的な調査のやり直しを開始するよう、具体的な行動を強く求めてまいります。

・私が「自由と繁栄の弧」という言葉で表現したように、自由、市場経済、人権の尊重などを基本的な価値とする若い民主主義諸国の努力を、積極的に支援します。

・我が国は、アジアの一員として、アジア太平洋諸国と共に地域の平和と安定を維持し、共に繁栄し発展していかねばなりません。

・昨年末、初の単独開催となる「第1回日中韓サミット」を福岡で開催し、様々な分野における協力の推進について一致するという大きな成果を挙げました。日本、中国、韓国が互いに連携と協力を推進することは、アジア地域の今後の発展にとっても有意義であります。個別の懸案は存在するものの、3カ国の首脳が個人的な信頼関係を築くという意味でも極めて意義深い会合でした。今後とも、両国とは、首脳レベルはもとより、外相レベルにおいても頻繁に意見交換を行うよう努めてまいります。

・中国とは、引き続き首脳を含むハイレベルでの交流を積み重ね、東シナ海の資源開発や食の安全などの個別の懸案にも適切に対処しながら、「戦略的互惠関係」の構築を引き続き推進し、アジアと世界の平和と安定に共に貢献していく考えです。

・先日、麻生総理は、「シャトル首脳外交」の一環として、韓国を訪問しました。首脳会談において確認されたとおり、未来志向の「成熟したパートナーシップ関係」の構築に向け、二国間にとどまらず、国際社会においても幅広い協力関係を築いていく所存です。

・北朝鮮については、日朝平壤宣言に則り、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して日朝国交正常化を図るべく、引き続き努めてまいります。

		<ul style="list-style-type: none"> ・六者会合において早期にしっかりとした検証の具体的枠組みに合意し、非核化プロセスを前進させると同時に、早期に北朝鮮による拉致問題の全面的な調査のやり直しを開始され、生存者の帰国につながるような成果が得られるよう、引き続き真剣に取り組めます。 ・基本的価値を共有するインドや豪州との間でも、安全保障や経済連携を含め、多様な分野で関係を発展させていきます。 ・東南アジア諸国連合(ASEAN)の各国との関係を、本年の日メコン交流年や重層的な経済連携の取組などを通じて、多くの分野で強化し、また、ASEANの統合と発展を力強く支援してまいります。 ・現下の世界的な金融・経済の混乱の中で、アジア諸国が「開かれた成長センター」として世界経済に貢献することが重要です。アジア太平洋経済協力(APEC)や東アジア首脳会議などの枠組みを活用して、アジア諸国と共にこの地域の経済的安定と発展のために一致して取り組んでまいります。 ・本年5月に北海道にて開催する第5回太平洋・島サミットを通じ、気候変動を含む様々な課題の解決に向けた取組への支援を強化し、太平洋島嶼国との関係強化を図ります。 ・また、バルト諸国や中・東欧、中央アジア・コーカサス、南アジアといった民主化と市場経済化を進める国々との対話や協力に引き続き取り組んでまいります。 ・さらに、テロとの闘いの前線国家であるパキスタンにおけるテロ撲滅や経済安定化への同国政府の取組を支援してまいります。
--	--	---

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省北米局

<p>施策名</p>	<p>北米地域外交</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 93 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 地域別外交 I-2 北米地域外交</p>
<p>施策の概要</p>	<p>我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること。次の具体的施策より構成される。</p> <p>I-2-1 北米諸国との政治分野での協力推進 I-2-2 北米諸国との経済分野での協力推進 I-2-3 米国との安全保障分野での協力推進</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 I-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>I-2-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>I-2-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>I-2-3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>【施策の必要性】</p> <p><u>1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について</u></p> <p>(1) 米国について</p> <p>(イ) 基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった普遍的価値観や利益を共有している米国との同盟関係は、我が国の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の礎である。</p> <p>(ロ) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調の下、積極的に取り組んできており、我が国外交の基軸である日米同盟を維持・強化することは必須である。</p> <p>(ハ) 政治分野での日米間の協力を日本政府として推進し、政治・安全保障上の諸課題への取組において日米両国間の連携を強化することは、不可欠の要素である。</p> <p>(2) カナダについて</p> <p>(イ) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。</p> <p>(ロ) 世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。</p> <p>(ハ) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。</p> <p><u>2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について</u></p> <p>(1) 米国</p> <p>(イ) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化のために不可欠な要素の一つである。BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)等の新興経済諸国が影響力を増している中で、金融・世界経済の早期回復に向け、先進的技術で世界をリードする日米両国が、経済面での協力のあるべき姿を世界に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも不可欠である。</p>	

(ロ)日米間の貿易・投資の自由化を促進することは、対日投資の拡大と、日本企業の米国における経済活動を発展させる上で不可欠である。

(ハ)多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係においては、外務省が、総合的な外交上の配慮を加味しつつ、バランスよく円滑な関係を運営していくことが日米同盟関係の維持・強化の観点から不可欠である。

(2)カナダ

(イ)カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっている。さらに、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。

(ロ)我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきたが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれている。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、両国首脳レベルのイニシアティブにより実施された共同研究の成果である日加共同研究報告書が、平成19年10月、両国首脳に提出された。今後は、同報告書が提示する具体的な諸施策及び平成20年10月に改正された「協力の優先分野」の実施・推進に関し、次官級経済協議・貿易投資対話等の日加経済枠組みを引き続き活用し、カナダ側と具体的な案件について協力関係を深めていく必要がある。

3.「米国との安全保障分野での協力推進」について

北朝鮮による弾道ミサイル及び核問題が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も朝鮮半島や台湾海峡をめぐる情勢など、不安定な要素が依然存在している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を一層強化していくことが重要である。

【施策の有効性】

1.「北米諸国との政治分野での協力推進」について

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

2.「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1)米国

(イ)幅広い分野において緊密な相互依存関係にある日米両国間においては、取り扱うべき経済的課題が多岐にわたっている。また、二国間のみならず地域的・国際的な課題についての協力も推進する必要がある。この観点から「成長のための日米経済パートナーシップ」は、6つの対話の枠組みの下での各課題の適切な運営を通じ、日米関係者間の意見交換を緊密なものとし、経済関係を着実に発展させた。

(ロ)日米規制改革イニシアティブの下での対米要望のとりまとめの過程においては、民間部門から聴取した具体的な問題意識を米国政府への改善要望に組み込み、日本企業の貿易・投資において良好な環境が整備されるよう政策に反映させた。このように、日本企業の要望を踏まえる形で「成長のための日米経済パートナーシップ」を運営したことは、両国間の経済協調関係を一層推進する上で極めて有効であった。

(ハ)日米二国間における個別経済問題の中には、政治問題化する可能性のある案件も見られる。個別通商問題への対処は、経済問題が政治問題化することを未然に防ぎ、両国が良好な協調関係を推進していく上で極めて有効であった。

(2)カナダ

日加経済枠組みの下での共同研究は、民間部門の意見を聴取し、二国間の貿易・投資その他の協力案件の更なる促進をもたらす便益・費用についての検討を行うことにより、日加両国の貿易経済関係をさらに深化・活性化する上で有益であった。また、平成20年10月、「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改訂され、同11月、第1回日加貿易投資対話が開催された。同対話は、日加間の経済分野での包括的な政府間定期協議の枠組みである日加次官級経済協議とあわせ、日加経済関係の協力推進、貿易・投資の拡大・促進に資するものとして極めて有意義であった。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、(1)安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2)「再編の実施のための日米ロードマップ」の着実な実施、及び(3)日米地位協定の運用改善等を行うことが重要である。

また、在日米軍の施設・区域を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制の強化につながる。

【施策の効率性】

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

首脳・外相レベルでは、種々の国際会議等の機会を捉えて日米首脳会談(3回)、外相会談(6回)を実施した他、累次の機会を捉え、電話会談を実施し、北朝鮮、金融・世界経済、アフガニスタン・パキスタンを含む日米両国に共通する政策課題について緊密な調整を行い、施策の目標に向け相当な進展が見られた。また、対米及び対加関係において、あらゆるレベルにおける二国間の交流事業を時宜に合わせて実施した。とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係に基づいて、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

限られた資源の中、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保を図ることができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国に関し、今後、日本経済の変化や国際経済での新たな展開を踏まえ、日米間の既存のメカニズムを活用しつつ、これを基礎として、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下で個別の協力を強化するとともに、共同研究の結果に基づいた更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図る。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討・実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること。
本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

(1) 米国について

福田総理(当時)、麻生総理の首脳レベル及び高村外務大臣(当時)、中曽根外務大臣の大臣レベルの双方で累次の機会を捉え、首脳、外相会談を行い、日米戦略対話等も実施された。また、平成 21 年1月に発足したオバマ政権との間でも北朝鮮、アフガニスタン・パキスタン、気候変動・エネルギー等幅広いレベルでの政策調整が開始された。特に2月には、クリントン国務長官が初の外遊先として日本を訪問し、麻生総理がホワイトハウスに最初に招かれる外国首脳として訪米した。同時に、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施し、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招聘するなど、日米同盟は総合的に見て一層重層的に強化され、当初の想定以上の成果があったと言える。

(2) カナダについて

平成 20 年6月、G8外相会合の際に日加外相会談が行われた。続く7月、北海道洞爺湖サミット出席及び公賓としてハーパー首相が訪日、2度にわたって日加首脳会談が行われた。さらに、11月、ペルーAPEC の際に、日加外相会談が行われた。頻繁な首脳、外相レベルでの会談における率直な意見交換を通じて、アジア太平洋地域や国際情勢に関する認識の一致が図られ、両国間あるいは国際社会における協力について有意義な議論が行われた。また、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施し、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招聘するなど、カナダとの緊密な連携を一層強化するという目標が十分達成された。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国については、施策を実施した結果、平成 20 年度において、二国間の貿易や投資額、人的交流等の増加など日米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、平成 20 年度も日米間の協力を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための道筋を具体的に付けることができた。また、平成 21 年1月の米新政権発足を見据えて、経済局長の声かけによる有識者研究会を立ち上げ、新しい日米経済関係の在り方について議論の上、その成果が報告書にまとめられ外務大臣に提出されており、同提言も踏まえ、オバマ政権との間で新たな対話の枠組みを立ち上げるべく調整している。

カナダについては、「日加経済枠組み」に基づき両国の経済関係における潜在力を最大限引き出すことを目指し、平成 17 年以降、3回の共同研究作業部会で両国の経済関係を制限する措置と更なる貿易・投資の自由化等につき検討が行われ、平成 19 年 10 月、その成果は日加共同研究報告書として両首脳に報告された。平成 20 年 10 月には「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改正され、また、同報告書が提案する第1回貿易投資対話を開催し、日加間の貿易・投資促進に向け分野横断的な検討を行った。さらに同年 12 月には第 22 回日加次官級経済協議を開催し、科学技術・エネルギー分野において日加間の協力を一層具体化するなど、両国の経済関係の強化に向け着実な進展があった。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

以下の理由にかんがみ、平成 20 年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、施策の目標達成に向けて相当な進展があったと考える。

(1) 平成 20 年5月には、在日米軍駐留経費負担(HNS)に係る新たな特別協定が発効し、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保が図られた。また、横須賀基地を中心に展開していた通常型空母キテ

イホークと交替した原子力空母ジョージ・ワシントンの横須賀への円滑な入港を実現し、引き続き我が国周辺において米海軍の強固なプレゼンスが維持されることとなった(平成 20 年9月)。さらに、弾道ミサイル防衛(BMD)分野では、米側の協力の下、PAC-3発射試験に成功し、日米間の防衛協力が促進された(平成 20 年9月)。

(2) 在日米軍の再編については、在沖繩海兵隊(第三海兵機動展開部隊)の要員及びその家族の沖繩からグアムへの移転に必要な資金拠出を始めとする日米双方の行動の確保等を定めた協定に中曽根外務大臣がクリントン米国务長官と署名し、抑止力の維持と地元負担の軽減を目的とする「ロードマップ」の着実な実施が図られた(平成 21 年2月)。

(3) 日米地位協定の運用改善については、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した(平成 20 年5月)。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 171 回国会における麻生総理による施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	まず米国とは、オバマ大統領と共に、同盟関係を更に強化します。金融危機への対応はもちろん、テロとの闘い、核軍縮・不拡散、気候変動といった地球規模の課題に、連携して取り組んでまいります。
	第 171 回国会における中曽根大臣による外交演説	平成 21 年 1 月 28 日	日米同盟は、日本外交の要であり、同時にアジア太平洋地域の平和と安定の礎です。(中略)新政権との間で、強固な信頼関係の下、我が国から率直かつ具体的な提案を行うことにより、共に課題に取り組む緊密な協力関係を構築し、日米同盟を一層強化するとともに、アジア太平洋地域と世界の平和と繁栄に向けて力を尽くしてまいります。
第 170 回国会における麻生総理による所信表明演説	平成 20 年 9 月 29 日	日米同盟の強化。これが常に第一であります。	

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省中南米局

<p>施策名</p>	<p>中南米地域外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 117 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 I 地域別外交 I-3 中南米地域外交</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること。次の具体的施策より構成される。 I-3-1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 I-3-2 南米諸国との協力及び交流強化</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 【総合的評価】 施策 I-3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ I-3-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ I-3-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>【施策の必要性】 <u>1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について</u> (1) 近年、中南米地域は年平均5%近い経済成長を達成してきた。平成 20 年の後半に発生した世界経済・金融危機は中南米経済に大きな影響を及ぼし、当面景気の停滞は避けられないものの、中長期的には人口 5.6 億人の新興市場、豊富な資源・エネルギーを背景に、長期的には高い経済的潜在力を有する地域として注目されている。また、メキシコ・ブラジル等新興の地域大国は、近年、先進国首脳会議に招待されるなど、国際場裡における発言力・存在感も高めつつあり、こうした中南米地域との協力関係を強化することは、我が国外交の展開にとって極めて重要である。 (2) メキシコは中南米における我が国最大の貿易相手国であり、欧州及び米州地域の諸国とは自由貿易協定(FTA)を通じ、広範なネットワークを有する。我が国企業にとっては米州市場等へのゲートウェイとしても戦略的重要性を有する。また中南米地域の大国として、気候変動問題等国際社会の諸課題に対する関与を拡大し、発言力を高めており、メキシコとの協力関係強化は、我が国の国際場裡における影響力の増大のため戦略的重要性を有する。また、メキシコは「日墨交流計画」の実績に代表されるように、従来より、我が国と中南米諸国の人的交流の中核国であり、新時代の両国関係のニーズに合わせつつ、幅広い分野での人的交流を活性化させることが、日メキシコ間の戦略的パートナーシップ、さらに中南米諸国との協力関係を発展させる上で極めて重要である。 (3) 中米やカリブ地域は共同市場として域外との FTA 交渉を一体となって行うなど経済面での統合を進めている。また、中米地域は中米統合機構(SICA)として、カリブ地域はカリブ共同体として、域内で政策協調を進めており、国連等における投票等を通じ国際社会における一定の影響力を有するようになっている。</p> <p><u>2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について</u> 南米は、世界最大の日系人社会を有し、民主主義、人権尊重、法の支配等の基本的価値観を我が国と共有する地域であり、同地域の各国とは二国間及び国際場裡において伝統的に友好協力関係を構築してきており、この外交資産を維持・強化し、且つ、積極的に活かしていくことが必要。また、我が国は、エネルギー・鉱物・食料資源が豊かな南米諸国と経済的補完関係にあり、これらの国々との経済関係の強化は極めて重要。さらに、南米諸国出身の在日外国人は 40 万人近くにのぼり、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むことが急務となっている。</p>	

【施策の有効性】

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

- (1) 日メキシコ EPA は日メキシコ間の貿易・投資の実質的な拡大に繋がり、経済関係の活性化に有効である。また、周年の機会を活用した各種交流事業の実施は交流の促進に役立つ。
- (2) 首脳・外相などハイレベルの交流の強化は、二国間の政治経済関係の強化と信頼関係の醸成、気候変動問題等国際的課題の対処や、国際機関等の選挙における我が国候補に対する支持取り付け等に非常に有効である。また、ハイレベルの交流に限らず、有力な実務家、有識者の招聘は、我が国政策に対する相手国の理解を高め、本国の政策が親日的な基盤の上に決定されることが期待される。
- (3) FEALAC におけるアジア側調整国としての積極的参加、次期外相会合の我が国における開催に向けての各種取組は、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけるのに非常に効果的である。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

- (1) 法的枠組みの整備や対話等を通じた経済関係強化の取組が経済関係再活性化には不可欠。
- (2) 気候変動等の国際社会の課題に係る我が国の取組等への支持・協力を得ることが国際場裡での協力強化と同義。
- (3) 日伯交流年・日本人ブラジル移住等の周年事業は、両国間の交流の気運が高まる好機であり、相互理解を促進する上で極めて効果的。
- (4) 南米諸国出身の在日外国人を巡る問題への対応は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や相互理解の促進を側面から促進。
- (5) 南米諸国が重視するメルコスール等の地域国際機関との対話・協力の強化は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や国際場裡での協力強化を側面から促進。

【施策の効率性】

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

- (1) 中南米諸国との関係強化に関しては、FEALAC(アジア中南米協力フォーラム)、ECLAC(国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会)等の枠組みを活用し適切かつ効率的に効果の高い施策を講じた(FEALAC・環境ビジネス招聘、委託調査等)。
- (2) メキシコとの間では、EPA を通じて企業活動の活発化が外交関係の強化に活かせるため、効率的に関係強化が図られている。経済・交流等については、G8北海道洞爺湖サミット、APECその他の国際会議の機会に首脳会議等ハイレベルの協議を行い、適切かつ効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。
- (3) 中米・カリブ諸国等との間では、我が国の環境イニシアティブであるクールアース構想について、気候変動に関する中米・カリブ首脳会合に我が国から代表を派遣して支持を求め、同会合の首脳宣言において賛意が得られる等適切かつ効率的に国際場裡における協力案件につき意見交換の進展を図ることができた。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

平成 20 年度は、限られた予算規模及び人的資源の中、日伯交流年や日コロンビア外交関係樹立 100 周年を成功裡に実施できたほか、ハイレベルの要人往来、各種二国間政策協議、法的枠組み構築・運用、在日外国人問題対策等において成果があった。したがって、執られた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

【反映の方向性】

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

メキシコとの関係では、引き続きハイレベルでの緊密な対話を維持しつつ、日メキシコ EPA を通じた経済関係の強化、気候変動問題等国際的課題への対処における協力関係の深化・拡大、交流事業の活性化による幅広い友好関係の強化に努める。中米諸国等との関係では、日・中米フォーラムや中米全体を対象にしたビジネス関係強化のための事業の実施、カリブ共同体諸国との関係では日カリブの協議枠組み等を通じてより一層の関係強化に努める。また、引き続き、首脳・外相レベルの招聘、二国間会談の実施等、ハイレベルの交流・対話の継続に努め、二国間関係のみならず、気候変動問題等国際的な課題への対処における協力関係を発展させる。FEALAC においては、次期外相会合主催国として、FEALAC の活性化、加盟国間の関係強化に目に見える成果を残す。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

南米地域における政治・経済潮流を踏まえ、経済関係の再活性化の加速、国際場裡での更なる関係強化、相互理解の一層の促進を目指す。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

以下に詳述するように、平成 20 年度には、当該年度における本件施策の目標(小目標)の達成に向けて相当な進展があった。今後も更なる関係の強化、交流の促進に向け取組を拡充、改善していく。

日メキシコ関係については、経済連携協定(EPA)を通じて、大幅に貿易・投資関係が拡大した。また、2度の首脳会談、外相の訪日が実現し、ハイレベルの関係強化が実現した。気候変動分野においては、政策対話の実施に加え、メキシコから気候変動に関わる政府関係者等10名を訪日招待する等具体的な協力の進展が見られた。さらに、日墨国交樹立 120 周年(平成 20 年)及び日墨交流 400 周年(平成 21～22 年)の記念事業開催を通じて両国の交流が強化された。中米・カリブ諸国等との関係においては、主要な国際選挙について我が国に対する広範な支持が得られたほか、気候変動分野に関して我が国のクールアース構想に対する首脳レベルでの賛意表明が得られた。多国間フォーラムにおいては、アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)の各種会合にアジア側調整国として積極的に参加するとともに、環境ビジネスをテーマとして加盟 29 か国から若手リーダーを対象に訪日招へい事業を実施するなど、次期外相会合の我が国開催に向けて、中南米とアジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけることができた。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

(1) 日ペルー投資協定署名、日コロンビア投資協定交渉開始の合意、日ペルーEPA 交渉開始に向けた取組、日チリ EPA 第一回ビジネス環境整備小委員会等の開催、第一回日ブラジル貿易投資促進合同委員会会合の開催、エネルギー・鉱物資源の安定的確保に向けた対話の推進、ブラジルにおける高速鉄道及び南米諸国における地上デジタル・テレビ日伯方式採用に向けた働きかけ等を通じ、経済関係強化に向けた取組に大きな進展が見られた。

(2) 麻生総理及び中曽根外務大臣の南米訪問、ロウセフ・ブラジル大統領府文官長やアラウッホ・コロンビア外相、ガルシア・ベラウンデ・ペルー外相の訪日等のハイレベルの要人往来や各種の二国間対話の実施等を通じ、国際場裡における協力が進んだ。

(3) 平成 20 年は日本人のブラジル移住 100 周年に当たり、「日本ブラジル交流年(日伯交流年)」として祝賀され、両国において記念式典が開催されたほか、通年にわたり計 1,500 件以上の記念事業が実施された。また同年は、日コロンビア外交関係樹立 100 周年であり、両国で種々の記念行事が実施され、

	<p>活発な要人往来が実現したほか、産官学から成る日コロンビア賢人会が設置され、両国の経済関係強化に向けた提言がとりまとめられた。</p> <p>(4) 在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けて迅速かつ精力的に取り組んだ結果、各種作業部会において協議が進展した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における高村外務大臣の外交演説	平成20年1月18日	(その他の地域との関係強化) 第7段落 「また、本年、日本人移住100周年を迎えるブラジルをはじめ、経済面での存在感と国際場裡での発言力を増している中南米諸国との関係も強化してまいります。」
	第171回国会における中曽根外務大臣の外交演説	平成21年1月28日	(基本的価値の共有と平和と安定への協力) 第7段落 「ブラジル及びメキシコをはじめ、経済面での存在感と国際場裡での発言力を増している中南米諸国との関係も強化してまいります。その一環として、東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラムの外相会合を日本で開催し、アジアと中南米との協力強化に主導的役割を果たしてまいります。」
	平成20年度重点外交政策	平成19年8月	1. 我が国の平和・安全の確保とアジア・近隣諸国との協力強化 (3) 外交の地平の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ● 中南米との関係強化(「日伯交流年(移住100周年)」を通じたブラジルとの関係強化を含む。)
	平成21年度重点外交政策	平成20年8月	1. オールジャパンの総力を結集した機動的な外交 (4) タイミングをとらえた機動的な外交の実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム外相会合の日本開催を通じたアジアと中南米との協力強化 ● 交流年、周年事業等の活用を通じた二国間関係の深化: 日墨交流400周年等

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式: 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省欧州局

<p>施策名</p>	<p>欧州地域外交</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 133 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 地域別外交 I-4 欧州地域外交</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国際社会における責任を共有する EU 等欧州主要機関との関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること。次の具体的施策より構成される。</p> <p>I-4-1 欧州地域との総合的な関係強化 I-4-2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 I-4-3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 I-4-4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 I-4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ I-4-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ I-4-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ I-4-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆☆ I-4-4 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆☆</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「<u>欧州地域との総合的な関係強化</u>」について</p> <p>我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、市場経済といった基本的価値と国際社会における責任を共有しており、経済・金融危機や気候変動等、共通の課題に直面している。このような欧州(各国及び主要機関)と様々なレベルでの幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。</p> <p>2. 「<u>西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進</u>」について</p> <p>(1) P5(国連常任理事国の五か国)、G8のメンバーである英国、フランス、G8のメンバーであるドイツ、イタリアは、国際社会に対する大きな影響力を背景に国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開している。また、EU 加盟国をはじめとする欧州諸国は、我が国にとって基本的価値及び国際社会における責任を広く共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄、またグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力を行うことが不可欠である。</p> <p>(2) 我が国は、「自由と繁栄の弧」という考えの下、自由、市場経済、人権の尊重などを基本的な価値とする若い民主主義諸国の努力を積極的に支援する旨表明しており、この観点から、民主化、市場経済化を進めている西バルカン諸国、旧ソ連欧州地域との協力を促進する必要がある。</p> <p>3. 「<u>ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展</u>」について</p> <p>日露関係は、平成15年1月の小泉総理(当時)の訪露の際に採択された「日露行動計画」に沿って貿易経済分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えず、また、北方領土問題についても未だ解決に至っていない。</p> <p>戦後60年にわたり未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。</p>	

平和条約交渉を精力的に進めると同時に、両国関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、ロシアと中東(イラン、アフガニスタン等)を結ぶ東西南北の交通の要衝として地政学上重要な位置を占めており、また、豊富なエネルギー資源を擁していることから、この地域における安定と繁栄は、我が国のみならず、国際社会にとっても重要な関心事項となっている。したがって、我が国としてもこの地域の安定と繁栄を支援する必要がある、また、我が国のエネルギー資源安全保障の観点からもこの地域各国との良好な関係は不可欠である。

【施策の有効性】

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

(1) 欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。

(2) 欧州地域との具体的な協力を継続・促進することは、国際社会における責任を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で高い意義を有する。

(3) 租税条約、社会保障協定は、日欧間の投資交流を促進する法的枠組みであり、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。また、刑事共助条約は、国際社会の中での犯罪対策を強化する上で重要である。

(4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築する上で有効であり、同時に、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であることから、将来の日欧関係発展のために不可欠である。

(5) 欧州地域との草の根交流を欧州青年招聘と高校生交流等を通じて実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

欧州諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に対する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、政府に留まらず、有識者、経済人、一般国民の草の根レベルも含め、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、(1) 政治対話の深化、(2) 平和条約交渉、(3) 国際舞台での協力、(4) 貿易経済分野における協力、(5) 防衛・治安分野における協力、(6) 文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

(1) 我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解を深め、友好関係をさらに強固なものとするためには、首脳レベルを含めた種々のレベルでの政治対話、政務協議、様々なスキームを活用した人的交流等を活発に展開することが不可欠である。

(2) 我が国と中央アジア諸国との協力関係を深め、中央アジア地域協力を促進するためには、「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われた地域内協力(テロ・麻薬対策、貧困削減、保健医療、

環境保護、防災等)、ビジネス振興、知的対話、文化・人的交流等を着実に実施するとともに、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することが効果的である。

【施策の効率性】

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

限られた資源の中で、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流を順調に進めることができ、施策の目標の達成に向けて相当な進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進について」

限られた資源の中、省内の関係各課や関係団体(周年事業や要人等訪日時)と密接に協力するなど、効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

厳しい外部要因、限られた予算・人的投入資源等の種々の制約の中で、幅広い分野での日露関係の進展を更に進めることができた。

特に、平和条約問題については、厳しい外部要因にもかかわらず、5回の首脳会談、2回の外相会談実施等を含め、時宜を捉えた活発な政治対話を行った結果、平成 21 年2月に行われたサハリンでの日露首脳会談において、両首脳は、この問題を我々の世代で解決すること、そして、これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、ドブヴェージェフ大統領が指示を出した、「新たな、独創的で、型にはまらないアプローチ」の下で、四島の帰属の問題の最終的な解決につながるよう作業を加速すべく、追加的な指示を出すことで一致するに至った。また、領土問題解決に向けた環境整備については、限られた予算及び人的資源の中で、北方領土返還要求運動団体や地方公共団体等と密接に協力・連携し、多くの事業を成功裡に実施した。さらに、貿易経済分野における協力の推進に関しても、経済班員はわずか7名という限られた人的投入資源の中で、他省庁、地方公共団体、民間企業等を積極的に巻き込みながら種々の事業を実施し、日露間の貿易高を 300 億ドルという過去最高の水準に導いた。世界的な経済金融危機を受けてロシア政府による保護主義的な動きが見られる中、さらに経済界と積極的に協力し、ロシア政府への働きかけを行い、また、新たな日本企業の進出を達成している。以上にかんがみれば、目標の達成のためとられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

平成20年度は、「中央アジア+日本」対話での枠組みの協力が推進された他、国家元首等の訪日(カザフスタン大統領及びグルジア外相)の際に首脳会談、外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、ウズベキスタンとの投資協定、カザフスタンとの租税条約を1年あまりの交渉でまとめ上げた。このように、人的及び予算的制約が大きい中、他省庁・独立行政法人や民間企業、有識者等とも連携しながら種々の事業を実施するなど、取られた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

気候変動、安全保障等に関する欧州地域との政治面での対話を拡充強化し、具体的な協力を進展させる。条約・協定交渉を継続実施し、知的交流及び(草の根レベルを含む)人的交流を見直し・改善する。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進について」

引き続き、我が国と西欧及び中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡における緊密な連携を一層強化すべく努める。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

引き続き、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、「日露行動計画」の着実な実施を通じ幅広い分野で日露関係を発展させていく。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

「中央アジア＋日本」対話「行動計画」を着実に実施し、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することで、中央アジア地域との協力を促進し、また、様々なスキーム・機会を活用して中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係をさらに強化する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 統合の深化と拡大を続ける EU との関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

(1) 日・EU 関係においては、平成20年4月の第17回定期首脳協議で、日・EU の戦略的パートナーシップを一層強化し、2013年以降の気候変動の実効的枠組み構築に向けての協力継続の確認など、大きな成果を得た。また、日・EU 政務局長協議等の様々なレベルでの対話が活発に行われたほか、タジキスタンの国境管理能力強化の研修事業を EU と共同で実施した。

(2) 安全保障分野においては、平成20年4月の NATO 首脳会合の一環として開催されたアフガニスタン会合への出席等を通じた NATO との政策対話、NATO・PRT(地方復興チーム)との連携、OSCE によるアフガニスタンと中央アジア諸国との国境管理プロジェクトへの協力など、NATO、OSCE との間で特にアフガニスタン復興支援において当初の想定以上に進展があった。

(3) 法的枠組みについては、平成20年9月にスペインとの間で、11月にイタリアとの間で、社会保障協定に署名した。

(4) 知的交流・草の根交流は、平成20年12月の環境技術をテーマとする日・EU 共同シンポジウムの開催や115名の欧州青少年招へい等により促進された。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

首脳・外相等の要人往来や国際会議、地域的な枠組み、首脳・閣僚間の電話会談等種々の機会を捉え、我が国と欧州諸国との間で活発な対話が行われた。特に、北海道洞爺湖サミットやその他関連会合では、英国、フランス、ドイツ、イタリアをはじめとする欧州諸国の首相・外相等と気候変動、世界経済等、国際社会が直面している喫緊の諸課題への対応について協議した。また、「自由と繁栄の弧」という考えの下、市場経済、民主主義への志向とその一層の定着・発展を目指す諸国の努力を支援し、繁栄の道を共に歩みたいという決意を実現するため、これら諸国との協力の推進やV4や GUAM といった欧州の地域的な枠組みとの協議を活発化させた。

さらに、英国、フランス及びオランダとの外交関係開設150周年記念の周年事業やオーストリア・ハンガリー・ブルガリア・ルーマニアとの間での「日本・ドナウ交流年2009」関連行事を通じて、政・官・民様々なレベルでの交流が一層促進された。

このような欧州諸国との対話・交流の活性化を通じて、各国との連携が強化され、当初想定していた以上の成果が得られた。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

5回の首脳会談、外相の相互訪問など政治対話を進めた他、3回の日露戦略対話を実施する等、様々な機会・レベルを通じて精力的に交渉を行った。特に、平成20年11月の APEC の際の日露首脳会談以降、アジア太平洋地域における双方の具体的な関心事項(日本側においては領土問題、ロ

シア側においては極東・東シベリア地域を中心とした経済・実務分野の協力)の実現に向け、具体的な作業に着手している。

平和条約交渉については、首脳レベルで率直な議論が重ねて行われてきている。平成21年2月のサハリンでの首脳会談において、麻生総理はメドヴェージェフ大統領に対し、北方四島の帰属の問題の最終的解決に向けたロシア側の取組の姿勢を強く問いかけており、今後のロシア側の対応に注目しているところである。また、経済面では、平成20年における日露間の貿易高は約300億ドルに達し、5年連続で過去最高を記録した。また、「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」のフォローアップを中心に、極東・東シベリア地域における日露間の互恵的な協力を推進した。

その他、国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施されたことに加え、防衛・治安分野における協力や、人的・文化的交流も着実に進展した。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

国家元首等の訪日(ナザルバエフ・カザフスタン大統領、ヴァシヤゼ・グルジア外相)、ウズベキスタンとの投資協定及びカザフスタンとの租税条約の署名、「中央アジア+日本」第4回高級実務者会合の実施、様々なレベルでの政治対話、人的交流、政策協議、経済協力等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり、着実な進展があったと評価できる。また、平成20年8月に南オセチアを巡りロシアとの間で大規模な紛争に発展したグルジアに対しては、同紛争の領土保全の原則に基づいた平和的解決を一貫して支持しつつ、復興支援を着実に進め、このような我が国の施策につき同国より高い評価を得た。

	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第171回国会 施政方針演説	平成21年1月28日	「ロシアとは、アジア太平洋地域における重要なパートナーとしての関係を構築するため、領土問題の最終的解決に向けた交渉を進めるとともに、幅広い分野での関係を進展させます。」 「私が「自由と繁栄の弧」という言葉で表現したように、自由、市場経済、人権の尊重などを基本的な価値とする若い民主主義諸国の努力を、積極的に支援します。」
	ダボス会議における 麻生総理大臣特別 講演	平成21年1月31日	「自由と繁栄の弧」について言及。
	第171回国会 外交演説	平成21年1月28日	「重要な隣国であるロシアとは、昨年11月に行われた日露首脳会談の結果を踏まえ、アジア太平洋地域における重要なパートナーとしての関係を構築するため、外相レベルを含めて北方領土問題の最終的解決に向けて強い意思を持って交渉を進めます。また、極東・東シベリア地域での協力を含め、幅広い分野での協力を進展させます。」 「基本的価値を共有する欧州諸国や欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)などとの連携を強化してまいります。また、バルト諸国や、中・東欧、中央アジア・コーカサス、南アジアといった民主化と市場経済化を進める国々との対話や協力に引き続き取り組んでまいります。」

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省中東アフリカ局

<p>施策名</p>	<p>中東地域外交</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 159 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 地域別外交 I-5 中東地域外交</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること。次の具体的施策より構成される。</p> <p>I-5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ I-5-2 中東諸国との二国間関係の強化</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 I-5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ I-5-1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ I-5-2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について</p> <p>テロの脅威をはじめ、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する。中東和平問題、イラク及びアフガニスタンは中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいうべき問題であるところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。</p> <p>2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について</p> <p>中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与するに際し、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした政策上の要請から、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。</p> <p>エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはないことから、中東・イスラム諸国との関係を中長期的視点で考える必要がある。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について</p> <p>(1) 中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、我が国は、中東和平の実現に向け①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援の実施、③信頼醸成の3点を推進してきている。また、総合的な取組として、地域協力を通じたヨルダン渓谷開発構想である「平和と繁栄の回廊」構想を推進している。</p> <p>(2) イラクの状況は進展しているが、政治プロセス及び、復興の進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。</p> <p>(3) アフガニスタンの復興においては、これまでに500万人の避難民が帰還したほか、麻薬生産量の減少、社会経済状態の向上等が見られるが、復興はいまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要である。そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が</p>	

安定することが必要である。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、治安やインフラ復旧をはじめとする復興支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するための広報活動等、二国間関係の強化も重要である。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 相互理解の促進のためには、我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解すると同時に、中東・イスラム諸国側にも我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要である。「日アラブ対話フォーラム」や「イスラム世界との文明間対話」のような対話事業は、我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを人々の間に根づかせていく上で有効である。

(2) 投資・エネルギー、GCC

GCC 諸国との関係強化のためには、協定等の枠組み構築と、法的枠組みにとどまらない幅広い関係づくりのための協議の場とを土台としつつ、特に先方が我が国に対して高い期待を有する教育・人づくり分野における具体的な協力を進めることが不可欠である。平成 19 年度以降、要人往来や各種ミッション派遣・受け入れ、国内での準備態勢構築を通じて、GCC 諸国との相互理解が深まっている。今後ともこれら施策の継続により協力強化の効果が十分に見込まれる。

【施策の効率性】

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 信頼醸成会議を我が国が主催することにより、イスラエル・パレスチナ両当事者による対話の促進に資することができた。また、対パレスチナ支援には迅速性が不可欠であるところ、我が国はイスラエルのガザ進攻後迅速に緊急人道支援及び物資協力を表明した。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

(2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標(特に小目標)の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。平成 19 年5月3日に発足したイラク支援のための国際的な協調枠組みである「イラク・コンパクト」には策定段階から積極的に参加しており、国際的に協調した支援の実施に配慮している。また ODA による支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

(3) アフガニスタンの復興支援については、和平プロセス・ガバナンス(行政経費支援等)、治安維持(非合法武装集団の解体(DIAG)や地雷対策等)及び復興(幹線道路整備等)の3つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

予算規模や人的資源が少ない中、我が国とアラブ諸国、イスラム諸国との間の対話事業が行われ、参加国間の相互理解がより一層深化し、施策の目標に向けて大きな進展があった。このため、とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。また、GCC 諸国との関係は着実に進展しており、投資・エネルギー面での関係も深まっており、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。我が国としては、現在の両当事者の交渉の状況を注視しつつ、引き続き政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を積極的に働きかける考えである。また、パレスチナ自治政府の和平努力・改

革努力を支えるために、支援を継続する。さらに、パレスチナ人の生活状況の更なる悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化するために、国際機関等を通じた人道支援を継続する。その他の支援については、和平プロセスの進展状況を見つつ、特に、パレスチナ自治政府が、平和的手段を通じて和平プロセスの進展に努力するかどうかを見極めつつ、個別に検討する。

(2)イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

(3)アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばであり、課題はまだ山積している。また、依然として治安情勢は不透明であり、アフガニスタンの安定のために、引き続き支援を行っていく。

2.「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1)対話を通じた相互理解については、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないので、引き続き着実に進めていく必要がある。

(2)投資・エネルギー

本件施策は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

(3)GCC

本件施策は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1.「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1)平成20年10月にイスラエル・パレスチナ双方ハイレベルを招き、信頼醸成に向け政治的働きかけを行った。平成20年末のガザ情勢悪化の際は、首脳・外相級で電話会談を行い即時停戦を働きかけるとともに有馬中東和平担当特使を現地に派遣、緊急人道支援及び物資協力を迅速に実施した。平成21年3月のガザ復興支援国際会議には伊藤外務副大臣を派遣、当面2億ドルの対パレスチナ支援を表明するなど、情勢悪化を食い止めるためできる限りの貢献を行った。

(2)イラク政府は種々の困難に直面しながらも、我が国を始めとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

政治、国民融和の面では、平成20年に旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法、一般恩赦法、地方自治法等の重要法案が国民議会で採択され、平成21年1月31日には、イラク憲法制定後初の地方議会選挙が、キルクーク県及びクルディスタン地域3県を除くイラク14県で概ね平穩に実施される等、一定の進展がみられている。

また、治安情勢は平成19年夏以降大幅に改善している。既にイラク全土18県のうち13県で多国籍軍からイラク側に治安権限が移譲されている。

(3)アフガニスタンは厳しい治安情勢の中、復興への取組を進めており、平成21年には2回目となる大統領選挙が予定されている。我が国の人道支援及び平和の定着を念頭に置いた各種支援は同国の復興と安定の実現に貢献しているものと評価でき、アフガニスタン政府要人及び国際社会も我が国支援を高く評価している。

2.「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1)平成20年度も、奥田総理特使の湾岸歴訪(2回)、安倍総理特使、橋本外務副大臣のイラク訪問、高村外務大臣(当時)、緒方総理特使のアフガニスタン訪問、トルコ大統領、バーレーン皇太子、

イラン副大統領、クウェート首相、ヨルダン外相らの訪日など活発な要人往来が行われた。また、「日アラブ対話フォーラム」第6回会合が平成20年11月に、「イスラム世界との文明間対話セミナー」第7回会合が平成21年3月にそれぞれ開催されるなど、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。

(2) 投資・エネルギー、GCC

平成19年4～5月に行われた安倍総理(当時)の中東訪問を契機として要人往来及び経済的枠組みの整備が進展している。GCCとの自由貿易協定(FTA)交渉、サウジアラビアとの投資協定交渉、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート及びサウジアラビアとの租税条約交渉がそれぞれ進展し、また、平成20年8月にはサウジアラビアとの航空協定に署名が行われた他、教育・人づくり支援についての協力も着実に進んだ。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第171回国会外交演説	平成21年1月28日	<p>「我が国が原油の約9割を輸入する中東地域の平和と安定は、世界全体の安定と我が国のエネルギー安全保障にとって不可欠の条件です。中東諸国との間で、資源にとどまらない重層的な関係を強化してまいります。」</p> <p>「イスラエル、パレスチナ武装勢力の双方による停戦の表明を歓迎しますが、これが永続的な停戦につながる事が重要です。そのための関係者への働きかけやガザ地区の人道状況改善のための1000万ドルの支援などを着実に実施してまいります。その上で、『平和と繁栄の回廊』構想などを通じ、中東和平プロセスの進展を最大限支援してまいります。」</p> <p>「先般、自衛隊は、約5年に亘るイラクでの任務を無事完了しました。その活動は、イラクをはじめ、国連、関係諸国から高い評価と多くの感謝を受けております。私も、隊員一人一人が厳しい環境下において、使命感を持って立派に任務を果たしたことに、心から『御苦労様でした。』と言葉をかけたと思います。我が国としては、引き続き、復興支援の成果を根付かせ、イラクとの幅広い分野での協力及び長期的な友好関係を構築してまいります。」</p> <p>「我が国は、テロ対策としてインド洋における補給支援活動を行っているほか、アフガニスタンが再びテロの温床にならないよう、同国において、治安面や経済復興において、医療や教育をはじめ幅広い支援を実施してきています。アフガニスタンの地方復興チームへの文民派遣などを含め、支援の取組を一層強化していきます。さらに、テロとの闘いの前線国家であるパキスタンにおけるテロ撲滅や経済安定化への同国政府の取組を支援してまいります。」</p>
	平成20年度重点外交政策	平成20年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・中東との重層的な関係の強化 ・「平和と繁栄の回廊」構想の推進とイラク、アフガニスタン等の平和の構築・定着の推進

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省アフリカ審議官組織

<p>施策名</p>	<p>アフリカ地域外交</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 175 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 地域別外交 I-6 アフリカ地域外交</p>
<p>施策の概要</p>	<p>アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること。次の具体的施策より構成される。</p> <p>I-6-1 アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進</p> <p>I-6-2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進</p> <p>I-6-3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 I-6 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>I-6-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>I-6-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>I-6-3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について</p> <p>(1) アフリカにおける開発、貧困削減、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要がある。</p> <p>(2) アフリカは、近年好調な経済成長を達成しており、豊富な資源の存在等、潜在的成長可能性が高い地域である。こうしたアフリカの経済成長を後押しし、我が国との貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。</p> <p>(3) アフリカは国連加盟国の4分の1以上を占める 53 か国を擁する。我が国が、TICAD プロセスを基軸とした対アフリカ開発支援を実施し、アフリカ諸国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会においてより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。</p> <p>2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について</p> <p>(1) アフリカが抱える、紛争や政情不安、貧困、感染症、テロ等の問題は国際社会全体の課題であり、我が国としても、国際社会の責任ある一員としてアフリカに集中する課題の解決に貢献する必要がある。</p> <p>(2) G8プロセスや国連等はアフリカ問題を取り扱う主要なフォーラムであり、これらフォーラムに積極的に参加し、貢献することはアフリカの平和・安定及び経済社会開発に貢献する上で不可欠である。</p> <p>(3) アフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、我が国自身の取組に加え、様々な援助主体間の一致した努力が不可欠である。我が国は主要援助国の一つとして、サミットや各国との協議を通じ、国際社会の協調的取組を主導し、促進する立場にある。</p> <p>3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について</p> <p>(1) アフリカには国連加盟国の4分の1に相当する 53 の国が存在しており、国際場裡においてアフリカ諸国の支持・協力を得ることは非常に重要である。しかしながら、地理的な問題もあり日・アフリカ間の交流はまだ限定的なレベルに留まっている。アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。</p> <p>(2) 我が国が適切な対アフリカ政策を押し進めていくためには、我が国国民による政策への支持が不可</p>	

欠である。従って、日本国内においてアフリカの現状に関する正確な理解とアフリカへの関心をより高い水準に引き上げ、維持していくことが必要である。

【施策の有効性】

1. 「アフリカ開発会議(TICAD) プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

- (1) アフリカ開発に携わる関係者は、53 のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー(我が国を含むドナー国及びアジア諸国、地域・国際機関等)及びNGO等、多岐にわたっている。TICAD プロセスは、こうした関係者が一堂に会する会合(首脳会合、閣僚級会合等)を基軸としており、各関係者間で緊密に連携を図りつつ、包括的なアフリカ開発支援策を打ち出すことができた。
- (2) また、上記会合の場を設けることにより、アフリカ諸国に対し、援助をより効率的・効果的なものとするため、自助努力(オーナーシップ)をより一層発揮するよう要請するとともに、開発パートナーに対しては、特に現下の世界的金融・経済危機の中、アフリカ支援をより積極的に実施するよう働きかける等、我が国のイニシアティブを発揮することができた。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

- (1) アフリカ諸国が抱える課題及び必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方、我が国単独で山積する諸課題を解決すること及び膨大な支援ニーズを満たすことは困難であるところ、他の援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする上で不可欠である。
- (2) アフリカ開発及びアフリカの平和・安定は累次のG8サミットや国連等で重要な議題の一つとなっており、我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G8プロセスや国連等多国間の枠組みを利用することが効果的である。
- (3) 新興援助国による国際的な援助ルールに則らない支援は、上記援助主体間の協調の効果を大きく減殺するところ、新興援助国と協議を重ね、これら諸国が援助の国際的枠組みに参加するよう強く働きかけていくことが、上記協調の枠組みを維持していく上で効果的である。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

- (1) 地理的に遠く、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、公的な各種招へい・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。
- (2) 我が国から政治レベルの要人がアフリカを訪問する際には、先方において大統領等首脳級の応対を受けることが多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。また、TICADIVという大規模な国際会議後も引き続き我が国要人がアフリカ諸国を訪問することによって、アフリカにおける我が国の存在感を維持することができる。
- (3) アフリカを巡る内外の状況は大きく変化しつつある一方、我が国国民がアフリカに関する正確な情報に触れる機会は乏しく、またアフリカに対する関心も相対的に低いままである。アフリカに対する理解・関心を高めるためには、各種メディア等を通じてアフリカの現状と我が国の取組について正確な情報を積極的に広報し、様々な切り口から我が国国民の関心を広く喚起していくことが有効である。

【施策の効率性】

1. 「アフリカ開発会議(TICAD) プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

- (1) アフリカ開発に携わる関係者は、53 のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー(我が国を含むドナー国、地域・国際機関等)及びNGO等、多岐にわたっている。こうした多数の関係者が一堂に会する会合(首脳会合、閣僚級会合等)の開催を通じ、効率的にアフリカ開発にかかる議論を行うことができた。
- (2) また、準備段階におけるアフリカ側との各種調整について、定期的に在京アフリカ外交団及び同TICAD 委員会メンバーとの協議の場を設けることにより、最終成果文書に対するアフリカの声を効果的

かつ効率的に反映することが出来た。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

予算規模、人的資源ともに大きく制約される中、G8北海道洞爺湖サミットの首脳宣言には TICAD IV の重要な貢献を歓迎するとの言及が盛り込まれる等、我が国の主張を国際社会のアフリカの平和・安定、経済社会開発促進に向けた取組に反映することができた。また、中国、韓国との間で新たに対アフリカ政策に関する三国間政策協議を立ち上げ、第一回協議を我が国が主催する等、目標達成に向けた重要な進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

- (1) 平成 20 年5月に開催した TICAD IV の機会を中心に、各種招へい・交流事業を組み合わせる重点的にアフリカからの人物交流を行ったことにより、訪日プログラムの充実や日本国内でのアフリカ広報、アフリカ諸国内での日本に関する広報を効率的に実施することができた。
- (2) 我が国要人がアフリカ諸国を訪問する際には、内外の注目が高い会議や大統領就任式などの機会に合わせ、一度に複数国を訪れる等、効率的な渡航に努めている。特に TICAD IV のフォローアップの一環として行ったアフリカ貿易・投資促進合同ミッションでは、政府要人のみならず民間企業関係者等も同時にアフリカ諸国を訪問したことにより、我が国の積極的な姿勢を効率的かつ効果的にアフリカ側に示すことができた。
- (3) TICAD IV の開催に併せ、TICAD IV 親善大使や TICAD オフィシャル・サポーターの活動を通じて、国民に対してわかりやすく広報を行うことができた。また、民間企業や地方自治体の協力も得つつ、多数の TICAD IV のサイド・イベントを実施し、TICAD プロセスへの国民の参加も拡大した。

【反映の方向性】

1. 「アフリカ開発会議(TICAD) プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

TICAD フォローアップ・メカニズムを効果的に運用し、かつその時々のアフリカを取り巻く環境に留意しつつ、一層積極的にアフリカ開発支援を推進していく。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

TICAD IV 及びG8サミットにおいて表明した我が国の対アフリカ支援の方向性を着実に実施しつつ、我が国の対アフリカ支援の方向性を今後の多国間枠組みでの取組に浸透させるべく、G8プロセス等を通じて然るべくフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を強化していく。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

前年に引き続き、TICAD IV に直前、直後に行われた集中的な広報努力によって培われた国民各層のアフリカに対する理解や関心を維持ないし更に増進するため、広報のタイミング、ツール等に更に意を用いた活動を実施していく。同様に日・アフリカ間の頻繁な要人往来に裏付けられた良好な関係の維持・増進に務めると共に、国際会議の場及び外国メディア等を利用した対外広報を積極的に推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「アフリカ開発会議(TICAD) プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

- (1) 平成 20 年5月 28－30 日、横浜において第四回アフリカ開発会議(TICAD IV)を開催した。41 名の国家元首・首脳級を含むアフリカ 51 か国、34 か国の開発パートナー諸国及びアジア諸国、77 の国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターや NGO 等市民社会の代表等 3000 名以上が参加し、TICAD

IVは我が国外交史上類を見ない大規模な国際会議となった。

(2) 本会合では、「元気なアフリカを目指してー希望と機会の大陸」との基本メッセージの下、経済成長の加速化、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成、平和の定着・グッドガバナンスの実現、環境・気候変動問題への対処について活発な議論が行われた。最終成果物として、「横浜宣言」、「横浜行動計画」、「フォローアップ・メカニズム」の三つの文書が発出された。

我が国自身、平成24年までの対アフリカ ODA の倍増、対アフリカの民間投資の倍増支援等を含む多数の支援策を打ち出した。

(3) 平成21年3月21-22日、ボツワナにて TICAD 閣僚級フォローアップ会合を開催し、TICADIVの約束の着実な履行を確認するとともに、世界的金融・経済危機がアフリカに与える影響及びその対応策につき有意義な議論を行った。

2. 「多国籍枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

従来からの対アフリカ支援の着実な実施に加え、G8議長国としてG8北海道洞爺湖サミット及びG8関連会合を主催し、その成果を国連でアピールするなど、国際社会のアフリカ開発、及びアフリカの平和・安定に向けた取組を促すと共に我が国自身も積極的な貢献を行った。また、G8各国等の主要先進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中国及び韓国との三国間政策協議を立ち上げる等、各国との協力関係の構築・強化に取り組んだ。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

平成20年5月に第四回アフリカ開発会議(TICADIV)を開催し、アフリカ51か国、41名の国家元首・首脳級を含む3,000人以上の会議参加者から同会議の成果が高く評価されたこと、また、同会議にあわせて活発な広報活動を展開し、平成20年度には本件施策の目標(小目標)の達成に向けて相当な進展があった。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第169回国会における福田総理施政方針演説	平成20年 1月18日	本年我が国で開催されるアフリカ開発会議やサミットなどにおいて、こうした「人間の安全保障」面での課題解決に向け、G8各国やEUとも協力してまいります。
第169回国会における高村外相外交演説	平成20年 1月18日	<p>本年、我が国はG8サミット議長国として、北海道洞爺湖サミットを主催します。(中略)</p> <p>我が国は、これら会合において、環境・気候変動、開発・アフリカ、世界経済、不拡散をはじめとする政治問題といった重要課題について力強いリーダーシップを発揮し、前向きなメッセージを発信していくべく、その成功に向けて政府一丸となって取り組めます。</p> <p>また、我が国は本年5月に横浜において、第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)を開催します。「元気なアフリカを目指して」との基本メッセージの下、アフリカにおける成長の加速化、人間の安全保障の確立、環境・気候変動といった諸課題に主導的に取り組んでまいります。</p>
第171回国会における麻生総理施政方針演説	平成21年 1月28日	ODAを活用し、アフリカを初めとする途上国の安定と発展、テロとの闘い、貧困や環境問題、水問題など地球規模の課題の解決に貢献をします。

	第171国会における中曽根外相外交演説	平成21年 1月28日	<p>第四回アフリカ開発会議(TICAD IV)や北海道洞爺湖サミットで約束した支援策を着実に実施していきます。人間の安全保障の理念に基づき、アフリカ諸国を初めとする開発途上国に対し、貧困削減、教育、保健、水・衛生などの分野で支援し、ミレニアム開発目標達成に向けても貢献してまいります。</p>
--	---------------------	----------------	---

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省総合外交政策局

施策名	国際の平和と安定に対する取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 193 頁)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組
	施策の概要	国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ-1-1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 Ⅱ-1-2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 Ⅱ-1-3 国際平和協力の拡充、体制の整備 Ⅱ-1-4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 Ⅱ-1-5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 Ⅱ-1-6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策Ⅱ-1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>Ⅱ-1-1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>Ⅱ-1-2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>Ⅱ-1-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>Ⅱ-1-4 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>Ⅱ-1-5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>Ⅱ-1-6 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について</p> <p>我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割への期待が高まる中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、及び国民の一般層の理解と支持を得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。</p> <p>2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について</p> <p>依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。</p> <p>3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について</p> <p>(1) 世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。イラクやアフガニスタンの復興が失敗し、これらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、イラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等を生かした取組を行う必要がある。</p> <p>(2) 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連 PKO ミッションの派遣数も急増するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国としては、国連 PKO ミッションへの人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連 PKO ミッ</p>	

ション、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているところ、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

- (1) 情報通信の高度化、人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い、国際テロ及び国際組織犯罪は複雑、多様化し、より一層国際的な脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが、国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また、国際テロ組織から独立しつつも、その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに、テロ組織と、薬物、資金洗浄、人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには、一国にとどまることなく、国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。
- (2) テロは、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために、①国内のテロ対策の強化、②国際的な協力の推進、③途上国等に対するテロ対処能力向上支援、の3点を中心に、粘り強い努力が必要である。
- (3) 国際組織犯罪を防止するために、国連薬物犯罪事務所(UNODC)等の国際機関とも連携しつつ、貧困、政府やコミュニティの能力不足、法の支配と市場経済の崩壊等、犯罪を生み出す要因に注目し、社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施(代替開発支援、刑事司法・法執行制度整備支援、被害者の社会への再統合等)が必要である。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連は、設立後 60 年以上を経ており、その組織には現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連関係機関及びこれら国連関係機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1) 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成 17(2005)年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成 18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。

- (2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、強制失踪条約、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うことも、国民の人権の保護・促進のために必要である。

個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えている。

- (3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けた国際社会の貢献であると共に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための

各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。

【施策の有効性】

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

本施策が関わる、上位の基本目標(国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること)及び施策目標(国際の平和と安定に対する取組:国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること)を達成するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携の強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、外交政策を強力に推進していく上において、国民に対する説明責任を果たし、国民からの一層の理解と支持を得るため、重要であり、かつ有効な手段である。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障条約機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、イラク、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のイラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみれば、イラク人道復興支援特措法及び補給支援特措法に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することが適当である。なお、イラク人道復興支援特措法に基づく航空自衛隊の活動について、政府は、その活動目的を達成したと判断し、平成 20 年 12 月をもって任務を終了させることを決定した。

(2) 国際平和協法力に基づく国連 PKO 等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。

平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的は達成されている。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

(1) テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G8、ASEM、金融活動作業部会(FATF)等の国際枠組に積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金対策等の分野で隙のない国際体制作りにも貢献することが極めて有効である。特に、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連 13 条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行、関連国連安保理決議の着実な履行を促進し、国際的な法的枠組を整備することは、各国の国内刑事・司法制度を強化し、テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作りにも資する。また、FATF 等による技術協力や相互審査等の取組は、国際組織犯罪の防止措置が不十分な国に対して積極的な対策を促し、世界的な体制の構築を促す効果を持つ。

(2) 途上国の中には、国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが、その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として、我が国の安全に関連する分野で、設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育

成等を実施し、途上国の対処能力向上を支援することは、我が国自身の安全にも裨益する。

- (3) 麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について、生産(送り出し)、中継、需要(受入)国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは、国境をまたいだ犯罪の防止と被害の減少・緩和に役立つ。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ安保理改革その他の国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案の作成に努める。また、国連における公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。そもそも、我が国は第2位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

邦人職員の増強に関しては、国連関係機関への就職に向けての広報及び情報提供や、国連関係機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国連関係機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり(平成14年:521人 → 平成21年:708人)、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。しかし、価値観の押しつけや体制変更を迫るのではなく、各国の文化・歴史・発展段階の違いに配慮することが必要である。

- (2) そのためには、我が国としては、国連の各種人権フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが重要である。

- (3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利の保護・促進を目的とした各種基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、強制失踪条約、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うこと、個人通報制度の受入れの是非について検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために重要である。

さらに、各国における民主主義基盤の強化のためには、今後平成21(2009)年度に予定されている第5回民主主義共同体閣僚級会合(於:リスボン)等、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金(UNDEF)をはじめとする国際機関や国内外のNGOと連携することが有効である。

- (4) 条約難民等に対して、各種支援事業(日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋)を行うことは、我が国における定住支援のために有効であり、またこれまでも既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、国際貢献等の観点から、まずパイロットケースとして第三国定住による難民の受入れを決定したことは、我が国としても第三国定住による難民の受入れに積極的に対応していく上で有効である。

【施策の効率性】

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

限られた予算と人的資源の下、委託調査の実施や有識者との意見交換のための会合の実施、また、政策スピーチの実施や外交青書の作成など、中長期的観点からの戦略的な外交政策の対外発信事業が着実に進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いたことは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する手段として、効率性の観点からも適当であった。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) イラクにおいては、民間人が活躍できる治安情勢になかったことなどから、我が国による人的貢献として、自衛隊による活動が必要であったが、その活動目的は達成されたと判断し、任務の終了に至った。また、アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、本施策の目標を達成するために最も効率的な手段であるのみならず、我が国にふさわしい貢献であり、自衛隊以外には行い得ない。

(2) 国際平和協力に関する活動の全般については、予算及び人的資源が限られる中、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGOなど政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G8の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国の取組の足並みを一斉に揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。また、「テロ防止関連条約・国際組織犯罪防止条約に関する法整備キャパシティ・ビルディングセミナー」等の各種セミナーは、対象国から高い評価を得ているほか、実施にあたって協力を得ている先進国、国際機関からも有意義な取組であるとの評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでいる。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

限られた資源の中、国連改革の一環として設立された平和構築委員会において我が国は議長を務めるなど主導的立場で行動した。また、安保理改革については、我が国は、引き続き各国と議論を続け、改革に向けた機運の維持に貢献した。右に挙げた諸点で施策が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

邦人職員の増強に関しては、限られた資源の中、「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連関係機関に勤務する邦人職員数ともに増加していることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューすることになっている。我が国は、従来から人権理事会の機能強化に向けて、既存の手续やメカニズムの見直し等を含む議論に積極的に参加し、人権の保護・促進を効果的・効率的に実施できるよう努めてきている。

【反映の方向性】

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き継続し、強化に努めていく。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF 機能強化、予防外交への取組促進、及び ARF 機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話を通じ安全保障分野における協力関係を進展させる。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 中東地域について、国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況や現地的情勢に関する情報収集を適切に実施し、適時適切に判断を行う。

特に、アフガニスタンにおいては、現在、各国が人的にも資金的にも支援活動を強化しており、我が国としても、責任ある国際社会の一員として、相応の役割を果たしていくことが重要である。そこで、平成 21 年5月から、開発援助調整のための文民支援チーム4名をチャグチャレン PRT(地方復興支援チーム)に派遣した。今後、他の PRT でも同様のニーズがあれば、文民派遣した場合の効果や治安状況等を慎重かつ総合的に見極めた上で、追加的な文民派遣の可能性について検討を行っていく。

(2) その他「平和協力国家」として必要な取組を行っていくこと

世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」として、我が国が国際社会において一層責任ある役割を果たしていくために、我が国がこれまで行ってきた上記の取組に加え、中東地域以外の地域についても国際社会全体が平和維持・回復のために行っている活動に我が国として必要と考えられる貢献を強化していく。

(3) 我が国の平和構築への取組を一層強化するため、予算面等で平和構築人材育成事業を拡充していく。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。我が国が未締結となっている条約の締結のために引き続き努力する。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ、人権理事会理事国として、米や EU とともに右レビューに加わり、実効性のある人権理事会の形成に向けて緊密に連携していく。

さらに、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

民主主義についても、今後平成 21(2009)年度に予定されている第5回民主主義共同体閣僚級会合(於:リスボン)等、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金(UNDEF)をはじめとする国際機関や国内外の NGO と連携しつつ、各国における民主主義基盤の強化に努めていく。

(2) 国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を引き続き支援していく。平成20(2008)年6月の「ハンセン病差別撤廃決議」に基づくハンセン病差別撤廃を目的とする原則ガイドライン作成作業に協

力するとともに、原則ガイドライン作成後のフォローアップ作業に尽力する。

- (3) 政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、強制失踪条約、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結に向けた取組を行うほか、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行う。
- (4) アジア地域で初となる、平成 22(2010)年度からの難民の第三国定住の受入れのパイロットケースの成功に向けて、準備を進める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

平成 20 年度においては、外部有識者との連携において、従来から実施してきた会合のみならず、時宜を得た委託調査やシンポジウム・研究会の実施などの施策を通じて、外部有識者との積極的な連携強化と、その知見の活用が図られた。また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成のほか、大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を、質、量ともに充実させながら実施することができた。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

我が国は、第 15 回 ARF 閣僚会合を始めほぼすべての ARF 関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 自衛隊によるインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。また、イラクにおける人道復興支援活動等については、イラク自身の手による自立的な復興が進められており、イラク自身も平成 21 年以降の多国籍軍の活動を見直したい意向であることを踏まえ、その活動目的を達成したと判断し、平成 20 年 12 月をもって任務を終了した。こうしたことから、中東地域の平和と安定、繁栄の実現という目標の達成に向けて進展があったと言える。

(2) 我が国は、国際平和協力法に基づき、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)(ゴラン高原)への司令部要員及び輸送部隊の派遣並びに国連ネパール政治ミッション(UNMIN)への軍事監視要員の派遣に加え、新たに国連スーダン・ミッション(UNMIS)に司令部要員を派遣した。また、ネパール制憲議会選挙に選挙監視要員を派遣した。さらに、物資協力として、スーダンの被災民に浄水器を無償譲渡したほか、ガザの被災民に対し、ビニールシートやスリーピングマット等を無償譲渡した。このように我が国は、平成 19 年度に引き続き平成 20 年度において、国際平和協力法に基づく積極的な貢献を果たすことができた。

(3) 外務省は、国立大学法人広島大学を委託先として、平成 19 年 9 月に立ち上げた「平和構築人材育成事業」を引き続き実施し(予算:約 1 億 8 千万円)、日本及びアジアの文民約 30 名を育成した。本事業は、国内研修、海外実務研修及び就職支援を柱としており、日本人研修員の多くは、平和構築に関わる国際機関等への就職が決まるなど平成 20 年度事業も成功裡に終了した。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

以下に示すとおり、平成 20 年度、本件施策ではいくつかの具体的な成果があり、目標の達成に向

けて進展があった。

- (1) 北海道洞爺湖サミットでは、G8議長国として「テロ対策に関するG8首脳宣言」を取りまとめたほか、平成13年のジェノバ・サミット以来、初めて首脳宣言の中で国際組織犯罪の項を設け、G8の間でその対策の重要性を確認した。
- (2) 国連、G8、アジア欧州会合(ASEM)、経済協力開発機構(OECD)等の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合等への積極的な参画、多国間・二国間協議の実施や人身取引対策政府協議調査団の派遣等により、法執行の強化、テロ資金、麻薬、人身取引対策、国境保安等の分野で各国と情報交換や政策協調を行い、国際社会における実効的で隙のない協力体制の構築へ一層貢献した。
- (3) 国際テロ対策の分野では、途上国へ機材供与を行ったほか、国内法整備及び法執行等の分野で、ODAを活用しつつ、資金面での援助(テロ対策等治安無償等)を行うとともに、各種テロ対策関連セミナーへの研修員の受入、専門家の派遣等によって知見・経験を共有する等のテロ対処能力向上支援を実施した。また、途上国のテロ防止関連条約及び国際組織犯罪対策関連条約の締結・実施を促進するためのセミナーを開催し、各国における法整備のためのキャンペーン強化を図った。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

我が国は、戦後設立された国際連合を21世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組は、平成20年9月に政府間交渉開始が国連総会において決定されるという成果に結びついた。また、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成20年10月に実施された安保理非常任理事国選挙に立候補し、加盟国最多となる10回目の当選を果たした。

平和構築委員会では、平成19(2007)年6月より平成20(2008)年末まで2代目の議長国として主導的な役割を担う等、国連において、現在の国際情勢の要請に応じた様々な活動に積極的に協力・貢献した。

邦人職員の増強に関し、成果重視事業としての目標(平成21年1月までの5年間で10%増(→671名))は、平成17年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。今後は、平成21年1月から平成26年1月までの5年間で、国連関係機関における邦人職員数を15%増加し814名とすることを新たな事業目標として設定する。なお、平成20年度の具体的な成果は以下のとおり。

- (1) 「国際社会協力人材バンクシステム」(外務省国際機関人事センターHPを中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム)における各種サービス利用者が増加傾向にある。
- (2) 国連関係機関における邦人職員数(各年1月1日現在)が増加傾向にあり、平成21年には、708人に達している。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 我が国は、国際社会の人権・民主主義の保護・促進のため、以下のとおり取り組んだ。

(イ) 人権理事会の理事国(注1)として、人権理事会や国連総会第三委員会等の国連の各種人権フォーラムの議論に積極的に参加し、また、平成20(2008)年5月には、普遍的・定期的レビュー(UPR)(注2)の対日審査を受けた。さらに、我が国とEUが共同提案した、拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議(平成20(2008)年12月の国連総会、平成21(2009)年3月の人権理事会)が採択(国連総会では4年連続、人権理事会では2年連続)される等、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した。

(注1)我が国は平成 18(2006)年の人権理事会の創設当初から理事国。任期満了に伴い、平成 20(2008)年5月の第3回人権理事会選挙で再選。

(注2)人権理事会の下で新たに設置された、国連加盟国すべての人権状況を平等に審査する枠組み。

(ロ)平成 20(2008)年7月に8年ぶりに再開した日中人権対話や同年8月の日・カンボジア人権対話、同年 10 月の日・イラン人権対話といった二国間の人権対話のほか、ハイレベルの二国間会談を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

(ハ)民主主義分野については、国連民主主義基金(UNDEF)の主要拠出国として、同基金の運営について積極的に関与するとともに、同基金の拠出の公募の際には、外務省ホームページ等を通じて、主として国内の NGO 等市民社会への広報・周知に努めた。

(2)国連事務局の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援し、人権の保護・促進に貢献した。また、ハンセン病の差別解消に向けて、平成 20(2008)年6月の第8回人権理事会において、ハンセン病差別撤廃決議を主提案国として提出し、本決議案は全会一致で採択された。平成 21(2009)年1月には、国連主催「ハンセン病差別撤廃に関する国際会議」(於:ジュネーブ)において、我が国からは、笹川陽平ハンセン病人権啓発大使が出席し、我が国の施策について積極的に発言を行った。さらに、平成 20(2008)年 11 月には、「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」(於:リオデジャネイロ)に、第2回横浜会議(2001 年)の主催国である日本政府を代表して、西村外務大臣政務官が出席し、今後も日本が児童の性的搾取の問題に国際社会と共に積極的に取り組む方針を表明した。

(3)主要人権条約の履行については、平成 20(2008)年 10 月に、自由権規約第5回政府報告審査を受けた。また、自由権規約以外の条約の政府報告については、平成 20(2008)年4月に、女子差別撤廃条約第6回政府報告、児童の権利条約の第3回政府報告及び同条約の二つの選択議定書(武力紛争における児童の関与に関する選択議定書、児童の売買・児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書)それぞれについて第1回政府報告を、同年8月には人種差別撤廃条約に関する第3回～第6回政府報告を作成、提出した。新しい人権条約については、障害者権利条約(仮称)の早期締結に向けた検討を行ったほか、強制失踪条約の締結の承認を求めて国会に提出した。さらに、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行っている。

(4)難民に関しては、条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業施設である RHQ 支援センターにおいて実施した。また、国際貢献等の観点から、平成 19(2007)年9月、関係省庁で第三国定住による難民の受入れに関する勉強会を立ち上げ、検討を重ねた。その結果、平成 20(2008)年 12 月には、閣議了解及び難民対策連絡調整会議での決定により、平成 22(2010)年度から、パイロットケースとして、タイの難民キャンプから約 30 人(家族単位)のミャンマー難民を受け入れ、日本語教育及び職業紹介等の定住支援を行うこととなった。本件決定に関連し、平成 21(2009)年2月には、第三国定住に関するシンポジウム(於:東京)を主催した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第 169 回国会総理施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	「平和協力国家」としての役割を果たしていくためには、我が国外交の活動の場を広げることで。そのため、安保理常任理事国入りを目指し、国連の改革に取り組みます。
	第 169 回国会外務大臣外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	国際の平和と安全の維持につき重要な役割を担う国連安全保障理事会の改革の早期実現は、喫緊の課題です。我が国が国際社会にお

		いて一層の貢献を行えるよう、早期の安保理改革の実現と我が国の常任理事国入りを目指してまいります。
第 63 回国連総会一般討論演説	平成 20 年9月 25 日	常任・非常任双方の議席拡大を通じた改革を、早期に実現せねばなりません。
第 170 回国会総理所信表明演説	平成 20 年9月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・海上自衛隊によるインド洋での補給支援活動を、わたしは、我が国が、我が国の国益をかけ、我が国自身のためにしてきたものと考えてきました。 ・我が国が信奉するかけがえのない価値が、若い民主主義諸国に根づいていくよう助力を惜しまない。
第 171 回国会総理施政方針演説	平成 21 年1月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・インド洋における補給支援活動を継続し、国際的な平和協力活動などに積極的に取り組んでまいります。 ・日本は、国際社会の責任ある一員として、また、この1月からは国連安保理非常任理事国として、積極的な役割を果たして参ります。
第 171 回国会外務大臣外交演説	平成 21 年1月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本外交の基本方針について諸外国の理解と信頼を増進させることは、外交政策の円滑な推進にも資するものです。このため、我が国の外交方針を力強く対外発信します。 ・我が国は、テロ対策としてインド洋における補給支援活動を行っているほか、アフガニスタンが再びテロの温床にならないよう、同国において、治安面や経済復興において、医療や教育をはじめ幅広い支援を実施してきています。アフガニスタンの地方復興チームへの文民派遣などを含め、支援の取組を一層強化していきます。 ・国際社会の平和と安定があつてこそ我が国の国益も実現されるとの思いから、国連平和維持活動(PKO)をはじめとする国際的な平和活動を一層拡充する考えです。 ・今後2年間、国連安全保障理事会の一員として、積極的かつ建設的な役割を果たしてまいります。同時に、国連がより効果的にその任務を果たすためにも、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の早期実現を目指し、本年2月に開始される政府間交渉に臨む決意です。 ・私には、一つの信念があります。それは、経済的繁栄と民主主義を希求する先に、平和と幸福が必ずや勝ち取れるというものです。これは、戦

		後日本の歩みでもあります。私が「自由と繁栄の弧」という言葉で表現したように、自由、市場経済、人種の尊重などを基本的な価値とする若い民主主義諸国の努力を、積極的に支援します。
平成 20 年度重点外交政策	平成 19 年8月	3. (1) 日本の国際貢献に係る人材育成(平和構築分野の人材育成事業(いわゆる「寺子屋」を含む。))
平成 21 年度重点外交政策	平成 20 年8月	2. (1) 我が国の安全及び国際社会の平和と発展に向けた取組(PKOやテロとの闘い等国際平和協力活動への協力、平和構築分野の人材育成、人間の安全保障の推進、大規模災害への対応など) 2. (3) 国連等における積極的貢献、我が国国益実現に向けての国際的合意形成と国際社会での責任を共有する関係国との連携強化(「法の支配」の推進など)。 3. (2) 戦略的情報発信の強化

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省軍縮不拡散・科学部

施策名	軍備管理・軍縮・不拡散への取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 233 頁)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ-2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組
	施策の概要	<p>北朝鮮、イラン等の核問題がある中で、我が国及び国際社会の平和と安定を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、核兵器については、NPT 体制の強化、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、CTBT の早期発効に向けた働きかけ、IAEA の保障措置の強化、核燃料供給保証を巡る国際的議論への参加等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っており、また、生物・化学兵器については、関連条約の普遍化等に貢献している。通常兵器では、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施、対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を行っている。また、大量破壊兵器(WMD)等の不拡散について、関連国連安保理決議を着実に実施するとともに、国際輸出管理レジームの強化、PSI への貢献、域内の取組強化等を実施している。</p>
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (理由)</p> <p>国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、CTBT、BWC、CWC、IAEA 追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、関連国連安保理決議の採択、国際輸出管理レジームの強化、クラスター弾に関する条約の採択、署名、小型武器・武器貿易条約(ATT)構想の総会決議採択、対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトの着実な進展等、具体的な成果があり、目標の達成に向けて進展した。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>核兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散を推進することは、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」との我が国の安全保障上の基本的な立場を実施する方策の一つである。また、唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、国民の悲願でもあり、この目的のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。また、地雷、クラスター弾や小型武器などの通常兵器は、被害国において現実に多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後の復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障、人道、開発等の分野にまたがる緊急課題である。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>北朝鮮、イラン等の核問題がある中で、国際社会が軍縮・不拡散に関する目標及び達成手段を共有することが重要である。施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段である。通常兵器の取引、使用等の規制は一国のみではなく、国際社会全体の問題として優先的に取り組むべき課題であり、国際的な枠組みの普遍化・強化が有効である。</p> <p>【施策の効率性】</p> <p>軍備管理・軍縮・不拡散に関わる国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において本施策の目標達成のため有効な唯一の手段であることから、とられた手段は適切か</p>	

つ効率的であった。

【反映の方向性】

軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標の達成に向け、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続して実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

大量破壊兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口： 軍縮・不拡散体制の強化に対する我が国の貢献

平成20年度は、例えば以下のとおり、軍縮・不拡散体制の強化において注目すべき進展があり、その実現に際しては、我が国も積極的に貢献した。

(1) 毎年、我が国が国連総会に提出している核軍縮決議案(平成20年は、「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」)が圧倒的多数の支持で採択されたこと及び平成22(2010)年 NPT 運用検討プロセスの成功裏の始動への我が国の貢献(第1回準備委の議長を我が国の天野大使が務めた)等、核兵器の全面的廃絶に向けた国際社会の意思形成を着実に進展させることができた。

(2) 地域の不拡散上の問題について、我が国は、国際場裏においてより積極的に議論に参加し、かつ他国等への働きかけを行った結果、北朝鮮に関しては六者会合成果文書「共同声明実施のための第2段階の措置」が採択され、寧辺の核施設の無能力化等が進められているほか、イランに関しては安保理決議1835号が採択された。また、我が国は、一連の安保理決議を着実に履行してきているほか、輸出管理レジーム等の場でこれら国連安保理の輸出管理関連決議が着実に履行されるよう様々な取組を行うとともに、地域内における不拡散体制の強化に努めた。第16回アジア輸出管理セミナーでは、アジアにおける輸出管理に関し、活発な意見交換に参加した。また我が国は、引き続き IAEA と協力し追加議定書締結に向けた地域セミナーを支援するとともに、核燃料供給に関するセミナー等を通じて、核燃料供給保証を議論する環境づくり等を行うなどし、国際的な不拡散体制の基盤強化の進展に貢献してきている。さらに、第5回アジア不拡散協議(ASTOP)では、ASEAN10 か国、我が国、中国、韓国、米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論が行われた。

(3) その他、原子力供給国グループ(NSG)、拡散に対する安全保障構想(PSI)、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)、生物兵器禁止条約(BWC)、化学兵器禁止条約(CWC)、核燃料サイクルへの取組、G8グローバル・パートナーシップ等、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けて貢献した。

(4) 通常兵器では18か国に対人地雷禁止条約(オタワ条約)への加入を働きかけ、小型武器決議で隔年会合等の実施が決定された。またクラスター弾に関する条約(CCM)採択に貢献しこれに署名した。武器貿易条約(ATT)構想につき国連決議の採択に貢献した他、アジア・太平洋地域会合を主催、オープンエンド作業部会(OEWG)に出席した。対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、小型武器関連の現場プロジェクトへの支援を着実に進めた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第169回国会外交演説	平成20年1月18日	国際社会の平和と安定の維持・増進のため、そして唯一の被爆国として、核兵器不拡散条約を基礎として国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に努めます。
	第171回国会外交演説	平成21年1月28日	先月私(中曽根外務大臣)はノルウェーを訪問し、クラスター弾に関する条約に署名してまいりました。我が国は、被害者支援を含む国際的な取組に引き続き積極的に貢献してまいります。 また、我が国は、唯一の被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け、現実的かつ具体的な取組を主導します。2010年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議の成功に向けて、「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」を含め、関係国との協力を強化していく考えです。

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省軍縮不拡散・科学部

<p>施策名</p>	<p>原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力 (政策評価書[施策レベル評価版] 243 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ-3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力</p>
<p>施策の概要</p>	<p>原子力の平和的利用のための国際協力を推進し、及び科学技術分野の国際協力を推進すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ-3-1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 Ⅱ-3-2 科学技術に係る国際協力の推進</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 【総合的評価】 施策Ⅱ-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ-3-1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ Ⅱ-3-2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>【施策の必要性】 1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について 国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、3Sを確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題である。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献する必要がある。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。</p> <p>2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について 科学技術基本法に基づく第3期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げているほか、平成 20 年5月には総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」と題した提言を行い、平成 20 年6月の自由民主党科学技術創造立国推進調査会における決議「科学技術創造立国の実現に向けて」においても、科学技術を外交ツール・資産として活用していくべきとの提言がなされている。さらに宇宙の分野に関しては、平成20年8月に宇宙基本法が施行され、「宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進する」(第6条)ことが求められており、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。</p> <p>【施策の有効性】 1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について 沿岸国政府との協議等の施策は、我が国核燃料サイクル政策の重要な一부를なす放射性物質輸送を円滑に行う上で有効である。二国間原子力協定の作成は、3Sを確保した上で原子力平和的利用を推進する上で有効である。また、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上でも有効である。</p> <p>2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について 国際的な科学技術の発展のためには、各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約することが重要である。外務省として科学技術に関する国際的な枠組み作りや多国間プロジェクトの実施等を推進することは、我が国及び国際社会の科学技術力向上のために有効である。またこうした取組を通じて我が国の科学技術力が確保されるだけでなく、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあることから、これを我が国の外交ツール・ソフトパワーとして活用すること</p>	

は、我が国の国益増進にも資する。

【施策の効率性】

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係に基づき、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議や、他の国際会議への出張の機会を利用して協議を実施する等により、緊密な対話を継続し、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができた。したがって、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術協力は、科学技術予算を得て実際の協力案件を所管する国内関係府省庁の果たす役割が大きいことから、科学技術外交ネットワーク等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整し役割分担を行い、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など外交面で取り組むべき側面に集中特化した取組を行った結果、施策に進展がみられた。更に、科学技術外交強化の文脈で外務省内の複数局課室にまたがる対応を要する事項についても、省内タスクフォースを通じ、関係課室が連携して有効な対応に努めた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

我が国原子力を推進し、また、原子力先進国として国際的課題に貢献するための施策を引き続き実施し、推進する。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

関係府省庁、省内関係課室とも連携しつつ、引き続き、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に取り組む。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 原子力の平和的利用のための国際協力を推進し、及び科学技術分野の国際協力を推進すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

以下に詳述するように、平成 20 年度には、当該年度における本件施策の目標(小目標)の達成に向けて進展があった。

二国間協定の締結に向けた交渉の実施・そのための国内調整の実施、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進への貢献、G8北海道洞爺湖サミットにおける我が国の提案による「原子力平和利用に関する3Sイニシアティブ」(正式名称:3S(核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ)に立脚した原子力基盤整備に関する国際イニシアティブ)の立ち上げ等を中心に想定された進展があった。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

以下に示すとおり、本施策の目標達成に向けた各種取組が着実に進展した。また、以下に取り組む上で、在外公館における科学技術担当官の指名、現地連絡会の立ち上げを含め、科学技術外交ネットワーク(STDN)の構築等を通じて、基盤・体制を強化した。

(1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行った

	<p>ほか、EUとの間で平成15年より交渉してきた科学技術協力協定締結の仮署名に至った。</p> <p>(2) イーター小億歳核融合エネルギー機構設立協定、日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協定(いわゆるブローダー・アプローチ協定)等の関連諸協定の下で、準ホスト国として青森で理事会を主催するなど、活動を開始した。</p> <p>(3) 米、EU等と国際科学技術センター(ISTC)について協調し、支援を継続した。</p> <p>(4) 宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地(ISS)計画の進展に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。</p> <p>(5) 国際科学協力分野における調査を実施し、今後の政策立案のための有益な情報が得られた。</p>
--	---

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第169回国会外交演説	平成20年1月18日	核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを前提として原子力協力を推進してまいります。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	科学技術外交を強化する。
	第171回国会外交演説	平成21年1月28日	核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保を大前提として原子力協力を推進してまいります。 我が国の優れた科学技術を活かし、国際協力や宇宙分野での取組などを推進してまいります。

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省経済局

施策名	国際経済に関する取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 257 頁)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ-4 国際経済に関する取組
	<p>施策の概要</p>	<p>我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。次の具体的施策より構成される。</p> <p>Ⅱ-4-1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進</p> <p>Ⅱ-4-2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組</p> <p>Ⅱ-4-3 重層的な経済関係の強化</p> <p>Ⅱ-4-4 経済安全保障の強化</p> <p>Ⅱ-4-5 海外の日本企業支援と対日投資の促進</p> <p>Ⅱ-4-6 北海道洞爺湖サミットの開催</p>
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策Ⅱ-4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-6 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について</p> <p>エネルギーや各種資源に乏しい我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の下、経済的成長を遂げてきた。引き続きこのような体制を維持・強化するとともに、現在交渉中のドーハ開発アジェンダを最終妥結に導き、保護主義に対抗し、更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進に必要な施策である。さらに、WTO 加盟国間の貿易紛争を適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き紛争解決制度を積極的に利用する必要がある。</p> <p>我が国は、我が国の貿易の4割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、地域内の貿易・投資の自由化、貿易・投資の円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。一方で、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に推進することが必要である。</p> <p>2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について</p> <p>OECD は、国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。</p> <p>(1) OECD は、設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大といった目的に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取り組んでいる。その特色は、相互審査(ピア・レビュー)やベスト・プラクティスの積み重ねを通じて先進的な「国際標準」の醸成、普及にあり、我が国にとり望ましい国際環境をつくるため、積極的に作業に参加することが必要である。</p> <p>(2) グローバル化が進展し、中国、インド、ブラジル、ロシアといった非加盟国の経済的な重要性が増大</p>	

する中、また、世界的な金融・経済危機が続く中、OECD の有用性を一層高めるためにも、OECD の主要な機能である国際的なルール作り、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

(イ) APEC はアジア太平洋地域の 21 の国・地域(エコミー)が参加し、世界の人口の約4割、GDP 及び貿易量の約5割を占めている。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコミーが約7割、APEC の域内貿易率も約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコミーとの協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。

(ロ) このような背景の下、APEC の枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。

(2) ASEM

(イ) アジアと欧州両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。

(ロ) 日本がアジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことを通じて、経済分野では、気候変動・環境問題やエネルギー安全保障を含む持続可能な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に寄与する必要がある。また、ASEM 各国間で文化と文明間の対話を進め、地域情勢、テロ、感染症等のグローバルな課題について一致して協力していく方策について意見交換を進める必要がある。

(3) EU

平成 13 年に首脳レベルで発出された「日・EU 協力のための行動計画」を着実に実施するとともに、同計画が想定した 10 年間の期間の終了に向けた、新たなビジョンを策定する必要がある。特に、我が国は政府一丸となって対内直接投資促進に取り組んでおり、引き続き日・EU 間の双方向の直接投資促進のための施策を実施する必要がある。我が国と EU は、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) 我が国は、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外に依存している。エネルギー・鉱物資源はその8割以上を海外からの供給に頼っており、食料に関しても、我が国の自給率(カロリーベースで約4割)は主要先進国の中で最低水準にある。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。このような我が国にとって、資源の安定的で持続的な供給の確保は基本的外交目標の一つであり、そのための国際協力や国際的枠組み作りに積極的に参画することは必要不可欠である。

(2) また、我が国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保することも極めて重要である。更に、我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底資源等の経済権益の確保の重要性は大きい。

(3) エネルギー・鉱物資源・食料を巡る国際情勢が大きな変化を迎えていること、海賊はじめ海上安全上の脅威が引き続き深刻であること等を考慮すれば、経済安全保障分野の取組を更に強化していくことは急務である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場

を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

(2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらず等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

G8サミットは重要な国際的課題について首脳間で議論し対処していくことで、大きな影響力を持っている。そのため、G8サミットに積極的に参加することが必要である。特に、議長国は議題設定、議論の取りまとめに大きな責任を有しており、平成20年度は、G8議長国として、G8首脳会合、及びG8外相会合やG8開発大臣会合を始めとする各種G8関連会合での議論を主導することで、貢献していくことが必要であった。

【施策の有効性】

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

(1) これまで多角的自由貿易体制の上に経済成長を実現させてきた我が国にとり、ドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に向けて導き、保護主義に対抗することは、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するために不可欠である。

(2) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これを積極的に利用することは我が国の利益を確保する上で有効である。

(3) 我が国と各国の EPA 交渉は着実に進展しており、たとえば平成20年度に発効したインドネシア、ブルネイ、及びフィリピンとの EPA により、それぞれ往復貿易額の約92%、約99%、及び約94%の関税が10年以内に無税となる。また、我が国初の複数国間の EPA である ASEAN 全体との協定が発効したほか、ベトナム及びスイスとの協定が署名に至った。湾岸協力理事会(GCC)、インド及び豪州との EPA/FTA 交渉も推進しており、高い水準の自由化と幅広い分野を取り扱うことを目指している。平成16年11月以来、交渉が中断している韓国との EPA については、平成20年6月及び12月に交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を実施し、平成21年2月の日韓外相会談でレベルを審議官級に上げることで一致した。さらに、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき研究及び検討が進んでいる。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(1) ルール作り及び政策協調への参画

OECD におけるルール作り及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より、また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、参加国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが有効である。

(2) 非加盟国協力活動の支援・促進

その中で OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観

点から、また世界標準に照らし対等な競争環境を整備することが我が国企業の利益に資するとの観点から、有効である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、更に、個別具体的な課題に対し APEC メンバーが協力して取り組むイニシアティブを発揮する場を提供する APEC は地域協力推進を実施していく上で有効である。

(2) ASEM

アジア・欧州関係がグローバルな課題や両地域に共通の問題について自由で継続的な議論を行いアジアと欧州のバランスのとれた協力を進めていく上で、ASEM は有効である。

(3) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要があり、この観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU (または欧州各国)間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) エネルギー・鉱物資源の安定供給のためには、(イ) エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、(ロ) 安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(ハ) エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が必要である。

また、食料危機に対しては、中長期的視点に立った増産と供給体制の改善が必要である。このため、国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)等の国連・国際機関との連携強化が有効である。

(2) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効であり、また国際捕鯨委員会(IWC)における我が国の立場の主流化を図るための国際理解の増進が有効である。

(3) 海洋問題

海上の安全確保のためには、海賊問題に有効に対処するための国際協力を推進するとともに、ソマリア及び周辺沿岸国に対する支援が重要である。

また、海洋国家たる我が国が重大な利害を有する国連海洋法条約の効果的な運用と発展のためには、同条約に基づいて設立された国際海洋法裁判所及び大陸棚限界委員会(CLCS)への貢献、国連海洋法条約関連の国際会議への積極的参加を通じた、我が国の関心事項の国際的周知が重要である。また、我が国の大陸棚延長作業に関連し、国連等からの情報収集、関連会議への対応も重要である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

国内外の各種関係機関や経済団体等との意見交換や協議を通じ、民間のニーズの把握に努めた上で、以下のような投資環境の充実やビジネス環境の整備が有効である。

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進するため、日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

(2) 日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担をするためのガイドラインも策定した。さらに、「日本企業支援センター」については、平成18年度にインド、タイ及びチリの大使館内に設置したのに続き、平成20年度にはホーチミン及び広州の総領事館内に設置し、企業が在外公館に気軽に相談できる体制を整え、企業のニーズへの対応の強化を図った。

(3) 経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日直接投資の促進

平成20年末の対日直接投資残高は、17.1兆円(一次推計値、GDP比約3.4%)まで伸びた。物品・サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

G8サミットを通じ、主要国首脳間で主要な国際的課題につき議論し対処していくため、特に平成20年度には、G8議長国として議論を主導したことは有効であった。

【施策の効率性】

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

限られた資源の中、我が国は、閣僚会合始め種々の多数国間での議論の場に主要国の一員として参画する一方、二国間においても個別の働きかけを行うことで、WTOの交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

限られた資源の中、多数のEPAが発効または署名に達したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

限られた資源の中、国際社会のその時の喫緊のニーズを踏まえ、イノベーション、ソブリン・ウェルス・ファンド(政府系ファンド。SWF)、世界経済の見直し改定等の諸分野で、OECD事務局の専門性を活用し、我が国の主張を反映させた形で、質の高いルール作りや政策提言を実現させることができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

今後の地域経済統合のあり方に指針を与えた地域経済統合に関する報告書(平成19(2007)年9月首脳会議及び閣僚会議にて承認)に基づき平成20(2008)年に地域経済統合の促進のためにとられた措置の概要をまとめた地域経済統合に関する進捗報告書が承認され、引き続き取組を進めていくことが確認されるなど、地域連携の強化に効率的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) ASEM

様々なレベルでの議論を踏まえ、個別具体的な課題についての協力が進展し、アジア・欧州関係の強化という目的を様々な分野において効果的に達成してきていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) EU

日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議、日・EU規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日・EU間の懸案事項に係る交渉や対話・意見交換を通じて、日・EU双方の貿易・投資環境の更な

る改善に寄与し、目標達成に向け効率的に対応したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「経済安全保障の強化」について

以下にかんがみ、とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

(1) エネルギー・食料については、北海道洞爺湖サミットをはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張を反映し、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。特に、我が国の高い省エネルギー技術を外交に活用することを念頭に、IPEECの設立に向け大きな進展を得たことは意義深い。また、我が国への資源安定供給を強化するための施策の検討を進めることができた。漁業については、漁業資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際協力を推進した。捕鯨問題では、第60回IWC年次会合において、沿岸小型捕鯨や調査捕鯨等につき、パッケージでの合意をするための小作業グループの設立に貢献した他、調査捕鯨に対する妨害活動への非難を議長報告書に反映させた。また、東太平洋のマグロ類に関する地域漁業管理機関を強化することを目的とした条約を締結した。

(2) 海洋に関しては、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に関し、新たな法案を閣議決定・国会に提出し、海上自衛隊による現場海域での活動を開始することができた。また、CLCSに対し200海里を超える大陸棚の延長申請を行った。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

関係省庁や機関と一体となって取り組んできた結果、平成20年度を通じ目標達成に向けた進展が見られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

平成20年度において、我が国はG8議長国としてG8首脳会合、及びG8外相会合やG8開発大臣会合を始めとする各種G8関連会合における議論を主導し、我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成、二国間の枠組みだけでは解決困難な諸課題への取組において大きな成果を得ることができた。

ゆえに、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

ドーハ・ラウンド交渉については、今後、米国新政権の立ち上がり等、主要国の動向にも留意しながら、6月のOECD閣僚理事会やG8サミットなど議論の機会を見据えつつ、ラウンドの早期妥結を目指して引き続き精力的に取組を進めていく。また、保護主義への抵抗については、平成21年4月のロンドン・サミットでの首脳間の合意を履行すべく、引き続きWTOによる監視を支持し、積極的な貢献を行う。

EPA交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、東アジア自由貿易圏構想(ASEAN構成国及び日中韓)、東アジア包括的経済連携構想(ASEAN構成国及び日中韓印豪ニュージーランド)、並びにアジア太平洋自由貿易圏構想(FTAAP)の東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、引き続き積極的な参加及び貢献を行っていく。

また、今後は、これまでに発効した多数のEPAにつき、その着実な実施に取り組む。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的に参画する。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

平成22年には我が国がAPEC議長となることも踏まえ、平成21年11月の首脳・閣僚会議で、APECの新たな進展・成果を盛り込むべく、地域経済統合に向けた作業の加速化や今後の経済成長の方向と

しての包摂的成長の概念の精緻化など、具体的な取組をより進展させる。

(2) ASEM

平成21年5月に開催される第9回外相会合(於:ハノイ)に関する取組に重点を置きつつ、アジア欧州財団(ASEF)との協力及び専門家会合等具体的な協力を通じて、今日の国際社会で役割と責務を増大させているアジアと欧州の間の対話と協力を引き続き進展させる。

(3) EU

将来の課題である日 EU・EPA も念頭に、引き続きビジネス界の提言を受けて政策への反映に努め、規制改革、投資分野のイニシアティブの実施を図る。このため、アジア太平洋地域における経済連携の進展にも留意しながら、日 EU 間の既存のメカニズムをより有効に活用していく。

(4) 日 EU、APEC 及びこれらをつなぐ ASEM それぞれのフォーラムにおける協力を有機的に連携させることで重層的な経済関係の強化に努める。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) 新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の生産国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、国際機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

(2) 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。また、海外における農業投資の行動原則を策定に取り組む。

(3) マグロ漁業、捕鯨、航行安全等への国際的協力、200 海里を超える大陸棚の設定等に関する取組の継続。

(4) 海洋問題については、近隣国との境界画定問題や国連海洋法条約の実施等法的問題への取組を強化する観点から定員要求を行う予定。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。

(2) 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化し、日本企業支援体制を更に充実させていく。

(3) 平成18年6月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010年未までに対日直接投資残高を GDP 比約5%とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

北海道洞爺湖サミットのフォローアップを確実に行うとともに、平成21年度にイタリアで開催されるラクイラ・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

WTOドーハラウンド交渉については、平成20年前半には、農業、鉱工業品等市場アクセス、サービス貿易、ルールの各交渉分野において議論のたたき台となる文書が提示された。これを受けて7月にジュネーブで開催された閣僚会合では、我が国は主要国の一員として少数国会合に出席し、議論の進展に貢献した。また、サービス貿易についてのシグナリング閣僚会合が開催され、前向きな進展が得られた。また、同年後半においては世界経済・金融の低迷を受け、11月の金融・世界経済に関する首脳会合及びAPEC首脳会合にて保護主義関連措置の自粛に合意した。さらに、WTO紛争解決手続きに当事国及

び第三国として参加することで、貿易紛争を解決し、また、我が国に望ましい形での貿易ルールが定着するように努めた。

経済連携協定(EPA)については、平成20年度には、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、及びフィリピンとの協定が発効し、ベトナム及びスイスとの協定が署名に至るなど、多数のEPA交渉が大きく前進した。また、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき、民間研究又は検討作業が進められ、閣僚や首脳への報告が行われた。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

我が国は、OECDに関して、閣僚理事会や各委員会の活動に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した。また、新規加盟候補国についても、加盟審査プロセスに貢献した。これらにより、国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け状況は大きく進展した。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ポゴール目標の達成及び地域経済統合の実現に向けた取組に積極的に貢献することにより、APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力に寄与した。

(2) ASEMの各種会合への貢献及び活動を通じて、政治、経済、社会・文化等の分野において具体的な協力の推進に寄与した。特に、我が国が「気候変動に対する適応セミナー」(平成20年10月)を主催し、また、新型インフルエンザ対策において主導力を発揮した。

(3) 日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議及び日・EU規制改革対話等において、日・EU経済関係の強化の方策、国際社会の共通課題についての協議が進展した。

4. 「経済安全保障の強化」について

以下の成果を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき相当な進展があった。

(1) 資源価格の歴史的な高騰の中、「資源確保指針」に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進め、我が国への資源安定供給に努めた。G8、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。特に北海道洞爺湖サミットでは包括的な合意を取り付けた。エネルギー効率向上の伝搬のため、国際省エネルギー協力・パートナーシップ(IPEEC)の設立を主導した。

(2) 各地で深刻化した食料危機に対し、北海道洞爺湖サミットはじめ首脳外交を駆使して、国際社会の取組を主導した。FAO改革を推進したほか、我が国への食料供給の一層の安定のため、海外農業投資促進に向けた政府の取組を主導した。食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場裡で高く評価されており、国連より右に言及する声明が発出された。

(3) 漁業資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際協力を推進した。捕鯨問題では、第60回IWC年次会合において、沿岸小型捕鯨や調査捕鯨等につき、パッケージでの合意をするための小作業グループの設立に貢献した他、調査捕鯨に対する妨害活動への非難を議長報告書に反映させた。また、東太平洋のマグロ類に関する地域漁業管理機関を強化することを目的とした条約を締結した。

(4) ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に関し、平成21年3月、新たな海賊対処のための法案を閣議決定・国会に提出した。また、海上自衛隊の護衛艦2隻が現場海域での活動を開始した。このほかにも、ソマリア沖、東南アジアの海賊対策に関する様々な国際協力を強化した。

(5) 大陸棚限界委員会(CLCS)に対し200海里を超える大陸棚の延長申請を行った。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

以下に示す通り、本施策の目標に向け、着実な進展が見られた。

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の早期実現に向けて、関係国間で議論を行ってきており、平成20年6月より条文案をベースとした交渉を開始した。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産侵害問題の対策・協力の強化を行った。日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域にお

いて知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を行った。

(2) ビジネス環境の改善、人脈形成や情報提供などの面で成果があったことに加え、平成 20 年度にホーチミン及び広州の総領事館内に日本企業支援センターを設置し、企業支援体制を一層充実させた。また、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んだ。

(3) 平成 20 年末の対日直接投資残高が 17.1 兆円(一次推計、GDP 比約 3.4%)まで伸びた。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

今回のサミットは、最近の会合に比べても、極めて重要なサミットとなった。議論の結果は、G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言に加え、3つの独立声明及び議長総括として発表された。多くの成果が得られたが、中でも、環境・気候変動問題については、G8は2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量の少なくとも50%削減を達成するとの長期目標を世界全体の目標として採択することを求めるとの認識で一致し、また、初めての主要経済国首脳会合を開催した。

世界経済については、一次産品の価格高騰問題やインフレ圧力への懸念に対し、経済の安定と成長を確保するため、引き続き適切なマクロ経済運営と構造政策を行っていく決意を示した。開発問題については、特に保健分野を集中的に議論した。また、食料価格高騰問題やアフリカ諸国支援のための具体的な取組についても合意することができた。政治分野では、京都で開催されたG8外相会合における議論を踏まえ、北朝鮮、イラン、アフガニスタンなどについて議論を行った。

今回のサミットでは、一部のセッションにG8以外の諸国首脳を多数招待し、会合規模はサミット史上最大となった。

	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	第 169 回国会における福田総理の施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<p>(開かれた日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、WTO交渉やアジア太平洋地域との経済連携協定の交渉の早期妥結に取り組むとともに、日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、対日投資の倍増計画を確実に達成します。日本の空の自由化や貿易手続の効率化に加え、日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。 <p>(「平和協力国家日本」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年、我が国で開催されるアフリカ開発会議やサミットなどにおいて、こうした「人間の安全保障」での課題解決に向け、G8各国やEUとも協力してまいります。 「平和協力国家」としての役割を果たしていくためには、我が国外交の活動の場を広げることが必要です。そのため・・・、資源・エネルギー外交を進めます。 <p>(友好的な二国間関係の発展)</p> <ul style="list-style-type: none"> 四方を海に囲まれた我が国として、新たな「海洋立国」を目指し、政府一体となって、大陸棚調査を始めとする海洋施策を総合的に推進します。

<p>第 169 回国会における高村外務大臣の外交演説</p>	<p>平成 20 年 1 月 18 日</p>	<p>(第五「低炭素社会」への転換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道洞爺湖サミットは、我が国の環境問題への取組を世界に発信する大きなチャンスです。 <p>(北海道洞爺湖サミットとTICADIVでのリーダーシップ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年、我が国はG8サミット議長として、北海道洞爺湖サミットを主催します。私自身は京都外相会合および開発大臣会合の議長を務めます。 ・我が国はこれまで、世界の平和と安定のために積極的な役割を果たしてまいりました。今回我が国は、それに加えて、G8議長国、TICAD主催国として、世界の平和と安定に向けた各国の外交努力を結集するという、大きな国際的責任をを果たすことが期待されています。 <p>(国際社会の共通課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動問題と密接不可分の関係にあるのがエネルギー安全保障です。中長期的視野に立った、安定的なエネルギー・資源確保に努めるため、輸入先とエネルギー源双方の多様化を図ります。また、二国間及び多国間の協力を通じて輸送路の安全対策を強化してまいります。さらに、振興経済国におけるエネルギー効率の向上、再生可能エネルギーや省エネ技術の活用に向けて、国際社会と協力して取り組むとともに、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを前提として原子力協力を推進してまいります。 <p>(国際経済体制の強化と国際社会における「法の支配」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多角的貿易体制の強化は我が国にとって死活的な利益です。WTOドーハ・ラウンド交渉は、農産物、非農産物に関する関税等の引き下げ方式に合意できるかどうか、という決定的に重要な局面を迎えています。早期妥結に向けて、引き続き積極的に交渉に参画し、バランスのとれた交渉結果が得られるように政府一丸となって全力で取り組んでまいります。
	<p>第 170 回国会における麻生総理の所信表明演説</p>	<p>平成 20 年 9 月 29 日</p>

		<p>育てていくこと。そして第三に、世界で先頭をゆく環境・省エネ国家として、国際的なルールづくりを主導していくということです。</p> <p>(誇りと活力ある外交・国際貢献)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・太平洋の諸国と共に地域の安定と繁栄を築き、共に伸びていく。
<p>第 171 回国会における麻生総理の施政方針演説</p>	<p>平成 21 年 1 月 28 日</p>	<p>(新しい秩序創りへの貢献)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私は、昨年 11 月、ワシントンでの金融サミットで、我が国の過去の金融危機とそれを克服した経験を各国首脳に説明しました。また、国際通貨基金の機能強化と、最大一千億ドルの融資による日本の貢献策を表明しました。あわせて、次のことも提唱しました。一つは、金融市場の監督と規制に関する国際的な協調の必要性です。もう一つは、保護主義に陥ることなく、世界の貿易と経済を拡大することの必要性です。 <p>これらは、各国の賛同を得て、進みつつあります。世界第二位の経済規模を持つ日本は、世界経済の新しいルール創りに積極的に貢献しなければなりません。</p> <p>(改革による経済成長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTOドーハ・ラウンドの早期妥結や、経済連携協定の交渉に取り組みます。 <p>(4 世界への貢献)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・太平洋の諸国との連携 <p>(自由と繁栄に向けての支援、テロ・海賊対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源・エネルギー外交を進めます。 ・ソマリア周辺などでの海賊の襲撃は、日本を含む国際社会にとっての脅威であり、緊急に対応すべき課題であります。関係国との連携の下、実行可能な対策を早急に講じ、新たな法制の整備を検討します。
<p>第 171 回国会における中曽根外務大臣の外交演説</p>	<p>平成 21 年 1 月 28 日</p>	<p>(外交の基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年、我が国は、北海道洞爺湖サミット、第4回アフリカ開発会議(TICADIV)を主催し、国際社会共通の課題の解決に向け、大きな成果を達成いたしました。 <p>(アジア近隣諸国との関係強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的価値を共有するインドや豪州との間でも、安全保障や経済連携を含め、多様な分野で関係を発展させていきます。 ・東南アジア諸国連合(ASEAN)の各国との関係を、本年の日メコン交流年や重層的な経済連携の

		<p>取組などを通じて、多くの分野で強化し、また、ASEANの統合と発展を力強く支援してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋経済協力(APEC)や東アジア首脳会議などの枠組みを活用して、アジア諸国と共にこの地域の経済的安定と発展のために一致して取り組んでまいります。 <p>(基本的価値の共有と平和と安定への協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的価値を共有する欧州諸国や欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)などとの連携を強化してまいります。 <p>(世界経済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中でも、現下の金融・経済危機の克服は、我が国を含む国際社会の喫緊の課題です。麻生総理は、昨年11月の金融・世界経済に関する首脳会合において、我が国の経験を踏まえた具体的な提案を行い、各国の連帯を呼びかけました。早急に実体経済の悪化を食い止め、各国が保護主義に陥ることを防ぐことにより、世界経済の安定を確保し、危機再発を防止することが必要です。 ・世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結、経済連携協定や投資協定などの交渉及びこれら協定の活用積極的に取り組みます。 ・また、中長期的視点に立って、エネルギー・資源を安定的に確保するため、主要生産国との関係強化に加え、輸入先とエネルギー源双方の多様化を図ります。二国間及び多国間の協力を通じて輸送路の安全対策も強化してまいります。さらに、近年の世界的食料需給のひっ迫を踏まえ、食料安全保障の一層の強化に向けた具体的施策に取り組んでまいります。 <p>(テロ・海賊対策など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行の安全確保や、何よりも、日本国民の生命及び財産の保護の観点から、海賊対策は正に火急の課題であり、新たな法整備の検討を進めるとともに、できることから早急に措置を講じてまいります。
平成20年度重点外交政策	平成19年8月	<ol style="list-style-type: none"> 1. 我が国の平和・安全の確保とアジア・近隣諸国との協力強化 <ul style="list-style-type: none"> (2) アジア・近隣諸国との対話・協力の強化と諸懸念の解決 ・東アジア首脳会議(EAS)協力の深化とアジア太平洋地域協力の重層的な発展 2. グローバルな課題への責任ある取組

			<p>(1) 北海道洞爺湖サミットにおけるリーダーシップの発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G8参加各国との協力関係強化 ・環境・気候変動に対する積極的取組 <p>(4) グローバル化への対応と国際ルールの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化及びEPA/FTAの推進(知財保護強化を含む。) <p>(5) エネルギー安全保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー・資源供給源へのアクセス確保とその多様化、輸送路の安全確保、省エネ・エネルギー効率向上を国際社会で推進 <p>3. 力強い外交のための基盤強化</p> <p>(1) 外交実施体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業支援、地方及びNGOとの連携強化
	平成 21 年度重点外交政策	平成 20 年8月	<p>1. オールジャパンの総力を結集した機動的な外交</p> <p>(3) 経済上の国益の確保・増進(資源・食料安全保障、グローバル経済に対応した国際ルール作り(WTO等)、経済連携推進等)</p>

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省国際法局

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 299 頁)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ-5 国際法の形成・発展に向けた取組
	施策の概要	新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ-5-1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 Ⅱ-5-2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 Ⅱ-5-3 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策Ⅱ-5 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ-5-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ-5-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ-5-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>【施策の必要性】</p> <p><u>1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について</u></p> <p>今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見を基に国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。</p> <p><u>2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について</u></p> <p>(1) 日朝・日露関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、我が国の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。</p> <p>(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。</p> <p><u>3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について</u></p> <p>(1) WTOドーハ・ラウンド交渉及びFTA/EPAの推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTOの紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。</p> <p>(2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の観点等から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。</p> <p>(3) 社会分野については、国民生活に直結する国際的なルール作りに積極的に関与することを通じて、我が国の国民の利益や関心をルールの内容に十分に反映させることが必要である。特に多数国間条約作成交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。</p>	

【施策の有効性】

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすることが有効である。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、EPA は物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実にとって不可欠である。

(2) 経済分野の多数国間条約及び社会分野の条約は、作成されれば直ちに国際標準を形成し当該国際標準に沿って国内措置を見直す必要が生じる場合が多いため、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

【施策の効率性】

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱って外交実務上の必要に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

六者会合の開催、日露首脳会談等の開催、「在日米軍駐留経費負担特別協定」及び「日・中刑事共助条約」の締結、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の署名・国会提出、ロシア・EU との刑事共助条約、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があったことを踏まえれば、施策を実施する際にとられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

EPA/FTA の分野、その他の経済分野及び社会分野での国際約束とともに、その交渉段階、特に条文作成段階において、原則として条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせること等により、施策の目標に向け大きく進展しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

以下に示すとおり、本施策の目標達成に向けた各種取組を通じ、相当な進展を得ることができた。

(1) 平成 21 年 1 月に行われた国際刑事裁判所 (ICC) 裁判官選挙において齋賀富美子裁判官が第 1 回目投票で再選され、我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを維持・確保できた。

(2) 平成 20 年 6 月、東シナ海の油ガス田の開発に関する協力につき、中国と政治的合意を達成しており、日中間の懸案事項の国際法を通じた解決に向けた相当な進展があった。

(3) 平成 20 年 11 月、国連海洋法条約に基づき大陸棚延長申請を大陸棚限界委員会に提出した。

(4) 平成 21 年 6 月、国連海洋法条約との整合性を確保した海賊対処法案が成立した。

(5) 平成 21 年 7 月、国連安保理決議第 1874 号を実施するための貨物検査法案を閣議決定した。

(6) 平成 20 年 6 月、国会において国際物品売買契約条約 (ウィーン売買条約) が承認されたため、同年 7 月に我が国は同条約の批准書を寄託した (平成 21 年 8 月 1 日発効)。

(7) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題に対し国際法に基づく外交政策を展開することができた。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

以下①～③に示すとおり、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があり、また、以下④に示すとおり、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け大きな成果があった。その結果、平成 20 年度において、本施策の目標達成に向けて相当な進展が見られた。

① 第 6 回六者会合に関する首席代表者会合における議論の結果、朝鮮半島の非核化を検証するためのメカニズム等に関する「プレスコミュニケ」及び「議長声明」が発表された。

② 日露首脳会談において、領土問題について、我々の世代で解決すること、これまでに達成した諸合意及び諸文書に基づいて作業を行うこと等につき両首脳が一致した。

③ 米国との間で、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を締結し、また、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を署名し国会に提出した。

④ 「日・中刑事共助条約」を締結し、また、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」を

署名し国会に提出した。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

平成20年度においては、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で、目標の達成に向けて進展があった。

(1) 平成20年度においては、各国とのEPA(経済連携協定)締結に向けた動きが更に加速され、計4本の協定が発効に至り、2本の協定を国会に提出した。また、我が国としてヨーロッパの国との間で初めてとなるスイスとのEPAについても交渉妥結し、その他の国・地域との交渉も順調に進展した。

(2) EPAを含む経済分野の条約及び国民の生活に影響を与える社会分野の条約全体としても、平成20年通常国会での承認(計14本)や、平成20年臨時国会及び平成21年通常国会への提出(計13本)を円滑に進めることができた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第169回国会施政方針演説	平成20年 1月18日	・世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、WTO交渉やアジア太平洋地域との経済連携協定の交渉の早期妥結に取り組むとともに、日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、対日投資の倍増計画を確実に達成します。 ・2050年までに温室効果ガスの排出量を半減させる長期目標を、経済成長と両立しながら実現することを目指し、議長国として、すべての主要排出国が参加する実効性のある新たな枠組み作りを主導してまいります。
	第169回国会外交演説	平成20年 1月18日	国際社会の平和と繁栄の実現のためには国際社会における「法の支配」の確立が求められており、国際裁判制度の活用などを通じ積極的に貢献していきます。
	第171回国会施政方針演説	平成21年 1月28日	・WTOドーハ・ラウンドの早期妥結や、経済連携協定の交渉に取り組みます。 ・本年末には、地球温暖化対策の次期枠組みを決める国際会議が開催されます。すべての主要国が参加する、公平で実効ある枠組みの構築に向け、積極的な役割を果たしてまいります。
	第171回国会外交演説	平成21年 1月28日	「…在日米軍再編を着実に実施し、日米安保体制を堅持してまいります。」「…外相レベルを含めて北方領土問題の最終的解決に向けて強い意志を持って交渉を進めます。」「2010年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議の成功に向けて、『核不拡散・核軍縮に関する国際委員会』を含め、関係国との協力を強化していく考えです。」「航行の安全確保や、何よりも、日本国民の生命及び財産の保護の観点から、海賊対策は正に火急の課題であり、新たな法整備の検討を進めると

			ともに、できることから早急に措置を講じてまいります。」
--	--	--	-----------------------------

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省国際情報統括官組織

<p>施策名</p>	<p>的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 (政策評価書[施策レベル評価版] 317 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ-6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供</p>
<p>施策の概要</p>	<p>①在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の提供等 在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施 ②情報収集・分析手法の開拓及び整備 ③情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施 ④職員のための研修等の実施 ⑤政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供(分析資料の作成と提供、各種説明等の実施)</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 【総合的評価】 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (理由) (1)「対外情報収集本部」設置による情報収集のための組織的体制整備、在外公館に対する情報収集重点の指示、在外公館職員による任国内外への出張、新たな情報源の開拓等により、的確な情報収集に向けて想定された成果があった。 (2) 外部有識者等の知見の一層の活用、職員のための研修、諸外国との協力、情報コミュニティ省庁との情報共有の強化等により、情勢分析ペーパーの質・量の向上を図ることができた。 (3) 官邸首脳、外務大臣をはじめ政府幹部へのブリーフ機会の拡大により、外交・安全保障を中心とする政策の立案・実施への寄与を増大させることができた。</p> <p>【施策の必要性】 (1) 複雑かつ流動的な国際情勢の中で、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するための戦略的な外交を展開するためには、外交・安全保障政策の決定者が国際情勢に関する正確な情報を適時に把握することが不可欠である。 (2) そのためには、情報の収集、分析、政策決定ラインへの提供という一連の業務を実施する体制を整備し、効率的に運用することにより、外交・安全保障政策の立案・実施に資する情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが必要である。</p> <p>【施策の有効性】 (1) 的確な情報収集のためには、在外公館に対し収集すべき情報に関する本省側の関心事項・問題意識を的確に伝えるとともに、在外公館職員の任国内外への出張の増加等により情報収集活動を活発化し、さらに、新たな情報源及び情報収集手法の開拓、衛星画像の活用、各情報源に対する評価の実施などにより、情報収集能力を強化することが必要である。また、外部有識者等の知見の一層の活用、官邸に設置された「情報機能強化検討会議」の最終報告書、「官邸における情報機能の強化の方針」(平成20年2月14日公表)を踏まえた情報コミュニティ省庁間の情報共有の強化、諸外国との協力強化等により、情報分析能力を強化することが有効である。更に、職員に対し高度情報保全や分析分野での合同研修・人事交流等の実施を通じて専門性の向上を図ることが有効である。 (2) また、情報及び分析結果を政策決定ラインに適時に提供するためには、官邸首脳、外務大臣等の政府幹部へのブリーフの実施が有効である。</p>	

【施策の効率性】

予算規模、人的資源に限られる中、流動的かつ多岐に渡る国際情勢に関する情報の収集と分析を行い、官邸首脳や大臣をはじめ省内幹部に対する適時適切な情報提供を行っており、取られた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析のタイムリーな提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 情報収集及び情報分析能力の強化

(1) 情報収集能力については、外務大臣を本部長とする「対外情報収集本部」を立ち上げ、本省及び在外公館における情報収集体制の組織的な整備を行った他、特定重要テーマに関する本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、在外公館の情報収集活動の指針をより明確にした。また、在外公館において情報源を追加し、既存の情報源との比較・対象を可能とした。

(2) 情報分析能力については、分析に関する国内外の専門家との意見交換(含む訪日招聘)の増大、「官邸における情報機能の強化の方針」(平成20年2月14日公表)を踏まえ情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を講じた。

評価の切り口2: 外交政策の立案・実施への寄与の拡大

総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的なブリーフ機会を拡大し、またブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題を設定した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会 外交演説 高村外務大臣(当時)	平成20年 1月18日	山積する外交課題に適切に対処し、平和な世界を創るための取組を推進していくためには、情報の収集・分析能力の強化、情報防護体制の強化が不可欠であり、引き続き取り組んでまいります。
第171回国会 外交演説 中曽根外務大臣	平成21年 1月28日	山積する外交課題に迅速に対処し、また、海外における日本人の生命・財産を適切に保護するためにも、需要に見合った形での人員、組織及び情報収集・管理体制などの強化が不可欠であります。	

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式: 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省広報文化交流部

施策名	海外広報、文化交流 (政策評価書[施策レベル評価版] 323 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 Ⅲ-1 海外広報、文化交流
施策の概要	<p>海外向け広報の実施、国際文化交流事業の展開・促進、及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により、諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り、日本外交を展開する上で望ましい環境を整備すること。次の具体的施策より構成される。</p> <p>Ⅲ-1-1 海外広報 Ⅲ-1-2 国際文化交流の促進 Ⅲ-1-3 文化の分野における国際協力</p>	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策Ⅲ-1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>Ⅲ-1-1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>Ⅲ-1-2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>Ⅲ-1-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>【施策の必要性】</p> <p><u>1. 「海外広報」について</u></p> <p>近年、国際社会においては、インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策(特に外交政策)及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の正しい対日理解の増進及び対日親近感の醸成を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。</p> <p><u>2. 「国際文化交流の促進」について</u></p> <p>インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、知的交流、日本文化紹介、日本語の普及、人物交流等の国際文化交流を展開し、日本国民と他国民の間の相互理解を深めていくことが必要となっている。</p> <p>特に、諸外国の国民が、ありのままの日本の姿を理解するためには、従来より取り上げている伝統から現代までの文化に加え、近年世界的に広く受け入れられている我が国のポップカルチャーを活用した施策を行う必要がある。</p> <p><u>3. 「文化の分野における国際協力」について</u></p> <p>インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成するためには、開発途上国の文化の保全及び発展を支援する文化協力を通じて、良好な対日イメージを形成する必要がある。</p> <p>また、人類共通の貴重な財産たる世界遺産は、一度失われれば回復することは難しい。危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために我が国の技術力をもって協力を行うことは、必要性のみならず緊急性も高い。</p>	

【施策の有効性】

1. 「海外広報」について

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、広報目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

2. 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るためには、文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成するとともに、日本語や日本研究の普及を通じて我が国をより深く理解する機会を提供することも極めて有効である。

3. 「文化の分野における国際協力」について

二国間協力(文化無償資金協力)及び多国間協力(ユネスコ、国連大学を通じた協力)を通じ文化の分野での国際貢献を行うことは、人類共通の貴重な遺産の保護や新たな文化の発展につながり、協力の対象となった国の国民感情にも直接訴えかけ、かつ効果が長く持続することから有効である。さらに、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすこととなり、世界各国において親日感を醸成する観点からも極めて有効である。

人的資源開発日本信託基金事業は、我が国、ユネスコ及び被益国政府の協力により被益国の人材育成・能力開発事業を実施するところ、被益国の発展に貢献するのみならず、我が国と被益国との関係強化にも役立っている。

【施策の効率性】

1. 「海外広報」について

在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、効率的な予算執行を図っている。また、広報資料については利用状況調査を実施し、人物交流事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間確保等による支出の効率化に努めていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「国際文化交流の促進」について

海外でのネットワークを活用して経費を節減する等、限られた予算の中で、海外における日本文化の紹介、日本語普及、日本研究・知的交流、人物交流を通じた親日層・知日層の形成が効果的に図られたことから、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

3. 「文化の分野における国際協力」について

限られた資源の中、多数の文化無償資金協力案件の効果的な実施や、我が国が推進するユネスコ関係条約の発効など、ユネスコ等を通じた国際協力という点での施策が進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「海外広報」について

ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」に効果的に対処するため、政策発信を強化する必要がある。また、若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップカルチャー人気の機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく各種媒体の特色を活かした広報活動を強化する必要がある。厳しい財政状況に鑑み、少ない予算でより高い効果を得られるよう一層効果的・効率的な広報活動を実施する。

2. 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、文化交流事業を拡充強化していく。特に、全世界において約300万人に達している日本語学習者へのさらなる対応や、近年世界的に人気の高いポップカルチャーをさらに活用していく。併せて、世界的規模の問題解決に向け、我が国の知識や技術が十二分に活かされるよう、知的交流を一層充実させる。

3. 「文化の分野における国際協力」について

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かす形で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。無形文化遺産の分野での貢献は「ユネスコ無形文化遺産保護地域センター(仮称)」「(ユネスコ・カテゴリー2センター(ユネスコと提携した事業を実施することを目的として、ユネスコ加盟国が設立する機関))設立へつなげていく。

文化無償資金協力については、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭に置きつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を引き続き実施する。加えて草の根レベルでの小規模なニーズに迅速に対応できる草の根文化無償資金協力を積極的に実施するとともに、これまでの既実施案件に関するフォローアップも実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 海外向け広報の実施、国際文化交流事業を展開・促進、及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により、諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り、日本外交を展開する上での環境を整備すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「海外広報」について

(1) 外国の政策決定や世論形成に影響力のあるオピニオンリーダーの本邦招待のほか、在外公館において、我が国から派遣する有識者や館員による政策講演会の開催、政策広報資料の配布及びインターネットを通じた政策発信並びに日本を紹介する季刊誌の配布、映像資料の海外テレビ局における放映などを通じた一般事情の発信等を実施した。これらの事業実施件数、事業参加人数、ウェブサイトのページビュー数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する海外広報活動は相当程度対象者に届いたものと考えられる。

(2) 英国 BBC ワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は57%(前年56%)で、評価対象の16か国・地域中4位となるなど、海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。また、外務省が平成20年度に委託して実施した米国、カナダ、インドにおける対日世論調査においても、海外の幅広い層で日本に対する高い評価が定着していることが示された。これらの結果から、外務省の海外広報活動は一定の成果があったものと考えられる。

2. 「国際文化交流の促進」について

文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。特に、周年事業の実施のように、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。特に近年世界的に人気の高いポップカルチャーについては、第二回「国際漫画賞」や「アニメ文化大使」事業を実施した他、新たにポップカルチャー発信使を委嘱し、我が国への理解・関心を高めるための具体的な事業を形成できた。

3. 「文化の分野における国際協力」について

(1) 文化遺産保護に関する日本信託基金事業として、有形文化遺産および無形文化遺産分野で計約 40

	<p>件を実施した。実施国において高い評価を受けているのみならず、日本独自の文化遺産保護の技術や手法は国際的にも評価されている。</p> <p>(2) また、世界遺産および無形文化遺産に関する各種会合に出席し、我が国における有形・無形の文化財保護の豊富な知見を活かして議論に貢献した。</p> <p>(3) 開発途上国の人材育成等を目的とする人的資源開発日本信託基金を通じて、新たに承認した9件を含め59件の事業が実施中であり、実施国・地域の人作りに貢献している。</p> <p>(4) 国連大学については、日本政府とのハイレベル協議を3回実施した。緊密な意見交換を行い、新たに研究所を設立して「サステナビリティと平和」を看板に掲げた学術研究／能力育成活動を行うことや大学院プログラムの導入等を含む国連大学の戦略を我が国としても積極的に後押ししていくことが確認された。また、国連大学のレジリエンス向上や、国連大学と産業界等との連携強化の支援、TICADIV 及びG8における国連大学の参画について助言や支援を行い、具体的な行動につなげた。</p> <p>(5) 文化無償資金協力については、平成20年度は一般文化無償資金協力20件、草の根文化無償資金協力32件を実施した。いずれも案件実施に係わる交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスに幅広く報じられたほか、被供与国政府の様々な関係者から謝意が述べられるなど、高い評価が得られている。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第169回国会外交演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>我が国の魅力や外交方針の戦略的かつ積極的な対外発信、日本語学習者の増加、知的交流及び国民レベルでの交流促進に取り組んでまいります。</p>
<p>第171回国会外交演説</p>	<p>平成21年1月28日</p>	<p>我が国の外交方針を力強く対外発信します。また、伝統文化からポップカルチャーまで我が国の文化の魅力を戦略的に発信するとともに、日本語の普及、知的交流の促進に取り組んでまいります。</p>	

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省大臣官房（外務報道官組織）

<p>施策名</p>	<p>報道対策、国内広報、IT 広報 (政策評価書[施策レベル評価版] 343 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 Ⅲ-2 報道対策、国内広報、IT 広報</p>
<p>施策の概要</p>	<p>我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅲ-2-1 適切な報道機関対策・国内広報の実施 Ⅲ-2-2 効果的なIT広報の実施 Ⅲ-2-3 効果的な外国報道機関対策の実施</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 【総合的評価】 施策Ⅲ-2「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅲ-2-1「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅲ-2-2「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅲ-2-3「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>【施策の必要性】 <u>1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について</u> グローバル化の進展等により、特に北朝鮮問題、食の安全、金融危機への対応など、外交案件が国民生活に直接影響を及ぼす傾向が強くなって、我が国の外交政策に対する国民の関心は高まっている。我が国が外交政策を強力かつ効果的に遂行するためには、国民の理解・支持を得ることが不可欠であり、そのために我が国の外交政策について分かりやすく説明する責任を果たし、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案・実施の参考として適切に活用していく必要がある。</p> <u>2. 「効果的なIT広報の実施」について</u> インターネットの普及等により様々な情報が氾濫する中で、外交政策についての正確で迅速な情報提供が不可欠となっている。平成20年度は特に、G8北海道洞爺湖サミットなど重要な国際会議が日本国内で開催され、我が国外交への関心が高まり、議長国・開催国として積極的に国の内外に情報発信を行う必要性が認識された。 <u>3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について</u> 我が国の外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を通じて、我が国に対する好意的かつバランスのとれた外国報道を定着させ、これにより、諸外国の対日親近感を醸成した我が国に対する正しい理解を増進することは、国際社会における我が国の地位・発言力の向上につながる。そのため、外国メディアの報道振りを情報収集・分析し、それらを踏まえた戦略的な情報発信、きめ細やかな取材協力や戦略的な記者招聘等を行うことが必要である。 <p>【施策の有効性】 <u>1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について</u> (1) 多くの国民がメディアを通して我が国の外交政策についての各種情報を入手していることから、外務省として報道機関に対し外交行事における取材の便宜を図るとともに、適時に記者会見及び記者ブリーフを実施し、報道発表を発出することで、報道機関を通じ、外交政策に関し国民に情報発信ができる。また、メディアにおいて我が国の外交政策について解説を行う有識者に適切な情報提供を行うことによつて、事実関係を正確に反映した報道を促すことができる。 (2) メディアはその時々でより関心の高い事案について報道する傾向がある。このため、多岐にわたる外</p>	

交政策をバランス良く国民に説明するためにも、外務省が独自に様々なフォーラム、講演、パンフレット、雑誌等を通じて情報発信を行うことも重要で、これにより国民のより深い理解・支持を得ることにもつながる。

(3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等を通じた国民からの意見聴取や世論調査により、国民世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案・実施する上で重要であり、国内広報・報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。

(4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する理解と支持を増進する上で極めて有効である。

2. 「効果的なIT広報の実施」について

インターネットを利用することで、国内外の多数の利用者に迅速に情報を発信し、外交政策への理解を促進することが可能となる。外務省ホームページ(日本語、英語、携帯版)、サミット・ホームページ、在外公館ホームページ、日本紹介用ホームページ(Web Japan)等発信する情報や対象とする利用者層によって、複数のホームページを使い分けることで、情報伝達をより効果的に行うことが可能となる。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

海外における対日理解・親近感を醸成するために、首脳会談・外相会談を含む各種外交行事の機会を有効に活用して、外国メディアに対し、様々な形式(記者会見、インタビュー、プレスキット配布等)で情報発信を行うことが必要不可欠である。また、外交行事に併せて記者招聘を行うことにより、詳細な情報と取材機会を提供し、対日理解を促し、期待する記事掲載につなげていくことも効果的である。

【施策の効率性】

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

報道対策と国内広報は相互補完的であり、広聴活動も有効に活用し、限られた資源を用いて相互に連携しつつ施策を実施した。施策の目標達成に向けた進展が図られ、とられた手段は適切かつ効率的であったと考える。

2. 「効果的なIT広報の実施」について

限られた予算の中で、情報の掲載方法を工夫してユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い、動画発信等インターネット技術を活用し、わかりやすく迅速な情報提供に努めた結果、1日平均52万件以上(ページビュー:日本語、英語、携帯版合計)のアクセス数を確保した。また、複数のサイトの掲載業務を一つの業者に一元化して委託することにより、掲載関連経費(日本語、英語、携帯版合計)を約20%削減できたことなどから、採られた手段は適切かつ効果的であった。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

各種情報発信、取材協力、反論投稿等を行うことにより、外国メディアによる我が国の政策や立場に関する報道につながっており、施策実施のためにとられた手段は適切かつ効率的であった。また、対日報道の情報収集・分析・配布を随時行うことは、実施した施策の有効性を確認し、今後の戦略の検討に寄与することにつながり、1つの手段を効率的に活用することとなった。世界各国の報道のモニタリング体制について、衛星テレビ、ウェブサイトなどのメディアも対象とし、インターネットを活用するなど情報技術の変化に適切に応じることにより、経費を節減することができた。

【反映の方向性】

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

我が国の外交政策に対する国民の理解・支持を得るべく、引き続き適時・適切な報道機関対策・国内広報に努める。その際、インターネット・メディアの進化やテレビチャンネルの多様化といった新たなメディアの様態の変化等による国民の情報入手先の変化を的確に把握し、それに対応したメディア対策・国内

広報を実施する。

2. 「効果的なIT広報の実施」について

更に使いやすくわかりやすいホームページを作成し、ウェブサイトを通じた正確かつ迅速な情報提供を行うことにより、我が国の外交政策に対する国の内外の理解促進に努める。

また、事業の一層の効率性を高めるため、掲載システムの改良を図る。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

外国メディアによる、海外での報道・記事・テレビ番組などが、対日理解に大きな影響を与えている。在京特派員数の漸減、メディアの多様化、情報の氾濫といった状況の中で、対日報道の減少や論調の偏向が懸念されるため、引き続き効果的な外国メディア対策の実施が不可欠である。

平成21年度も引き続き、省員の対外情報発信の意識を高め、本省・在外公館間の連携を強化し、論調分析体制を強化する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

報道機関を通じた国民への間接的情報提供(報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出(特に平成20年度は19年度に引き続き地方新聞に対する情報発信を強化)、発信力のある有識者への情報提供及び直接説明(各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布)を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。外務省ホームページのアクセス数の伸びや直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかな通り、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、広聴活動を通じ国民からの多種多様な意見を聴取することができた。

2. 「効果的なIT広報の実施」について

平成20年度には、以下に示すとおり成果がみられ、本施策の目標(特に小目標)の達成に向けて相当な進展があったと言える。

外務省ホームページのアクセス数が全体として増加したこと、ユーザビリティ(使いやすさ)が向上したこと、コンテンツの充実及び既存ページのバリアフリー化が進んだこと、G8北海道洞爺湖サミット専用ホームページの開設や「わかる!国際情勢」コーナーの新設等、国民にわかりやすい形での情報提供を積極的に実施したこと。加えて、コンテンツ掲載業務に関し、複数サイトの運用業務を一つの運用業者に一元化して委託することで効率化の促進が図られたこと。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

平成20年度は、第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)並びにG8北海道洞爺湖サミット及びG8関連会合を活用し、外国メディアに対する情報発信(反論投稿を含む)・取材協力・記者招聘を通じて、外国メディアによる日本関連報道を促進し、諸外国における対日理解に進展が見られた。また、日本関連報道の収集・分析を大幅に改善した他、主要外交政策課題に関する広報プレゼンテーション資料の作成、メディア対応能力強化により、外国メディアのニーズに即した情報発信が可能となった。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における外交演説	平成20年 1月18日	諸外国での我が国の信頼と理解の増進は、外交政策の円滑な推進にも資するものです。このため、我が国の魅力や外交方針の戦略的かつ積極的な対外発信・・・に取り組んでまいります。

第171回国会における外交演説	平成21年 1月28日	日本外交の基本方針について諸外国の理解と信頼を増進させることは外交政策の円滑な推進にも資するものです。このため、我が国の外交方針を力強く対外発信します。
-----------------	----------------	--

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省領事局政策課、旅券課、

領事サービス室

評価実施時期：平成 21 年 8 月

施策名	領事サービスの充実 (政策評価書[施策レベル評価版] 365 頁)	政策体系上の位置付け
	基本目標Ⅳ 領事政策 Ⅳ-1 領事サービスの充実	
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化の推進、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、在外選挙人名簿登録者数向上等のための取組を進めた。</p> <p>(2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じた。</p> <p>(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関 (ICAO) の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努めた。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (理由) 領事業務の IT 化の推進、在外選挙人名簿登録者数の向上、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、IC 旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利・利益を確保・増進するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まったことは、全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。</p> <p>なお、平成 20 年 10 月に在外 139 公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果では、在外公館の領事窓口の対応では 85%、電話の対応では 80% が「丁寧な対応」と回答しており、本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していると評価できる。</p> <p>【施策の必要性】 近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わっている領事業務へのニーズは高まっている。更に、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、領事業務の IT 化、領事窓口のサービス向上、領事担当官の能力向上、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>(1) IT 化等による手続の簡素化、領事シニアボランティアによる窓口業務の支援強化、在外選挙人名簿登録者数向上の取組は、海外に渡航する邦人や在留邦人に対するサービスの向上・利便性の向上・権利行使の機会の確保につながり有効である。</p> <p>(2) 領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。</p> <p>(3) ICAO の国際標準に準拠した生体情報を旅券に取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使した IC 旅券の適正な発給・管理を行うことは、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。</p>	

【施策の効率性】

- (1) 限られた資源の中、IT 化の推進等により邦人にとって領事業務の利便性向上が着実に図られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

領事サービスの改善・強化は、終わりのない目標と位置付けており、平成 21 年度以降も重点政策として目標達成に向け推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

- (1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること
- (2) 領事業務実施体制を整備すること
- (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 在留届の電子届出件数の伸び及び在留邦人向けメールマガジンシステムの導入公館数の伸び

(1) 在留届電子届出件数

平成 16 年度:18981 件、平成 17 年度:19867 件、平成 18 年度:24596 件、
平成 19 年度:38677 件、平成 20 年度:53682 件

(2) メールマガジンシステム導入公館数

平成 16 年度:43 公館、平成 17 年度:65 公館、平成 18 年度:88 公館、
平成 19 年度:89 公館、平成 20 年度:98 公館

評価の切り口2: 領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査結果(平成 20 年 10 月)

- ・調査実施公館数 139 公館
- ・調査対象者総数 10623 人

(来館目的)

- ・旅券 3036(45%)
- ・証明 2235(33%)
- ・戸籍・国籍 819(12%)
- ・その他 700(10%)

(公館がどこにあるかすぐにわかりましたか)

- ・すぐに分かった 5898(63%)
- ・HP 等で確認したので問題なかった 2474(26%)
- ・表示等がなくわかりづらかった 735(8%)
- ・分かりにくかった 318(3%)

(入館時の受付の対応)

- ・非常に丁寧な対応であった 4798(51%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応であった 2119(23%)
- ・普通であった 2128(23%)
- ・どちらかといえば対応がよくなかった 213(2%)

- ・対応がよくなかった 92(1%)
- (領事窓口の対応如何でしたか)
- ・非常に丁寧であった 5876(63%)
 - ・どちらかといえば丁寧であった 2021(22%)
 - ・普通であった 1159(12%)
 - ・どちらかといえば対応がよくなかった 177(2%)
 - ・対応がよくなかった 76(1%)

- (電話対応は如何でしたか)
- ・非常に丁寧であった 3465(56%)
 - ・どちらかといえば丁寧であった 1445(24%)
 - ・普通であった 910(15%)
 - ・どちらかといえば対応がよくなかった 200(3%)
 - ・対応がよくなかった 96(2%)

評価の切り口3: 領事シニアボランティアによるサービス向上

平成15年度に在外10公館に第1期シニアボランティアを派遣した。平成19年度には第2期として10名を派遣し、平成20年度には5名を追加派遣した。領事シニアボランティアを派遣することで在外公館における領事サービスが向上した。

評価の切り口4: 在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録者数の伸び

(1) 在外選挙人名簿年間登録申請件数

平成16年度:15,729人、平成17年度:20,839人、平成18年度:21,635人、
平成19年度:23,621人、平成20年度:18,228人

(2) 在外選挙人名簿登録者数

平成16年度:82,555人、平成17年度:91,815人、平成18年度:99,173人、
平成19年度:108,889人、平成20年度:110,522人 (外務省調べ)

評価の切り口5: 日本人学校・補習授業校への援助

次の数の日本人学校及び補習授業校に対し、校舎借料、現地採用講師謝金等に係る援助を行っており、邦人支援策の向上に寄与した。

(1) 日本人学校

平成16年度:83校、平成17年度:85校、平成18年度:85校、
平成19年度:85校、平成20年度:87校

(2) 補習授業校

平成16年度:189校、平成17年度:185校、平成18年度:187校、
平成19年度:195校、平成20年度:201校

評価の切り口6: 領事研修受講者のアンケート及び外部講師よりの評価

(1) 領事研修受講者のアンケート結果

領事初任者研修(年2回)、在外公館警備対策官研修(年1回)を実施し、受講者のほぼ全員より知識・専門性の向上が図られ有益であったと評価された。また、在外公館においては、中米・カリブ地域を対象に領事研修会議を開催し、領事業務についての活発な意見交換が行われ、近隣公館の連携強化等実りの多い会議となったとの報告を受けている。

(2) 外部講師よりの評価

外部講師(大学教授等)よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

	<p>評価の切り口7:IC 旅券の発給状況 平成 20 年度においては約 391 万冊の IC 旅券(一般旅券)を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。</p> <p>評価の切り口8:領事業務の業務・システムの最適化事業の進展 在留邦人数実態調査のシステムの自動化に係る開発、戸籍・国籍事務の管理システムに係る開発及び印影照合システムの導入について、予定どおり作業を完了した。また、司法共助事務、管海事務及び邦人援護事務支援システムの機能設計並びに査証発給端末と旅券発給端末の一部統合等の開発を順調に進めており、海外邦人の利便性の向上、領事業務実施体制の整備に寄与した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 171 回国会外交演説	平成 21 年 1 月 28 日	(外交実施体制) 山積する外交課題に迅速に対処し、また、海外における日本人の生命・財産を適切に保護するためにも、需要に見合った形で的人员、組織及び情報収集・管理体制などの強化が不可欠であります。
	平成 20 年度重点外交政策	平成 19 年 8 月	3. 力強い外交のための基盤強化 (2)国民の安全・安心を確保する体制の強化 ・領事サービス充実のための取組
平成 21 年度重点外交政策	平成 20 年 8 月	1. オールジャパンの総力を結集した機動的な外交 (5)海外邦人・日本社会の安全と安心(多様化する危険・脅威への対応、査証体制強化等)	

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省領事局海外邦人安全課、

評価実施時期：平成 21 年 8 月

邦人テロ対策室

<p>施策名</p>	<p>海外邦人の安全確保に向けた取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 371 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標Ⅳ 領事政策 Ⅳ－2 海外邦人の安全確保に向けた取組</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。</p> <p>(2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務のアウトソーシング化、内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化、更に医療等の専門家との連携等を通じ、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 【総合的評価】 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ (理由) 平成 20 年度においては、海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における施策を継続的に進めた結果、次のとおり、全体としては相当な進展があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現地当局等との協力関係を構築し、兼轄国等の安全情報収集体制の強化を図った。 ② 海外対応携帯電話の普及に併せ、携帯電話を通じ情報発信に取り組む等海外安全に関する情報発信機能の強化を図った。 ③ キャンペーンや講演等を通じ、国民や企業関係者等に対し安全対策及び危機管理に関する意識の向上、危機への対応策の啓発に努めた。 ④ 一般援護関係では、閉館時における緊急電話対応業務のアウトソーシング化の推進、精神疾病発症及び高齢者問題等新たな課題への取組においては、在外公館の対応体制の改善や領事担当官の能力向上、専門医からの専門的知見の活用及び、各国政府及び関係省庁・機関並びに現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向けた取組ができた。 ⑤ 緊急事態に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害やテロ・誘拐等への取組に加え、新型インフルエンザ等の新たな脅威に対しては、抗インフルエンザ薬の配備及び政府一体となった取組の中で関係省庁との連携・協議を通じて対応策の検討を進めた。 <p>【施策の必要性】 国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題に掲げられており、海外における国民の生命・身体の保護その他の安全に関する努力は外務省の最重要任務の一つである。そのためには、邦人援護に必要な予算・人員の増強を図りつつ既存の予算・人員の効率化のための見直しを行い、効果の最大化を図る必要がある。</p> <p>【施策の有効性】 海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が、多様化する海外での危険を可能な限り正確に認識し、「自分の身は自分で守る」との意識をもって、安全対策措置を講じることが最も重要である。そのためには、正確な情報収集・分析及び魅力的な情報発信を行う体制を整備・強化し、国民の安全に関連する最新の情報を的確かつきめ細やかに提供することが不可欠かつ</p>	

有効である。第二に、海外における不測の事件・事故等に対し迅速かつ確実な支援を行うため、外務本省及び在外公館における支援のための基盤の整備・強化が有効である。特に、大規模緊急事態への的確な対応を図るため、在外公館の人的、物的体制の整備は不可欠である。また、精神障害あるいは鳥・新型インフルエンザ等の感染症については、その対応に極めて高い専門性が必要であり、こうした知見及び資格を有する専門家との連携・協力は極めて効果が高いと考える。

【施策の効率性】

多様化する海外における危険に応じて、正確かつ的確な情報及び支援を提供するため、在外公館及び外務本省の人的・物的資源を効果的かつ効率的に投入、展開し得る体制の整理及び強化、アウトソーシング化を進め、また専門性を必要とする業務あるいは確実性を要する業務について、内外の専門家や関係機関・団体との連携・協力の強化を図ったことは施策の目標及び時代の要請に合致しており、これらの手段を通じた海外邦人の安全対策は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

在留邦人の増加傾向が継続していることに加えて、(1)平成19年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え潜在的な海外渡航人口に合流することに伴い在外邦人が高齢化している。また(2)テロの広域化、世界各地における自然災害の発生等危険・危機が大規模化、多様化しており、さらに、(3)新型インフルエンザ等の感染症対策や精神疾病への対応等援護業務が複雑化している。このような情況下、海外邦人の保護に関する政府の施策に対する期待と必要性は益々高くなっている(外交に関する世論調査)。そのため、国民の危機回避意識を醸成・増進するとともに、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、官民のネットワーク化を進めつつ、専門家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの強化並びにそのために必要な予算の確保に努めていく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

- (1) 海外邦人の安全対策を強化すること(広報・啓発)
- (2) 海外邦人の援護体制を強化すること(基盤・体制)

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 情報発信基盤の強化に向けた取組

平成20年度には、安全情報収集業務委託を見直し、より効率的な事業に振りかえる等予算の効果的な活用を図るとともに、外国政府の安全対策担当者の招聘等を通じた現地情報の収集と邦人安全対策における現地当局との協力関係を強化した。情報発信の基盤である海外安全ホームページについては、国民の関心・ニーズを踏まえた情報をより見やすく提供し得るよう内容を整備・改善し、アクセス数の増加を図るとともに、携帯版の海外安全ホームページでは機能を拡充した。また、年末年始の海外旅行シーズン及び卒業前の海外旅行シーズンに合わせて行った海外安全キャンペーンにおいては、海外安全ホームページへの関心と渡航情報収集の重要性を呼びかけた。更に、海外における多様な危険を、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料(海外事件簿等)をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供し、その他海外安全対策に関する広報・啓発を広く実施した。

評価の切り口2: 海外邦人の危機管理意識の強化

平成20年度には、テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、継続的に国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。また NGO 関係者が誘拐される事案が発

生したことを踏まえ、危険地域で活動する NGO 等を対象としたセミナーの開催等の新たな取組を実施した。また、本邦及び在外において、新型インフルエンザ等新たな脅威等に備えての危機管理について啓発に努めた。

評価の切り口3: 緊急連絡への24時間対応体制の強化

(1) 閉館時緊急電話対応体制の強化

夜間・休日等在外公館閉館時などでも時間的制約に関係なく、海外邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、引き続き在外公館閉館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成20年度には導入公館を平成19年度の72公館から6公館追加し、78公館に拡充し、邦人渡航者及び在留邦人の多い中南米、欧州及び大洋州公館において更に拡充すべく努めた。

(2) 専門的知見の活用

海外における在留邦人、邦人渡航者が増加する中で、精神障害あるいは鳥・新型インフルエンザ等の感染症など新たな対応が求められており、こうした事態にも適切に対応するため、在外公館の領事担当官の研修を実施するとともに、拠点国における精神科医師の活用(顧問医契約)、鳥・新型インフルエンザ対策に関する関係府省庁との連携・協力、感染症専門医による講演、研修の実施等専門的知見を活用し得る体制をとった。

評価の切り口4: 遠隔地等における即応体制の強化

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行い得るよう、必要な措置を講じた。

評価の切り口5: 官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施

海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティネットを強化した。その一環として外務本省あるいは在外公館において現地での官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報共有・協議を行った。

また、外務本省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方自治体に対し情報提供等を行った。

評価の切り口6: 大規模緊急事態対応能力の強化

平成20年度においては、テロ、大規模化する自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態への対応につき、各種の研修を通じて緊急事態対応要員の養成を行った。また、全米・カナダ邦人安否確認システムについて、在留邦人の参加を得て、全米・カナダにおける運用訓練を実施した。さらに、新型インフルエンザ対策として、医療事情の悪い地域に在外邦人用の抗インフルエンザウイルス薬を追加配備し緊急展開用備品の整備を行った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第171回国会外交演説	平成21年1月28日	(外交の基本方針) 外交の目的は、我が国の国益、すなわち我が国の安全と繁栄及び我が国国民の生命・財産の確保にあります。
	平成20年度重点外交政策	平成19年8月	3. 力強い外交のための基盤強化 (2)国民の安全・安心を確保する体制の強化 ・多様化・深刻化する危険・危機への対応
	平成21年度重点外交政策	平成20年8月	1. オールジャパンの総力を結集した機動的な外交 (5)海外邦人・日本社会の安全の安心(多様化する危険・脅威への対応、査証体制強化等)

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式: 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省領事局外国人課

施策名	外国人問題への対応強化 (政策評価書[施策レベル評価版] 377 頁)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅳ 領事政策 Ⅳ-3 外国人問題への対応強化
	<p>施策の概要</p>	<p>査証申請者への便宜を図り人的交流の促進を図る一方で、我が国において不法就労を企図する者や、不正入国を試みる者等の入国を防止するため、査証審査の厳格化を同時に行っている。査証審査には様々な要請があるが、それらに応えるべく、査証審査体制の強化に努め、査証 WAN(広域ネットワーク)の拡充を引き続き行っている。また、在日外国人問題については、国際シンポジウムの開催や、ブラジルとの領事当局間協議の場を通じて、政府の定住外国人支援策等を情報提供する等積極的に関わった。</p>
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 我が国への外国人入国者数が引き続き高い水準で推移する中で、来日外国人の不法残留者数、犯罪検挙率等は一貫して減少傾向にある。適切な査証審査を行うことで、人的交流の促進と出入国管理等厳格化という両方の要請に十分に応えることができた。</p> <p>(2) 我が国の査証発給数が大幅な増加傾向にある中で、引き続き適切な査証審査を行うべく、査証 WAN システムの拡充を進めた。</p> <p>(3) 外国人集住都市を多数抱える愛知県での国際シンポジウムの開催、ブラジル政府との領事当局間協議等を通じ、在日外国人問題に関する関係省庁、地方自治体との連携強化、世論啓発等に寄与した。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>(1) 我が国と諸外国との間の人的往来を促進するために、査証申請者の利便性向上を図る必要がある。他方で、我が国社会の安全・安心のため、好ましくない外国人の入国を未然に防止することも必要である。</p> <p>(2) 我が国に在留する外国人が増加傾向にある中で、いかに社会統合を図っていくのか、関係省庁、地方自治体と連携をし、国民の理解を得つつ、有効な措置を講じていく必要がある。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>(1) 査証取得を要する国々からの来日希望者は増加しているため、それらのニーズに応えるべく、適正な査証発給体制の整備が有効である。</p> <p>(2) 国際シンポジウムの開催や各国との領事当局間協議を通じて、在日外国人問題について取り組んでいくことが有効である。</p> <p>【施策の効率性】</p> <p>査証審査に関しては、人的交流促進と出入国管理等厳格化等の両面からの要請に対して、限られた資源を最大限活用して対応することができた。また、在日外国人問題についても、社会における急速な問題意識の高まりに対して、国際シンポジウム、領事当局間協議などを通じて適切に対応した。</p> <p>【反映の方向性】</p> <p>・査証審査に関しては、観光需要のある中国等に対する査証緩和措置について検討するとともに、不法</p>	

残留、人身取引等防止のために引き続き査証審査を厳格に行う。

- ・査証発給体制の整備のため、今後とも査証WAN整備の予算の増額を要求していく。
- ・在日外国人問題に関しては、困窮する在留外国人を増加させないとの視点から、我が国での就労を希望する者に対して、在外公館を通じ我が国の経済状況などについて情報発信する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

- (1) 外国人問題への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等厳格化の要請に応えること
- (2) 在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 査証発給件数の増加と、来日外国人の不法残留者等の減少

世界的な景気後退を受け、外国人入国者数は、平成20年はほぼ横ばいで推移したものの、査証発給件数は引き続き大幅に増加しており、潜在的には来日を希望する外国人が増加傾向にあると言える(短期滞在新規入国者数:平成19年738万人→平成20年737万人、査証発給件数平成19年139万6,008件→平成20年150万8,968件)。

一方、不法残留者数、来日外国人犯罪等は減少しており、厳格な査証審査の効果がうかがえる(不法残留者数:平成19年15万人→平成20年11万人、来日外国人の検挙件数:平成19年3万5,782件→平成20年3万1,280件、来日外国人検挙人員数:平成19年1万5,914人→平成20年1万3,872人)。

評価の切り口2: 在日ブラジル人支援への取組

我が国経済情勢の悪化の影響を受けた在日ブラジル人への支援及び在日ブラジル人子弟の教育問題等について、ブラジルとの領事当局間協議において日本政府の対応を紹介し、両国政府の今後の連携を確認した。また、在日ブラジル人が多く居住する愛知県での国際シンポジウムの開催を通じ、社会統合のあり方について様々な角度から検討を行い、在日ブラジル人支援に向けた取組を推進した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	特になし。		
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式: 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省大臣官房総務課、人事課、警備

評価実施時期：平成 21 年 8 月

対策室、情報防護対策室

施策名	外交実施体制の整備・強化	政策体系上の位置付け
	(政策評価書[施策レベル評価版] 383 頁)	基本目標 V 外交実施体制の整備・強化 V-1 外交実施体制の整備・強化
施策の概要	<p>(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。</p> <p>(2) 在外公館は、外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、在外公館及び館員の生命・身体の安全を確保し、また、在外公館に対する不法な攻撃を未然に抑止する等、警備体制の強化を通じて、外交実施体制の整備・強化を図る。</p> <p>(3) 外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆</p> <p>(理由)</p> <p>以下の通り、本施策の目標に向けた種々の取組を実施し、外交実施体制の整備・強化が進展した。</p> <p>(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公館の増強、定員の純増等を実現した。</p> <p>(2) 在外公館の警備体制の一層の強化については、各種人的及び物的な警備強化措置、各種研修や警備訓練等を行った。</p> <p>(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化については、平成 19 年度に設置された情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を実施した。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を担い追求するための外交を実施する上で、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある。</p> <p>外務省は、平成 20 年度重点外交政策において、①我が国の平和・安全の確保とアジア・近隣諸国との協力強化、②グローバルな課題への責任ある取組、③力強い外交のための基盤強化を展開するための体制の強化に取り組んでいく旨決定している。</p> <p>これらの重点外交政策は、今後も引き継がれていくべきものであり、その円滑な実施に資するべく、外交実施体制の整備・強化という本施策を推進することは必要不可欠である。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備</p> <p>現在の外務省は、定員・機構の増強に努めているが、世界の他の主要国に比し引き続き大きく見劣りしている。外務省の業務がますます増大している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な定員を確保し、在外公館の数と体制を整備・強化することは、外交実施体制を整備・強化する上で有効な取組である。</p> <p>(2) 在外公館の警備体制の一層の強化</p> <p>在外公館に対する各種の人的及び物的な警備強化措置を講じるとともに、警備対策官及び警備専門</p>	

員に対する研修、館員に対する警備関係講義の実施、各在外公館所在国の脅威度を勘案した警備訓練を実施する等、在外公館の警備体制をハード、ソフト両面から強化することは、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制を一層強化する上で有効である。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

意識面、制度面、物理面等多面にわたる取組を着実に進めるため、大臣官房総務課の下に平成19年度に設置した情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施することは、情報防護体制の多面的な強化のため有効である。

【施策の効率性】

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

体制の整備・強化のために在外公館・人員を拡充することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

人的及び物的な警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練の実施により、在外公館の警備体制の整備・強化が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

外務省(本省・在外公館)の定員・機構の整備・強化は国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠であり、今後とも一層推進する必要がある。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制を更に整備・強化する必要がある。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

政府機関からの情報流出を防ぐため、情報防護体制の多面にわたる取組を不断に強化する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 外務省の人員、機構の更なる整備

平成20年度には、定員99人純増、5大使館、2総領事館の新設及び1総領事館の廃止を行い、外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。

評価の切り口2: 在外公館の警備体制の強化

在外公館に対する各種の警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練などの実施を行い、在外公館の警備体制を強化した。

	<p>評価の切り口3: 外交を支える情報防護体制の強化</p> <p>情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、パソコンからの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施し、外交を支える情報防護体制を強化した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における高村外務大臣の外交演説	平成20年1月18日	<p>山積する外交課題に適切に対処し、平和な世界を創るための取組を推進していくためには、情報の収集・分析能力の強化、情報防護体制の強化が不可欠であり、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、機構、定員等の外交実施体制の抜本的な強化が不可欠であります。国民の皆様の御理解を得ながら、積極的に取り組んでまいります。</p>
	第171回国会における中曽根外務大臣の外交演説	平成21年1月28日	<p>外交実施体制について一言申し上げます。山積する外交課題に迅速に対処し、また、海外における日本人の生命・財産を適切に保護するためにも、需要に見合った形での人員、組織及び情報収集・管理体制などの強化が不可欠であります。国民の皆様の御理解を得ながら、外交基盤を充実させ、我が国の外交力を一層強化してまいります。</p>

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式: 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省大臣官房情報通信課、在外公館課

<p>施策名</p>	<p>外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革 (政策評価書[施策レベル評価版] 387 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 V 外交実施体制の整備・強化 V-2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革</p>
<p>施策の概要</p>	<p>各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運用経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (理由)</p> <p>以下のとおり、本件施策の下で各種関連事業が当初の想定どおりに進展した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「外務省情報ネットワークの整備」においては、最適化計画の基本要件となる基幹通信網を整備し、秘匿 IP 電話を 222 公館に設置した。 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ上で運用している業務・システムのうち「外務省人給システム」以外は 100%の再構築を完了し、「外務省人給システム」は予定どおり 87%の再構築を完了した。 在外経理システムの整備にあたっては、「物品管理・現地職員管理システム」を開発、代理官制度等に対応した機能の拡張を行った。また「在外経理システムの業務・システム最適化計画」の改定版を策定(平成 21 年3月)し、在外公館に設置しているサーバを平成 23 年度末までに本省に集約することとした。 <p>【施策の必要性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「外務省情報ネットワークの整備」については、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るため、現行の外務省情報ネットワークを根本的に見直し、十分な情報セキュリティと、外交活動に必要な円滑な情報交換を同時に実現する情報ネットワークの在り方を明確化し、外交通信を強化する必要がある。 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ上で運用している各種業務・システムの効率化及びシステム維持経費の削減に取り組む必要がある。 「在外経理システムの整備」では、在外公館における会計担当者の増大する業務を簡素化・効率化するため、また、会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に処理できるよう IT を活用した業務改革を進める必要がある。 <p>【施策の有効性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「外務省情報ネットワークの整備」では、全体的な情報セキュリティレベルの向上とともに計画完了時には年間1億 7000 万円の経費削減、及び1万 7000 時間の業務時間短縮が見込まれる。 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」では、システムの維持経費を年間3億円削減し、業務処理時間を年間 1500 時間削減することにつながる。 「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づく業務・システムの最適化完了後(平成24年度以降)は、在外公館の会計担当者の業務量は、月間で約38時間の時間削減(15.2%の削減率、いずれも試算値)が見込まれる。また経費については平成24 年度以降、年間延べ約 5300 万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。 	

【施策の効率性】

ホストコンピュータ、基幹通信網、秘匿 IP 電話、ネットワーク基盤及び基本業務システムの構築・運用について入札を実施し、競争原理の導入による効率化を図ったこと、在外経理サーバの入替により経費を削減できたこと、及び「物品管理・現地職員管理システム」及び現行在外経理システムの機能拡張により施策が進展し、在外経理業務の円滑化が見込まれることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「外務省情報ネットワークの整備」については、平成 21 年度に外務本省の最適化を完了し、以降、在外公館に対し順次最適化を実施する。
2. 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」については、オープン環境への再構築完了を目指し、平成 22 年度当初にシステム維持経費の削減目標を達成する。
3. 「在外経理システムの整備」については、「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に則り、サーバの本省集約化を進めると共に、IT を活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者のさらなる業務負担軽減を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること。

【目標の達成状況】

1. 外務省情報ネットワークの整備

評価の切り口：基幹通信網整備による施策目標の着実な推進

98%の在外公館に基幹通信網、秘匿 IP 電話の整備を完了した。また、外務本省においては2筐体パソコン及びプリンタの再整備を完了し、ネットワーク基盤及び基本業務システム(新システム)についても機器単体の構築が完了した。

2. 内部管理ホストコンピュータシステムの再構築

評価の切り口：業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組

再構築完了比率及び「外務省人給システム」の再構築作業は、以下のとおり目標を概ね達成した。

- ・平成 20 年度までに、ホストコンピュータ上で運用している業務・システムについて、「外務省人給システム」を除き、100%の再構築を達成した。
- ・「外務省人給システム」の再構築作業は全体の87%を完了し、平成 20 年度までの作業は順調に進展した。

3. 在外経理システムの整備

評価の切り口：業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組

外務省情報ネットワーク最適化の進捗に伴い「在外経理システムの業務・システム最適化計画」を改定し(平成 21 年3月)、右計画達成に向け事業を継続中である。また在外経理システム機能拡張等により、在外公館における会計担当者の業務の簡素化・効率化が見込まれている。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	特になし		

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省国際協力局

<p>施策名</p>	<p>経済協力</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 393 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 経済協力 VI-1 経済協力</p>
<p>施策の概要</p>	<p>戦略的な ODA の実施のための援助政策の企画・立案</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆</p> <p>(理由)</p> <p>施策の目標に沿った以下の取組を推進し、ODA 予算の削減傾向が続く中、ODA 実績の確保に努め、質・量ともに ODA の充実を図った。中でも、OECD/DAC における平成 20 年(暦年)の ODA 実績は3年ぶりに前年比プラスとなった(実績額では世界第5位だが、伸び率ではG7諸國中第1位)。</p> <p>(1)アフリカ開発会議(TICADIV)及びG8北海道洞爺湖サミットにおける ODA を通じた貢献の表明・実施</p> <p>TICADIVでは、アフリカから51 各国、34 各国の先進国及びアジア諸国、77 の国際機関及び地域機関並びに民間セクターや NGO 等市民社会の代表 3000 名以上が参加し、アフリカ開発の今後の取組・方向性に関する横浜宣言等を採択した。我が国は平成 24(2012) 年までの対アフリカ ODA 倍増を表明し、その達成に向けて ODA 事業を実施している。</p> <p>サミットでは、G8としてミレニアム開発目標(MDGs) 達成に向けた決意を表明した。</p> <p>(2)新 JICA の発足</p> <p>平成 20 年 10 月1日から、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3援助手法を一元的に実施する世界で最大級の二国間援助機関として新 JICA が発足し、援助の手法にとらわれない広い視野に立った案件形成・実施をより効率的に行い得る体制を構築した。これに伴って、前述の3援助手法の案件形成調査プロセスを統一し、案件実施準備の機動性・迅速性を強化するために、協力準備調査を開始した。</p> <p>(3)オール・ジャパンとしての国際協力の取組の推進</p> <p>①官民連携パートナーシップ</p> <p>経済界との意見交換を踏まえ、関係省庁・実施機関と連携のうえ、平成 20 年4月に「成長加速化のための官民パートナーシップ」を取り纏め、民間企業からの官民連携案件の提案・相談受け付けを開始、官民政策対話の実施、現地日系企業が参加する拡大現地 ODA タスクフォースを開催した。更に民間企業提案の受付要領を整備し、同年 11 月に発表した。</p> <p>②NGO との連携強化</p> <p>外務省・NGO 定期協議会(全体会議、ODA 政策協議会及び連携推進委員会の計年7回)を開催し、NGO との意見交換・情報の共有を進めた。また、NGO 側からの意見を参考に、NGO・市民社会等が国別援助計画に対して意見を提出しやすくなるよう、パブリック・コメント及び意見交換会を実施するとともに、各国別援助計画の策定現況の周知方法につき、外務省 ODA ホームページに明記した。</p> <p>(4)コスト縮減や業務内容を通じた事業の効率化</p> <p>「施策の効率性」に詳述。</p> <p>(5)ODA に関連する不正腐敗防止の徹底</p> <p>ベトナムにおける円借款事業に関し、外国公務員への贈賄の容疑でコンサルタント会社の関係者及び法人自身が起訴され、有罪判決が言い渡される事件が発生した。</p> <p>外務省としては、日越間で取りまとめた ODA 事業に関する不正腐敗防止策の実施等を通じて、ODA に関連する不正腐敗の再発防止の徹底を図った。</p>	

【施策の必要性】

MDGsの達成が危ぶまれるとともに、百年に一度と言われる世界的な金融危機の中、開発途上国における開発課題は山積しており、国際社会の平和と繁栄のためにも、これらの課題に対処することは世界第2位の経済大国である我が国の責務である。ODAは、我が国が自国の安全を確保する上で外交上重要な役割を果たしており、我が国の外交力の重要な源泉の1つである。

【施策の有効性】

開発途上国が抱える人道的ならびに地球規模の問題の解決に必要とされる資金は膨大であり、我が国がそれら全てに対応することはもとより不可能である。従って、ODAにおける我が国の比較優位を活かし、関係国及び関係国際機関と相互補完的な連携を図りつつ、いかなる対象分野で展開するかを深く考慮する「戦略性」と「メッセージ性」をもったODAは有効である。

【施策の効率性】

ODAコスト総合改善プログラムを策定し(平成20年4月)、計画段階に関する再検討や案件発掘から実施までのスピードアップ等、質とコストの両面からODA事業のプロセス全体を見直しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

- (1) 現下の金融・経済危機に対し、アジアが「開かれた成長センター」として世界経済に貢献するため、アジア自身の成長力強化と内需拡大に向けた域内協力を支援する。
- (2) テロリズムの撲滅のため、アフガニスタンの復興やパキスタンの経済安定化のための広域的な取組を積極的に支援する。また、途上国の平和の構築や定着を積極的に支援する。
- (3) 環境・気候変動に関して、2013年以降の枠組み交渉を念頭に、「クールアース・パートナーシップ」の推進等を通じて、途上国の取組を支援する。
- (4) 対アフリカ支援倍増やミレニアム開発目標実現への貢献等、TICAD IVやG8北海道洞爺湖サミットで表明した支援策を含む既存コミットメントを着実に実施する。
- (5) 途上国への貿易・投資を促進するとの観点から、日本企業の途上国での活動の環境整備を促進する(資源・エネルギーの確保、貿易・投資環境整備、法制度整備支援、官民連携)。
- (6) 国際協力への国民各層の広範な参加を図るとともに、NGOとの対話と連携を更に推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

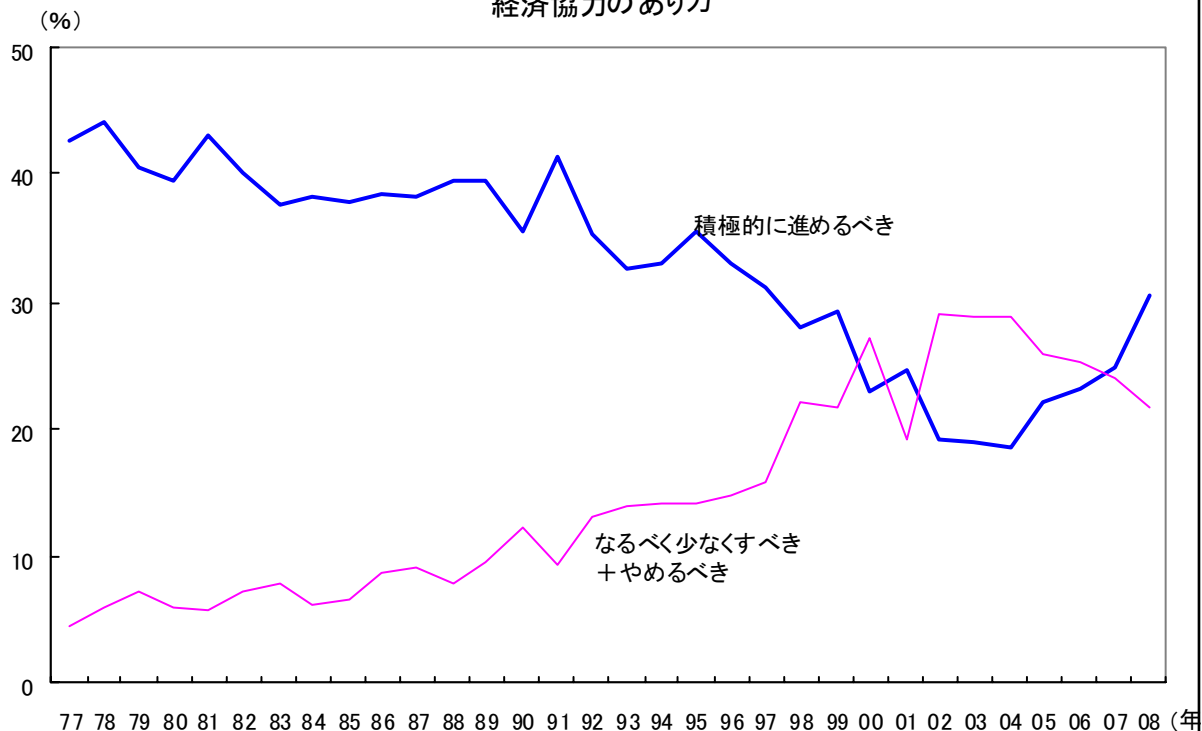
二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 世論調査の変化

毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が、「なるべく少なくすべき+やめるべき」とした割合を2年連続で上回った。中でも、積極的に進めるべきとした割合は、11年ぶりに30%台を回復した。

経済協力のあり方



(備考)内閣府「外交に関する世論調査」より作成。

評価の切り口2: ODA 事業が国民に対する説明責任をどれだけ果たしているか

①ODA 広報の実施ーホームページの充実、テレビ広報番組等の活用

ODAホームページに対するアクセスは対前年比約40%増となっている。また、テレビ東京の「知花くらの地球サポーター」の平成20年度平均視聴率は5.4%、また、番組HPへのアクセス数は前年度比2倍強の190,841件となっている。

②ODA 評価の実施

外務省は、被援助国の実情に沿った、質の高いODAを実施するため、各国の国別援助計画や援助の重点課題について、第三者評価を実施している。平成20年度には、5つの国別評価と2つの重点課題別評価、1つのセクター別評価を実施した。評価の結果は政策立案過程にフィードバックするとともに、結果を公表し国民への説明責任を果たしている。

評価の切り口3: NGO の活動環境整備

国際協力における政府の重要なパートナーである NGO がその能力をさらに向上していけるよう活動環境を整備し、NGO の能力向上を側面支援するために、NGO と連携の上、①NGO 相談員、②NGO 専門調査員、③NGO 研究会、④NGO 活動拡充のための研究調査、⑤海外 NGO との共同セミナー、⑥アカウントビリティ強化指導委託、⑦NGO 連携無償効果検証プログラム、⑧長期スタディ・プログラムの諸事業を実施した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	第171回国会における中曽根大臣外交演説	平成21年1月28日	・重要な外交手段である政府開発援助 (ODA) を積極的に活用し、途上国の人づくり、国づくりを支援するとともに、地球的規模の課題の解決に貢献することは、我が国自身の国益に叶うものです。我が国として戦略的な国際協力の実施に一層

		<p>努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）や北海道洞爺湖サミットで約束した支援策を着実に実施していきます。人間の安全保障の理念に基づき、アフリカ諸国をはじめとする開発途上国に対し、貧困削減、教育、保健、水・衛生などの分野で支援し、ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けても貢献してまいります。同時に、平和の定着、民主化・良い統治の実現に加え、市場経済化、法制度整備、貿易・投資環境整備など、途上国の経済成長の加速化と我が国との経済交流に役立つ支援にも ODA を積極的に活用していくこととしています。
第 171 回国会における麻生総理大臣施政方針演説	平成 21 年1月 28 日	<p>ODA を活用し、アフリカを始めとする途上国の安定と発展、テロとの闘い、貧困や環境問題、水問題など地球規模の課題の解決に貢献します。資源・エネルギー外交を進めます。</p>
平成 20 年度重点外交政策	平成 19 年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の政策実現のための ODA の活用（2009 年までに ODA 事業量 100 億ドル積み増し等の国際公約の着実な実施） ・新 JICA 設立に向けた ODA 実施体制の強化及び効率的で透明性のある援助の実施
平成 21 年度重点外交政策	平成 20 年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の政策実現のための ODA の活用・拡充、国際公約の着実な実施 ・JICA を通じた ODA 実施体制の強化、効率的で国際競争力のある援助の実施

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省地球規模課題審議官組織

施策名	地球規模の諸問題への取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 401 頁)	政策体系上の位置付け 基本目標VI 経済協力 VI-2 地球規模の諸問題への取組
	施策の概要	グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること。 次の具体的施策より構成される。 VI-2-1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 VI-2-2 環境問題を含む地球規模問題への取組
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策VI-2「目標の達成に向けて相当な進展があった。」★★★★☆ VI-2-1「目標の達成に向けて相当な進展があった。」★★★★☆ VI-2-2「目標の達成に向けて相当な進展があった。」★★★★☆</p> <p>【施策の必要性】</p> <p><u>1.「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について</u></p> <p>感染症、貧困、紛争等の国境を越える諸課題に効果的・効率的に対処するためには、人間一人ひとりに焦点を当て、国家、国際機関、NGO、市民社会等が協力し、これらの課題に包括的に対処することを求める人間の安全保障の考え方が有効である。</p> <p>我が国は、人間の安全保障を外交の柱の一つとし、リーダーシップを発揮して国際社会において同理念を推進しているほか、ODA 大綱においても人間の安全保障の視点に立った支援を基本方針と位置付け、人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた人道支援等を通じて同理念の実践に取り組んでいる。人間の安全保障の視点に立った支援は、裨益者のみならず、これら支援の実施国、国際機関、関係 NGO 等から高い評価を得ている。</p> <p>したがって、我が国として引き続き人間の安全保障の推進に向け指導力を発揮し、国際社会の理解促進、様々な支援スキームを通じた人間の安全保障の実現を推進していくことが必要かつ適当である。</p> <p><u>2.「環境問題を含む地球規模問題への取組」について</u></p> <p>地球環境問題は、地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能となるものであり、多数国が参加可能な枠組みを通じた取組が必要である。また、環境問題については、取組の内容や程度をめぐり特に先進国・途上国間で意見が異なることが少なくなく、問題の解決のためには、このような立場の相違を調整し、可能な限り克服していくための外交交渉の積み重ねが不可欠である。</p> <p>また、防災への取組は持続可能な開発の達成にとって不可欠であるところ、自然災害による被害を 10 年間で実質的に削減しつつ持続可能な開発を目指す「兵庫行動枠組」の世界的な実施が必要である。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p><u>1.「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について</u></p> <p>人間の安全保障は、人間一人ひとりの保護に加え、人々自身の能力強化により実践されるため、長期的で地道な取組が必要である。また、人間の安全保障に対する各国の考え方・立場はいまだ様々であるため、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする二国間支援や人間の安全保障基金、世界基金等を通じた支援を引き続き実施するとともに、国連を始めとする多数国間国際会議や二国間会合・国際機関との会合等の場で人間の安全保障の有用性につき議論し、普及に努めることは有効である。</p> <p><u>2.「環境問題を含む地球規模問題への取組」について</u></p>	

地球環境問題の解決のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等の取組を推進することが必要である。防災については、我が国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組においても生かすことが有効である。

【施策の効率性】

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

人間の安全保障フレンズ会合や APEC 等の多数国間会合・二国間会合での人間の安全保障に係る議論の継続的な実施、各種支援スキームを通じた支援による人間の安全保障の実現等に取り組んだ結果、関心国との協力関係の強化、国連総会における初の人間の安全保障に関するテーマ別討論の開催、支援の効果的な実施、感染症対策の強化がなされるなど、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

優先度が高い分野を定めて施策を進めた結果、効率性にも対応したものとなり、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

多数国間会合、二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の更なる普及に向けた取組を強化するとともに、各種支援スキームを通じた支援、世界基金理事会における単独議席の維持による発言力の維持・強化等を通じて人間の安全保障の実現に取り組む。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

(1) 国連総会における初の人間の安全保障に関するテーマ別討論の開催、EU や欧州安全保障・協力機構 (OSCE) 等とのセミナー等の開催、多数国間会合 (G8、アフリカ開発会議 (TICAD)、APEC 等) 及び二国間会合 (EU、メキシコ) の協力文書における人間の安全保障への言及、日本国内で実施したシンポジウムへの政府関係機関、国際機関、研究機関、NGO、報道関係者、多数の一般市民の参加等、国際社会・国内における人間の安全保障に係る議論の活性化及び普及において相当な進展があった。

(2) 人間の安全保障基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた支援の継続的な実施に加え、人間の安全保障基金の審査プロセスの簡素化及びニーズに合った予算額の設定、各国国際機関ハイレベルとの会談等を通じた人道支援に関する働きかけの結果、適時に効果的・効率的な支援を行うことが可能となり、人間の安全保障の実現にとり相当な進展があった。

(3) 我が国も含めた資金貢献の増加及び開発途上国等における三大感染症対策の強化に伴い、平成 20 年には、世界基金の支援事業により、抗レトロウィルス療法 (HIV 感染者・エイズ患者への治療) 受診者数、WHO 推奨の直接服薬確認療法 (DOTS) を受ける結核患者数、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数が対前年比で大きく向上し、平成 20 年末までの 5 年間で 350 万人の命が救われた。

また、G8 議長国として国際保健関連の国際機関等にも働きかけた結果、世界基金も保健システム強化

に向けた支援に本格的に取り組み始めるなど、感染症対策強化において相当な進展があった。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

(1) 多数国間環境条約の地球規模での実施の促進、国際熱帯木材機関(ITTO)、国連環境計画(UNEP)をはじめとする環境関連国連・国際機関による取組への貢献を通じ、国際的なルール の策定・実施に向けた取組を一層促進した。

(2) 北海道洞爺湖サミットにおいて、気候変動、森林、生物多様性、3R、持続可能な開発のための教育(ESD)及び水と衛生に関する議論を主導してこれらの問題への国際的関心を高め、取組を促進した。

(3) 「兵庫行動枠組」の世界的な実施の促進のため、「枠組」推進のための中心的機関である国連国際防災戦略事務局の活動を支援した。

(4) 気候変動問題につき、平成20年6月に発表した『「低炭素社会・日本」をめざして』や、平成20年1月及び平成21年1月のダボス会議での総理スピーチ等を通じて具体的な提案の発信を行ったほか、北海道洞爺湖サミットや平成20年12月の気候変動枠組条約第14回締約国会合(COPI4)等をはじめとする国際会議の場で積極的な提案及び働きかけを行った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第170回国会における麻生総理所信表明演説	平成20年9月29日	環境問題、とりわけ地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任です。自然と共生できる循環型社会を、次世代へと引き継ぐことが求められます。(中略)人類が直面する地球規模の課題、テロ、温暖化、貧困、水問題などに取り組む。
	第63回国連総会における麻生総理一般討論演説	平成20年9月25日	人間の安全保障という、日本が大切にはぐくんできた理念にもとづいて、アフリカに保健を、水と衛生を、そして教育をもたらしていく。
	第171回国会における麻生総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任です。すべての主要国が参加する、公平で実行のある枠組みの構築に向け、積極的な役割を果たしてまいります。(中略)同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもあります。成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現します。
	平成20年度重点外交政策	平成19年8月	ミレニアム開発目標(MDGs)の達成、感染症、地球環境問題、防災等の課題の解決への取組(科学技術の利用を含む。)

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省不拡散・科学原子力課、国際原子

評価実施時期：平成 21 年 8 月

力協力室

<p>施策名</p>	<p>国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 419 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅶ 分担金・拠出金</p> <p>Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(本年度については、国際原子力機関 (IAEA) 分担金及び拠出金をとりあげて評価することとした。)</p> <p>IAEA への分担金の支払いは IAEA 憲章に規定された加盟国の義務であり、IAEA 活動の主な財源となっている。</p> <p>また、IAEA 技術協力基金は、IAEA の二大目的(平和的利用促進と保障措置)のうち、平和的利用促進の一環である開発途上加盟国に対する技術協力実施のための義務的経費として拠出するものである。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆</p> <p>(理由)</p> <p>IAEA 分担金に関しては、同通常予算において米国に次ぐ第2の財政貢献国である我が国がこれを支払うことにより、IAEA による「保障措置」(原子力が平和的利用から軍事的目的に転用されないことを確保するために行われる検認制度)の実施をはじめとした国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献した。また、IAEA 技術協力基金についても、全世界における平和、保健及び繁栄、途上国に対する原子力を利用した技術協力主要事業の推進によるこれら諸国の発展を促すこと、並びにこれら諸国の原子力安全に対する意識向上を図ることを通じ、途上国における原子力の平和的利用が一層推進され、ひいては我が国の国益増進にもつながった。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>IAEA に対する分担金支払いは、原子力先進国であり、IAEA 理事会指定理事国(事実上の常任理事国。理事会構成国 35 か国中の 13 か国)の一国である我が国にとって当然の責務であり、かつ我が国が IAEA における国際的地位を確保・維持する上で必要である。また、技術協力基金の支払いは、開発途上国に対する原子力を利用した技術協力主要事業を推進しこれら諸国の発展を促すこと、及びこれら諸国の原子力安全に対する意識向上を図ることにつながり我が国にとっても重要である。原子力先進国であり IAEA 理事会指定理事国である我が国が果たすべき役割は大きい。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>我が国が支払う IAEA 分担金は、IAEA の核不拡散と平和的利用促進のための諸活動を財政的に担保するものであり、これにより、各国の原子力施設等に対する保障措置の適切な実施が可能となるなど、原子力の平和的利用から軍事的利用への転用防止に寄与している。また、我が国を含む IAEA 加盟国の義務的拠出金に基づき行われる IAEA による技術協力は、IAEA や加盟各国の技術等を効果的・機能的に開発途上国に移転し、これら移転先諸国での原子力利用技術を高めることに大きく貢献している。我が国の分担金及び技術協力基金への支払額は、IAEA 加盟国の分担率の約 16%を占めており、我が国が必要な支払いを行わなければ、IAEA の活動に重大な支障を及ぼしかねないほどの影響力を有しているものと思料される。</p>	

【施策の効率性】

IAEA 各加盟国の分担金は、国連の通常予算に対する国連加盟国の分担率に準じて策定される基本分担率に基づき、保障措置予算に対する負担額の調整を行った上で定められ、また、技術協力基金は、基本分担率に基づき、各加盟国の拠出目標額が定められることとなっており、いずれも合理的なプライオリティや活動内容などについての徹底した議論を踏まえて予算の規模が決定される。

【反映の方向性】

IAEA については、国際的な核不拡散体制の維持・強化、地球温暖化対策、エネルギー安全保障などに対処するための唯一の国際機関として、その役割の重要性は一層高まっている。具体的には、近年、北朝鮮やイランなどの核問題への対応、原子力発電の拡大・新規導入を企図する国への支援を巡る動きが国際的に活発になっている。また、米国のオバマ新政権は、軍縮・不拡散、及び核テロ防止のための核セキュリティ対策を極めて重視しており、IAEA に右に対応するためのリソースが必要との考えを述べている。このような国際的な環境の中で、IAEA の二大目的である原子力の平和的利用の促進と核不拡散体制の維持・強化は、我が国のエネルギーの安定供給及び安全保障の観点から、従来にも増して極めて重要になっており、引き続き所要の分担金に対する予算要求を行っていく。

また、IAEA 技術協力基金については、先進国から途上国への技術・ノウハウの移転が、医療・健康、食糧・農業等の分野における途上国の活性化に関して重要な役割を果たしている。特に、放射線によるがん治療・診断は、効果的な治療・診断の観点から、国際的な注目を集めており、従来にも増して我々の生活にとって極めて重要になっており、引き続き所要の予算要求を行っていく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し、分担金・拠出金を通じて貢献すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口：IAEA を通じた我が国の国際貢献

IAEA において米国に次ぎ第2位の財政貢献を行っている我が国が定められた分担金及び技術協力基金を支払うことにより、IAEA は保障措置の実施や途上国に対する技術協力をはじめとする原子力の核不拡散と平和的利用促進に関する活動を適切に実施することができた。これにより、国際的な核不拡散体制の維持・強化に寄与し、もって国際社会の平和と安定に貢献できた。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	特になし。		

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省経済局経済安全保障課

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 (政策評価書[施策レベル評価版] 423 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標 VII 分担金・拠出金 VII-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
施策の概要	<p>(本年度については、国際連合食糧農業機関分担金をとりあげて評価することとした。)</p> <p>我が国は、国際連合食糧農業機関(FAO)に対して、FAO 憲章第 18 条2の規定に基づき、分担金支払い義務を果たした。この拠出により、FAO がその主要任務である食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供、国際条約等の執行機関、世界の食料・農林水産物に関する調査分析及び情報の収集・伝達、開発途上国に対する技術助言・技術協力の活動が可能となる。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆</p> <p>(理由)</p> <p>分担金は国際連合食糧農業機関(FAO)の通常予算を支弁するものであり、この拠出により、FAO がその主要任務である食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供、国際条約等の執行機関、世界の食料・農林水産物に関する調査分析及び情報の収集・伝達、開発途上国に対する技術助言・技術協力の活動が可能となった。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>我が国が分担金拠出を行うことは、FAO 憲章第 18 条2に規定された義務である。加えて、中長期的食料需給の逼迫予想と現下の食料価格高騰の中、世界の食料・農業問題の改善に寄与し、我が国を含む世界の食料安全保障の実現する上で、FAO の活動への貢献は不可欠である。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>分担金は国際連合食糧農業機関(FAO)の通常予算を支弁するものであり、この拠出により、FAO がその主要任務である、福田総理(当時)も出席した FAO 主催「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」の開催など食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供、FAO/WHO 合同食品規格計画(Codex 委員会)の運営など国際条約等の執行機関、世界の食料・農林水産物に関する調査分析及び情報の収集・伝達、開発途上国に対する技術助言・技術協力の活動が可能となり有効であった。</p> <p>【施策の効率性】</p> <p>分担金は国連分担率に準じ、国連との加盟国の相違等による若干の調整をした分担率に基づき分担率が決められており、合理的な資金の供与である。また、我が国は、現在加盟国間で議論されている FAO 改革の議論に積極的に参画しており、これを踏まえ FAO 事務局も更なる効率的な運営を追求している。</p> <p>【反映の方向性】</p> <p>今後は FAO の分担金により支弁される通常予算の適正な執行を求めるとともに、FAO のさらなる効果的・効率的な運営に向けて、加盟国間で議論されている FAO 改革の議論に積極的に参加する。</p>	

	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【施策の目標】</p> <p>我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること。</p> <p>【目標の達成状況】</p> <p>評価の切り口:国連食糧農業機関(FAO)の活動に関する我が国の財政的支援</p> <p>分担金は国際連合食糧農業機関(FAO)の通常予算を支弁するものであり、この拠出により、FAOがその主要任務である食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供、国際条約等の執行機関、世界の食料・農林水産物に関する調査分析及び情報の収集・伝達、開発途上国に対する技術助言・技術協力の活動が可能となり有効であった。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第171回国会における中曽根外務大臣外交演説</p>	<p>平成21年 1月28日</p>	<p>(世界経済) 近年の世界的食料需給のひっ迫を踏まえ、食料安全保障の一層の強化に向けた具体的施策に取り組んでまいります。</p>

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 21 年度（平成 20 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省国際協力局緊急・人道支

評価実施時期：平成 21 年 8 月

援課（人道支援室）

<p>施策名</p>	<p>国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る 国際貢献 (政策評価書[施策レベル評価版] 427 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標Ⅶ 分担金・拠出金 Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に 係る国際貢献</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(本年度については、中央緊急対応基金(CERF) への拠出金をとりあげて評価することとした。) 中央緊急対応基金(CERF)は、第60回国連総会(世界サミット)及びグレンイーグルズG8サミットの合意を踏まえ立ち上げられたものであり、国連機関、ドナーを中心とする国際的取組強化を目的とした人道支援改革の柱の一つ。同基金を通じた支援は、大規模自然災害や紛争に見舞われた国に対する人道支援の緊急初期対応、また、ドナーの関心が低い「忘れられた危機」国への対応を主目的とするところ、我が国として、国際協調に基づく人道支援を重視する姿勢を示し、我が国の人道支援政策を強化するため、CERF への拠出を行った。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 【総合的評価】 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (理由) CERF への拠出により、国際場裡において人道支援を重視する我が国の姿勢を示すことができた(国連経済社会理事会、ドナー会合、人道問題連絡作業グループ会合等)。国連事務次長(人道問題担当)の直轄下で人道問題調整部(UNOCHA)がCERFを運用・管理しており、我が国拠出はUNOCHAとの良好な関係維持や前向きな協力取り付けに有用であった。また、CERF は我が国や主要ドナーによる従来型の援助では手が届きにくい途上国・地域への支援をカバーする補完的なものであるところ、CERF への拠出を行うことで、我が国人道支援政策は一層強化され、さらには国際社会の人道支援に関する対応能力強化に貢献出来たと評価し得る。</p> <p>【施策の必要性】 第 60 回国連総会(世界サミット)及びグレンイーグルズG8サミットといった重要な政治的コミットメントに従い設立された基金であり、CERF に対する拠出は、国際的な人道支援そのものへの貢献と受け止められている。CERFに対する資金拠出国は、100か国以上に上り、伝統的なドナーはもちろんのこと、約半数は被支援国である途上国が占める他、国際NGOや民間企業等も拠出を行うなど資金供与者の裾野が拡大している。こうした背景から、我が国がこれまでに築いてきた人道支援大国の地位をアピールする為には、CERF に対する拠出は必要不可欠である。</p> <p>【施策の有効性】 CERF への拠出を通じて、我が国の支援が困難あるいは支援が届きにくい地域や分野への支援が可能となる他、国際社会における人道支援の初期対応の強化、緊急時対応能力の拡充により、効率的・効果的な緊急人道支援体制が確立されることで、我が国自身の緊急人道支援のツールが多様化したという点で有効であった。</p> <p>【施策の効率性】 CERF の前身である中央緊急回転基金は、90 年代初頭のクルド難民危機に対する国際社会の対応が遅延したとの反省に鑑み、平成 13 年の第 78 回国連総会決議に基づき設立され、その後、平成 18 年3月に現行 CERF の形となり現在に至っている。CERF を通じた支援により、緊急事態の発生後、諸ドナー</p>	

からの支援が開始されるまでの人道諸機関の初動を機動的に支援するためのメカニズムとして有効に機能し、効率的な資金の活用が図られている。

【反映の方向性】

CERF への拠出を将来にわたって強化していくことで、我が国の人道支援政策を一層強化するとともに、国際社会の人道支援に関する対応能力強化に一層貢献していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口:CERF に対する財政的貢献を通じた国際協力の進展

CERF に対する財政的貢献を通じ、国際協力が進展した。具体的には、(1) CERF を通じた支援により、「緊急対応」及び「忘れられた危機」の双方において国際社会への貢献ができた、(2) 国際社会における人道支援の初期対応の強化、緊急時対応能力の拡充により、効果的・効率的な緊急人道支援体制の確立に向けた貢献ができた、(3) 我が国自身の緊急人道支援のツールを多様化し、ひいては国際社会への人道支援強化への貢献ができた。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	特になし。		
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----

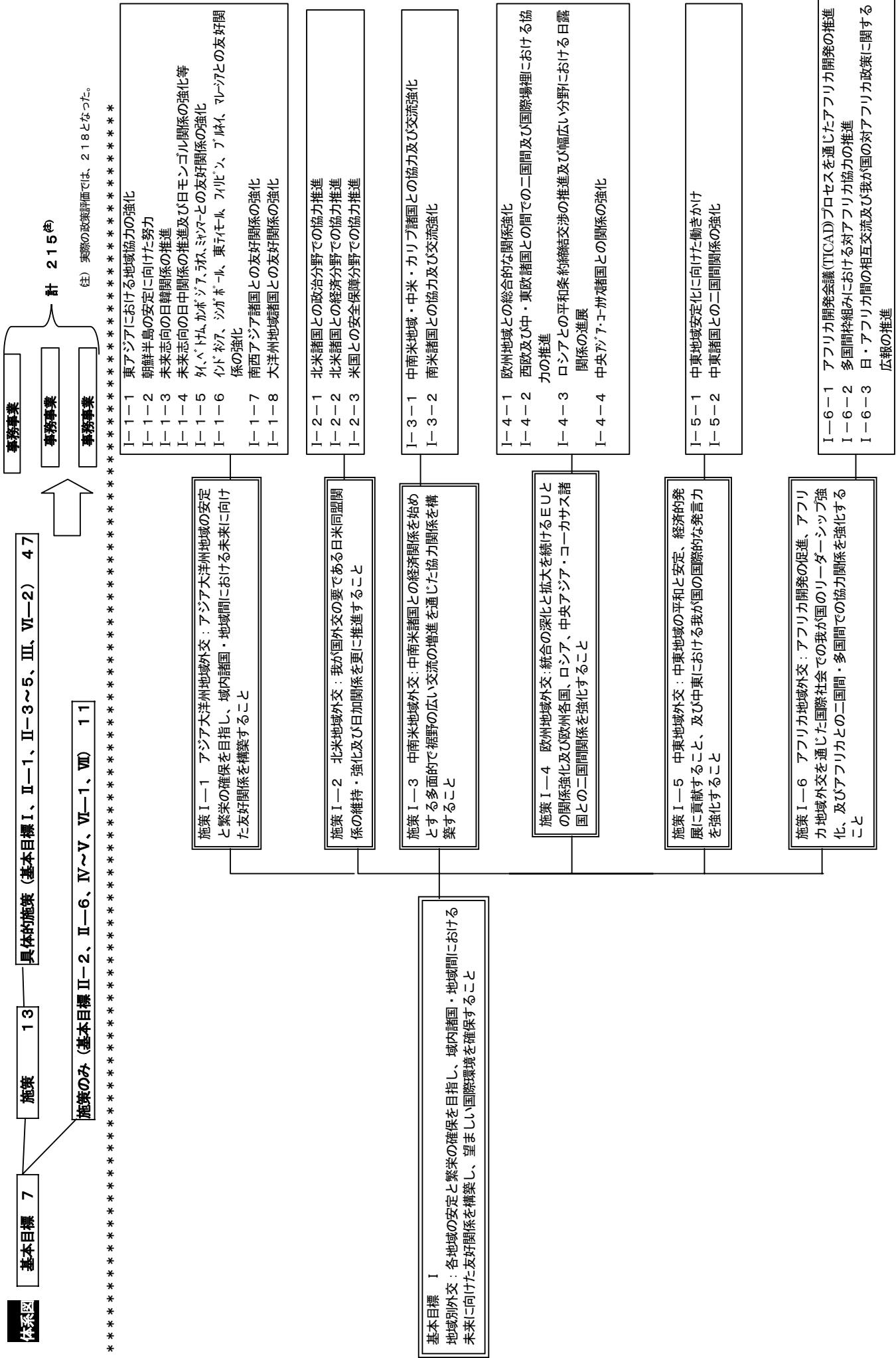
(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

(別添)

平成21年度外務省政策評価 評価体系図

平成21年度（平成20年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画



計 215(件)

(注) 実際の政策評価では、218となった。

体系図

基本目標 I
地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること

施策 I-1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること

施策 I-2 北米地域外交：我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること

施策 I-3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること

施策 I-4 欧州地域外交：統合の深化と拡大を続けるEUとの関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること

施策 I-5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること

施策 I-6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること

- I-1-1 東アジアにおける地域協力の強化
- I-1-2 朝鮮半島の安定に向けた努力
- I-1-3 未来志向の日韓関係の推進
- I-1-4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等
- I-1-5 外、べ、け、か、ボ、ジ、ア、カ、シ、タ、との友好関係の強化
- I-1-6 インド、ネパール、シカネール、東ティモール、ミャンマー、ブータン、ラオスとの友好関係の強化
- I-1-7 南アジア諸国との友好関係の強化
- I-1-8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

- I-2-1 北米諸国との政治分野での協力推進
- I-2-2 北米諸国との経済分野での協力推進
- I-2-3 米中との安全保障分野での協力推進

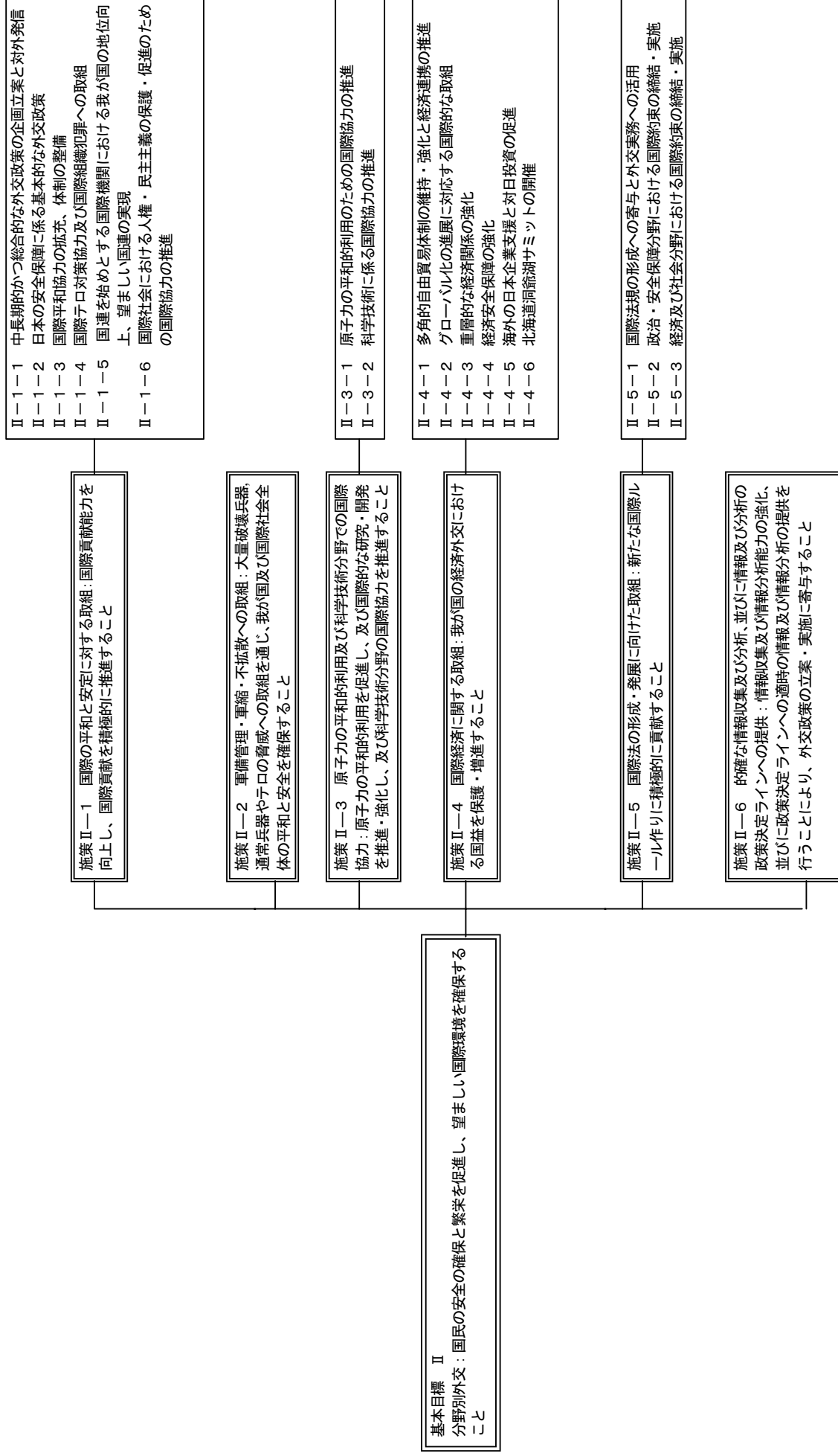
- I-3-1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
- I-3-2 南米諸国との協力及び交流強化

- I-4-1 欧州地域との総合的な関係強化
- I-4-2 西欧及び中・東欧諸国との二国間及び国際場裡における協力の推進
- I-4-3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
- I-4-4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

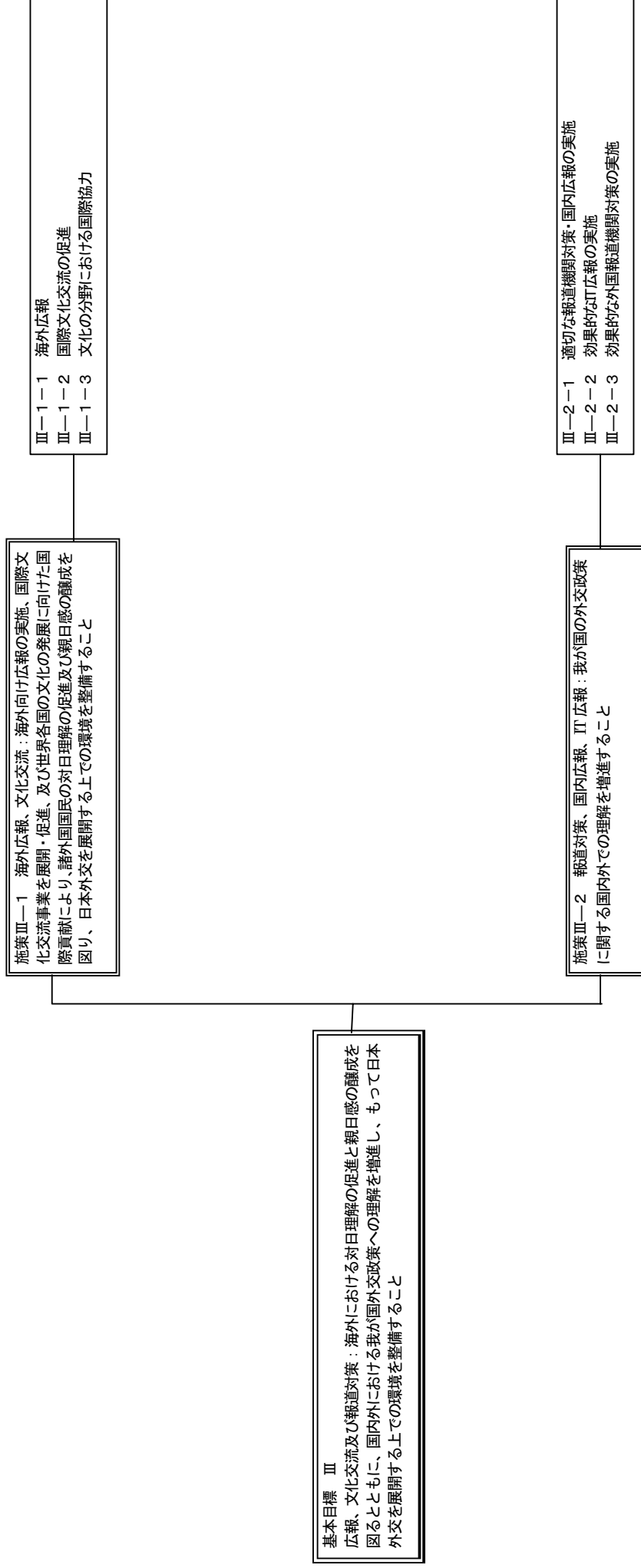
- I-5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ
- I-5-2 中東諸国との二国間関係の強化

- I-6-1 アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進
- I-6-2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進
- I-6-3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

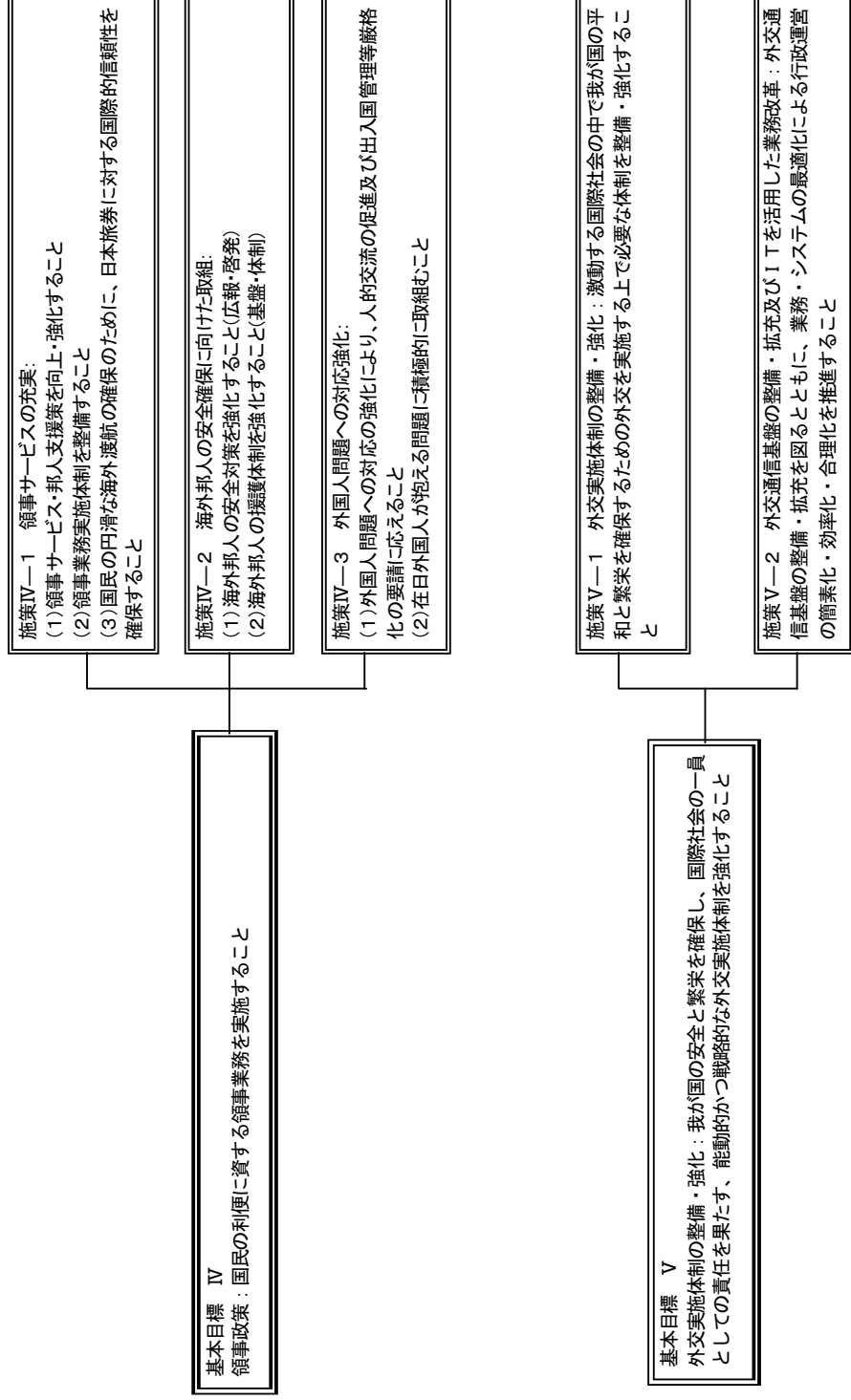
平成21年度（平成20年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画



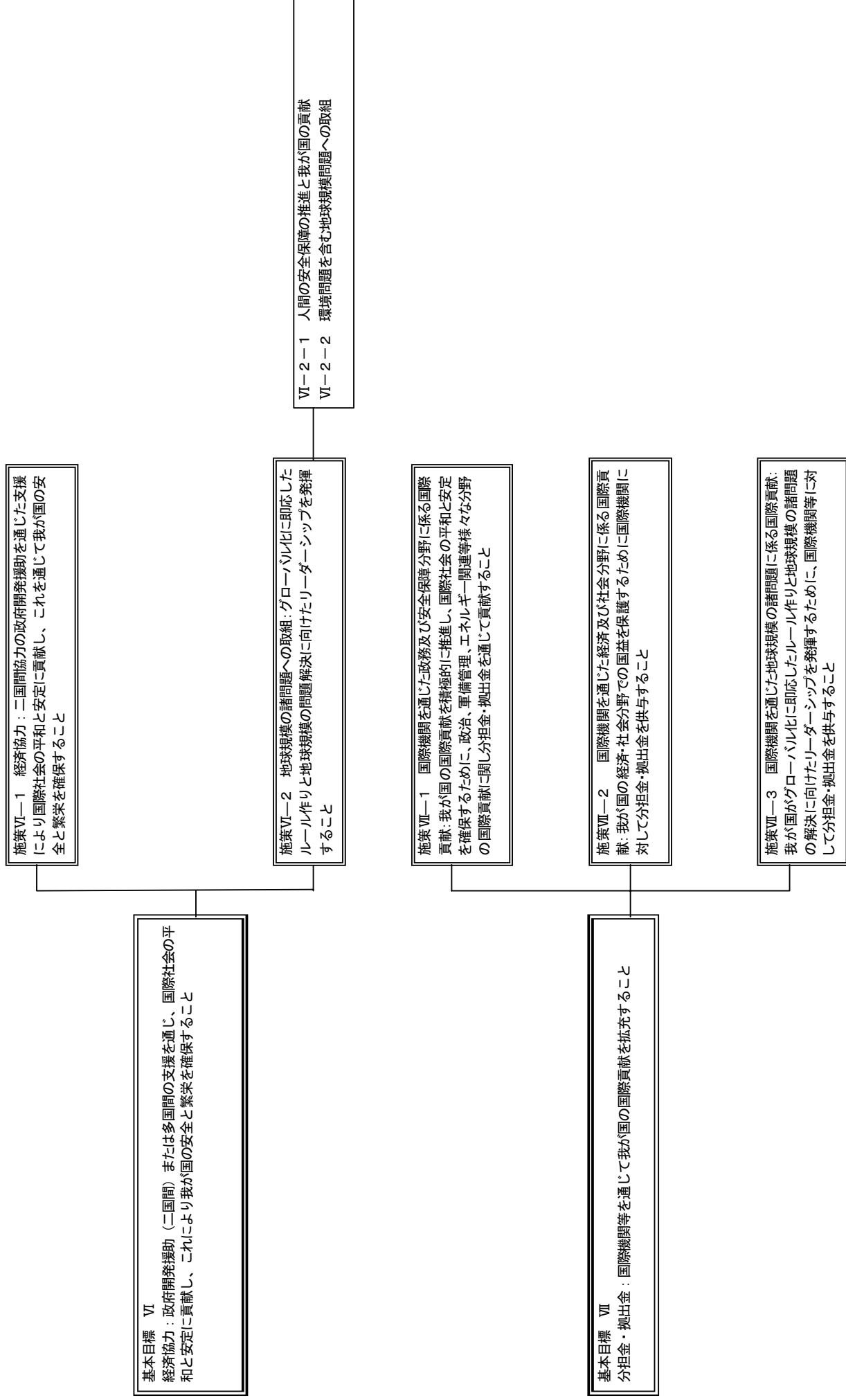
平成21年度（平成20年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画



平成21年度（平成20年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画



平成21年度（平成20年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画



外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>